

考察編 目次

I 八王子遺跡から出土した弥生中期以前の土器

石黒立人（愛知県埋蔵文化財センター）

1 I 期の資料	1
2 II 期・III 期資料について	8
3 IV 期について	14
4 VI 期について	22

II 濃尾平野における弥生時代後期の土器編年

赤塚次郎（愛知県埋蔵文化財センター）

1 はじめに	25
2 八王子古宮式の設定	25
3 山中式再論	33
4 脊間様式の誕生	39
5 弥生後期のイメージ	44
6 小型の精製土器と粗製土器	44

III 八王子遺跡の古代をめぐる諸問題

樋上 異（愛知県埋蔵文化財センター）

1 古代の郷名比定について	49
2 後・終末期群集墳と古代寺院の分布をめぐる問題	49
3 墓内系土師器をめぐる問題	53
4 製塙土器をめぐる問題	60

IV 八王子遺跡出土の木製品について

樋上 異（愛知県埋蔵文化財センター）

1 器種組成の検討	63
2 出土地点からの検討	66
3 樹種の検討	77

V 銅鐸

難波洋三（京都国立博物館）

1 型式比定	75
2 外縁付紐1式の流水文銅鐸	76
3 流水文の型の推定	80

VI 首長居館論追補 ~八王子遺跡の古墳時代前期初頭遺構に寄せて~

寺澤 薫 (奈良県立橿原考古学研究所)

1 はじめに	85
2 事実認識	85
3 事実認識についての二、三の問題と解釈	86
4 再び首長居館の階級的位置づけについて 一大平 駿氏の居館論によせて	92

VII 東海地域における古墳時代初頭期の集落 ~大阪府の状況との比較から~

山田隆一 (大阪府教育委員会)

1 はじめに	97
2 大阪の集落と他地域系土器	97
3 東海地域の集落遺跡	98
4 東海地域の物流ルート	99
5 まとめ	102

VIII L字状石杵について

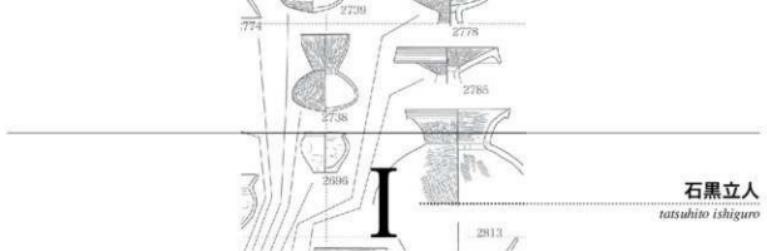
山田隆一 (大阪府教育委員会)

1 はじめに	105
2 時期	105
3 形態	105
4 その他	106

IX 井泉と大形建物 ~八王子遺跡にみる井泉祭祀~

穂積裕昌 (三重県埋蔵文化財センター)

1 はじめに	111
2 検討する遺構とその位置関係の把握	111
3 大形建物SB10 の建物形式の推定	113
4 八王子遺跡の井泉祭祀とその特質	114
5 八王子遺跡井泉祭祀の史的意味	114
6 井泉と大形建物のセット事例	116
7 井泉に伴う大形建物の特質	119
8 大形建物の祭祀的機能とその評価	120
9 井泉と大形建物の諸段階	121
10 八王子遺跡の井泉・方形区画成立の意義	121



八王子遺跡から出土した 弥生中期以前の土器

I | I期の資料

1-1 時期区分

突帯紋系土器期終末段階から遠賀川系土器盛行期を1期～6期に区分した。

1期 / 包含層資料 // 朝日遺跡貝殻山貝塚地点

伊勢湾周辺地方の突帯紋系土器については、かつて鈴木克彦氏が概略4時期に区分し、前半2段階が西之山式から五貫森式、後半2段階が馬見塚式に対応するとした。八王子遺跡から出土した資料は少ないので定量的には扱えないが、近接する山中遺跡の様相と比較して大差ないものと考えられる。つまり、馬見塚式でも新しく、その終末に相当する段階と考えられる。

遠賀川系土器（1類：以下は本文記載の類別区分とする）で注目されるのは、少量ながら出土した、接合部を段とする壺と鉢である。壺は、口縁部が「く」字状に折れ、頸部から少し下がった位置に段がある。鉢は、外面は段より下部にミガキ、内面にもミガキが施されている。各1点ずつという、量的にはまことに貧弱としか言いようがないし、幾など他の器種が出土しなかったことも残念ではあるけれども、出土したという一点では、当センターが実施した朝日遺跡貝殻山貝塚南地点の調査資料に匹敵する可能性を有する。上述した突帯紋系土器の存在と合わせて注目すべき資料であると考える。

2期 / Ba-SK08・J-SD42// 三ツ井遺跡・月繩手遺跡古段階

1類はA類に限られる。1A類の壺は、頸部に段をもつが口縁部はゆるく外反するもの、頸部が削り出し突帯／無沈線、段／沈線1条、沈線2条など、肩部は段／少条沈線、削り出し突帯／少条沈線、ミガキ後連弧紋などがこの時期である。壺は体部が張らず、沈線1条が主か。

ところで、八王子遺跡ではこれまでのところ明確な木葉紋は出土していない。まとめて出土している西志賀遺跡や朝日遺跡貝殻山貝塚地点と目立たない三ツ井遺跡や月繩手遺跡との対比を参考にすれば、それは時期差ではなく遺跡の性格に関係する可能性が高いであろう。八王子遺跡では連弧紋は出土しており、各遺跡における紋様構成内容が中心的な遺跡とそれ以外という一種周囲的な空間差を生じている印象を受ける。

この時期には半截竹管を工具とする平行線紋が壺に施されるものがある。しかし、それを1B類の祖型としたかつての認識は誤りであった。それは、伊勢湾西岸部でも南よりの金剛坂遺跡では1A類の中に一定量存在することがわかつてきただからで、豊橋市白石遺跡の類例も平行線が全周しないことから、1B類の祖型にはならない。この点について訂正したい。

2類壺は口外帯をもつものがこの時期に属すると思われるが、共伴関係の決め手には欠ける。月繩手遺跡には皆無であるのに対して、三ツ井遺跡や八王子遺跡には一定量存在する点は時期差によるものと考えられる。八王子遺跡においては、資

*参考になるのは、「朝日遺跡VI 新資料館地点の調査」(愛知県埋蔵文化財センター 2000)掲載のSB07出土資料。資料そのものは新田が混ざっているけれども、古柏資料がその存在を示唆している点を重視したい。

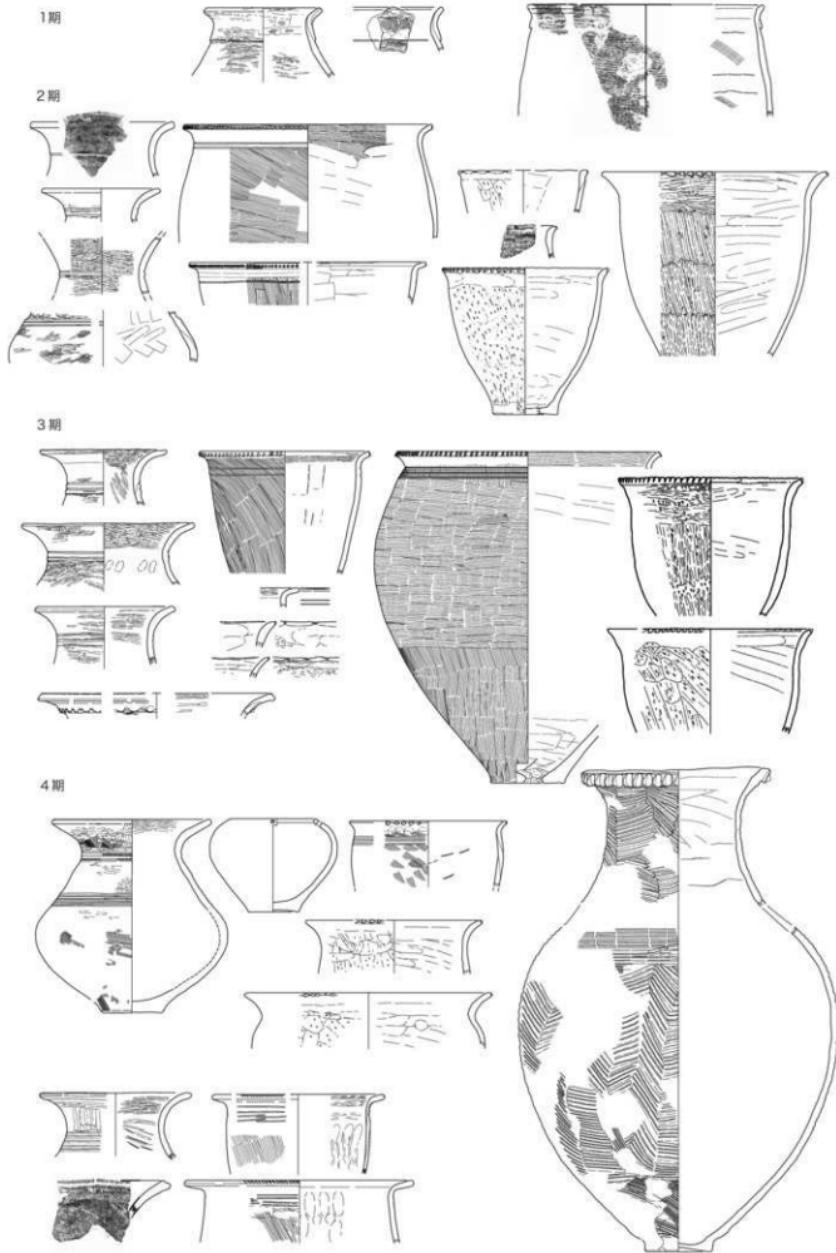
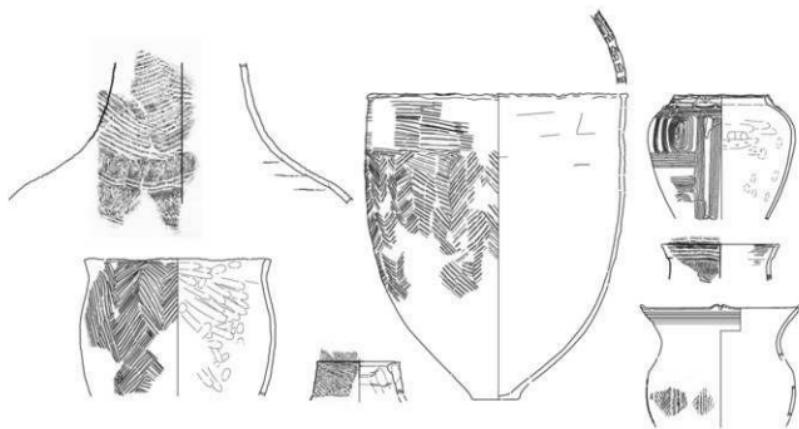
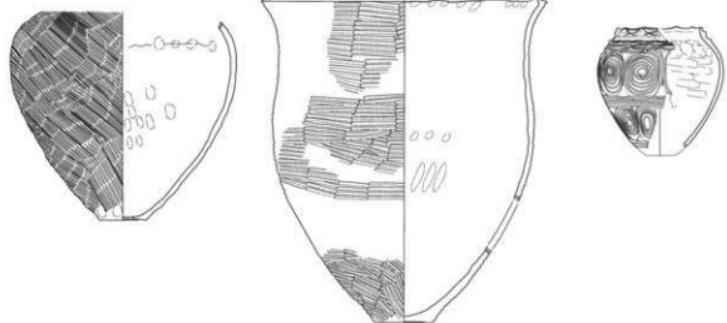


図1 弥生土器の変遷 I期



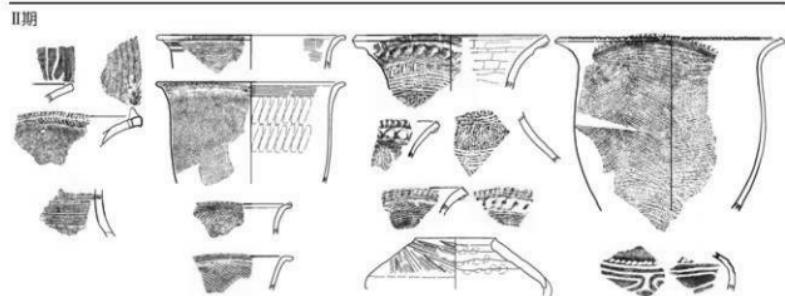
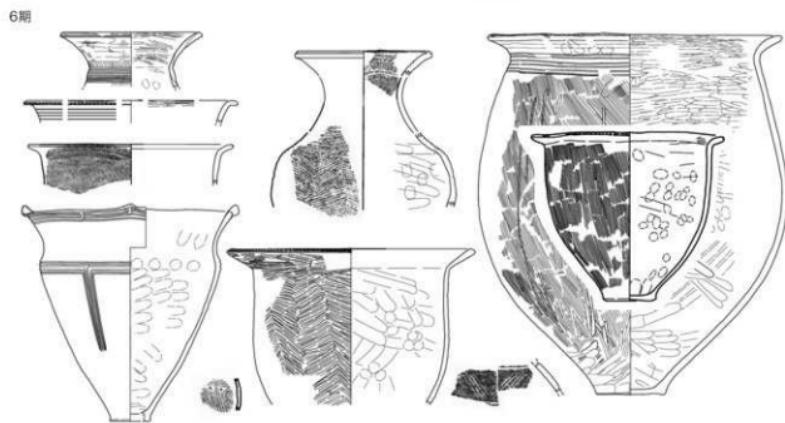
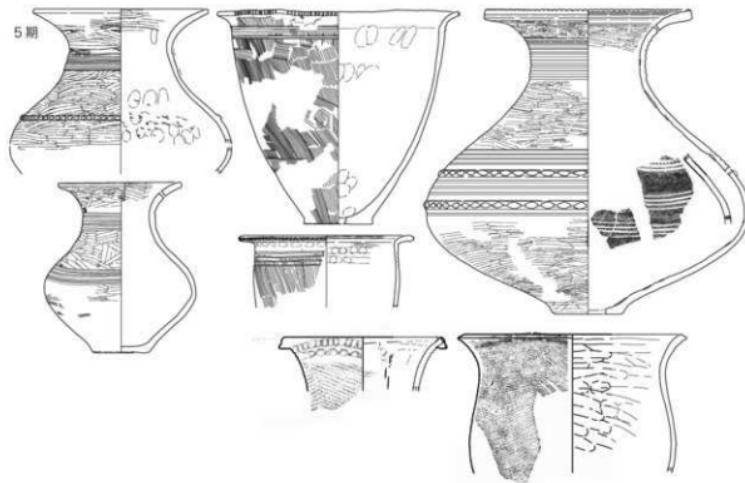


図2 弥生土器の変遷 I期～II期



料の多くは次期に属す遺構中からいざれも破片として出土しており、当期からの混入と考えられる。

3類も2類同様に破片の出土に限られる。口縁部が尖るものや丸いものがこの時期か?としか言えない。

3期 / J-SD36・Ba-SD38 古相 // 月縄手遺跡 新段階

1類はB類が出現の兆しをみせる。1A類壺は、頸部に段/沈線2条、肩部に削り出し突帯/3条を主とする。甕は1条~2条の沈線がめぐる。

2類甕はかなりの頻度で出土する。頭部の凹面帶は不明瞭になる。

3類は相変わらず共伴資料がなくよくわからぬ。Ab-SK150-971やAb-SK183-323が該当か。いわゆる樅王式と水神平式の間であろう。

4類はAb-SK140-320が該当か。とすれば相対渦巻紋系列の最終段階に相当することになるのだが。

4期 / Ba-SD24・Ba-SD38 新相 // 高藏遺跡

環濠

1類はBa-SD24出土資料をみると意外なほど各種そろっているにもかかわらず、2類は含まれておらず、この時期には衰退するということか。3類には波状紋や縱位羽状紋が出現しているが、壺はいはずれも口縁端部無紋で、押し引き紋は伴っていない。

八王子遺跡ではBa-SD38-166が他に類例の無い、いささか評価に困る資料である。形態を除けばいわゆる水神平式に属するものであり、この時期の資料に含めた。

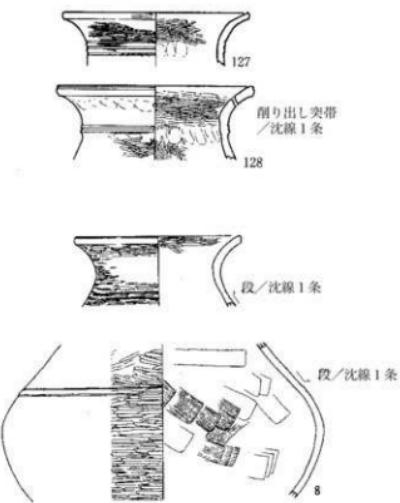
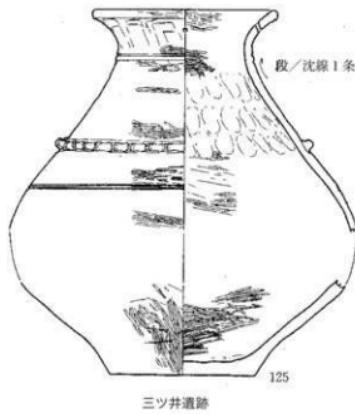
4類は渦巻紋が区画紋を伴って独立配置されるものが現れる。

5期 / 混在資料 // 山中遺跡

1A類壺は多条沈線、甕は沈線3条以上。3類は口縁部に押し引き紋。4類は羽状沈線紋が出現。

6期 / 混在資料

今回抽出した一群である。その是非は今後の課題。



月縄手遺跡

図3 「段/沈線」壺 参考資料

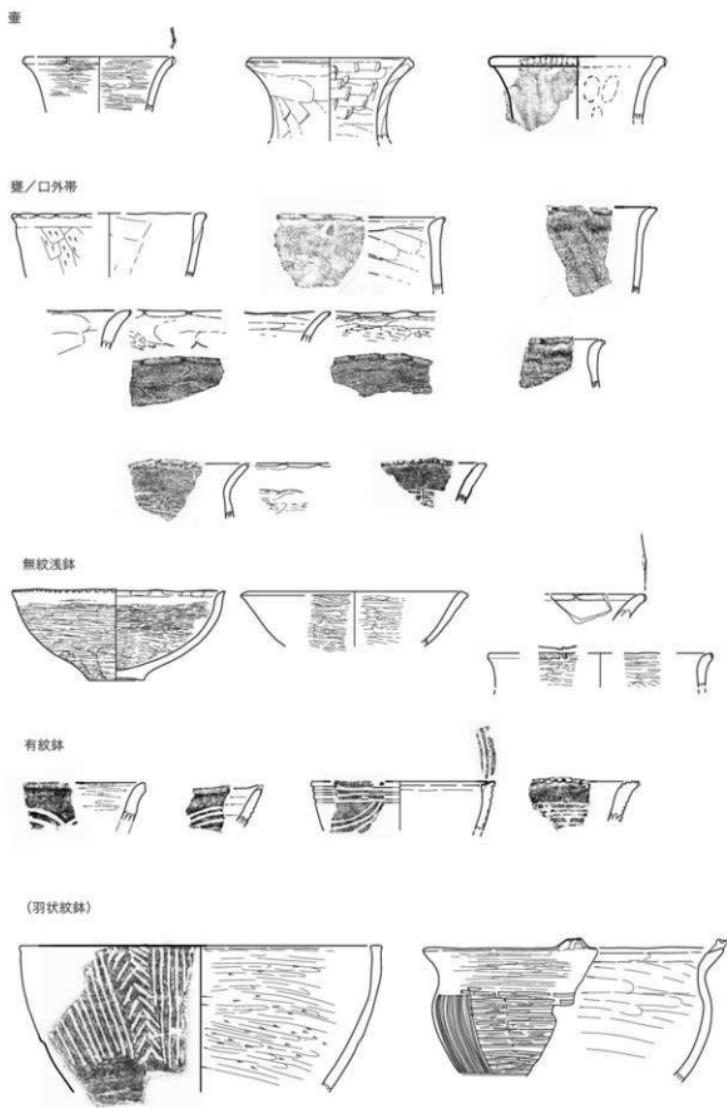


図4 八王子遺跡2類土器



1-2 2類について

2類土器群については「削痕甕」を基調としつつも、胎土・焼成が共通する壺や有紋の浅鉢類を含めた土器群として認識した。

「削痕甕」については、当センターが調査した一宮市三ツ井遺跡で口外帯をもつ初期形態が出土した。それについて中部高地の水式深鉢と関連があることを永井宏幸氏が指摘した。八王子遺跡の区分では2期に含めたが、その前半に重心がある。また、名古屋市月繩手遺跡で認められた削痕甕の変容過程が八王子遺跡では認められない点は、分布の中心もしくは近傍に位置していることを示していると考えられる。

鉢は、口外帯を有するものをを中心に取り上げたけれども、中部高地との関係でいえば浮線紋浅鉢が欲しいところだ。濃尾平野において浮線紋土器は五貫森式から馬見塚式にかけて安定して出土しているが、樫式段階になると出土例が激減する。その一方で浮線渦巻紋土器が支配的になる。それは単に浮線紋土器内部での器種の交替にとどまらない、浮線紋土器群そのものの内部的变化に関係するものであった可能性がある。

今回、八王子遺跡で出土した資料については、北陸系統の資料との識別に関して困難を伴う部分もあり、今後の課題である*。

1-3 3類について

条痕紋系土器はほとんどが二枚貝条痕であり、それ以外の工具は弥生中期以降に限られる。全形のわかる資料が少ないので、時期的な変遷を組成的に捉えることは難しい。とりわけ条痕紋系土器期前半（樫式並行期～2期・3期）資料について、属性を特定することに困難が伴う。例えば、深鉢Ba-SD38-166は、形態的には口縁部が外反しない砲弾型で古い特徴を示しているが、口縁部には押し引き、体部には口縁部が横位条痕、下位が縦位条痕で、後半期（水神式並行期～4期以降）

の特徴を有している。

Ab-SK183-323は、体部外面は横位条痕、口縁部は面をもって内側に張り出している。口縁部だけをみれば古いが、体部外面が左上がりの斜位条痕ではなく、口縁部も小さくはあるが外反しており、新しいといえる。

壺においては、Ba-SD24-123のように縱位羽状条痕が確立しているながら口縁端部が無紋の例もあり、口縁部片のみでは時期区分に困難な例が少なくない。口縁端部が無紋の壺は外面に二枚貝条痕を施すものが一般的だが、外面がナデ仕上げで無紋のものもある（Ba-SD35-534）。所属時期が遡るのかもしれない。口縁端部は面をもつものと丸いものがある。丸いものは、一宮市史掲載の元屋敷遺跡資料中にもあり、一宮市周辺地域で頗る多いようだ。これについては、突帶紋系土器からの直接的な系譜が濃厚ということか？この点でAb-SD65-431が突帶紋系土器のように外側に突出しているのは示唆的である。実際に古いのかもしれないが、突帶はユビで刻むもの、棒状工具で刻むものがある。Ba-SD24からは口縁端部が薄く丸い例もあり、口縁端部が平坦か、丸いか、無紋かどうかは時期的な新古の指標とはなりがたい。また、口縁部に押し引きが施される壺には、口縁端部が平坦なものと丸いものがある。また二枚貝押し引きは口縁端部に2段めぐるものがある。一般的なのは1段であり、時期差になるのかどうかあるが、少なくとも地域差であることは間違いない。

このように、3類に関してはその属性の時期を確定できない資料が少なくない。

上記の他に、今回新たに付け加えることができた事実としては、口縁部が無突帶でそのまま刻みを加えている壺が一定量出土したこと、口縁端部に二枚貝背面疣痕が施された壺・深鉢・甕が出土したことである。

3類土器の多くは搬入品であり、美濃加茂市・可見市周辺の美濃地方内陸部・矢作川流域を搬出地域と想定できる。

* 無紋の浅鉢は福井市野口北出遺跡（福井市教育委員会 2000）、大垣市荒垣南遺跡（財）岐阜県文化財保護センター 1998などでも出土している。また伊斐川上流旧御山（現御橋）村吉瀬跡（財）岐阜県文化財保護センター 1994では無紋と有紋（浮線紋様）の化粧したもの）跡に加えて壺・甕も出土しており、濃尾平野並みの安定度である。可見市宮原遺跡（可見市教育委員会 1973）でも口外帯を有する鉢（甕？）が出土している。今後資料を精査する必要がある。なお、（財）岐阜県文化財保護センター資料の調査にあたっては松岡千恵氏に便宜をはかりて頂いた。



1-4 4類について

浮線渦巻紋土器あるいは渦巻沈線紋土器の変異

形態は頸部が弯曲する壺形・甕形と口縁部が内傾する無頸壺形がある。サイズは推定高で20cm超のものから6、7cmのものまである。体部外面の紋様は、大は上下2段に区画され、小は1段になる傾向にある。八王子遺跡出土資料は時期的には幅がありそうで、型式学的には次のようになる。

第1段階 口縁部および肩部に浮線紋、肩部紋様帶上段にはメガネ状浮帶がめぐる。大型品の体部は沈線帶で上下に区画され、2ヶ一対の渦巻紋が連続して配置される。小型品は渦巻紋が1段めぐる。

第2段階 メガネ状浮帶に隆線が充填され、体部も単位区画紋によって縦横に区画され渦巻紋が独立して配置される。

時間的変遷としては、古いものは口縁部と肩部の紋様が一体で、また岐阜県阿弥陀堂遺跡資料を参考にすれば、古いものほど巻きが少ない。新しくなると上述の第1段階以後のように口縁部と肩部の紋様帶が分離して無紋帶が加わるとともに、巻きが増え、構成する沈線が多条化する。

渦巻紋の変異として弧紋がある。弧紋には、縦位弧紋と横位弧紋がある。渦巻紋は弥生前期で消滅するのにに対し、関連があるのかどうか不明だが、弧紋構成そのものは弥生中期中葉まで存続する。

羽状沈線紋土器の変異

4期以降に盛行する羽状沈線紋土器は、その紋様が施された土器をそれとして一括すれば、形態には壺形・甕形・鉢形がある。前2者は山中遺跡ですでに類別が知られており、口縁部には山形状突起を配し、口縁部外面は肥厚する・肥厚しないに問わらず平行沈線帶がめぐる。前者は北陸地方の「柴山出村式」との関連も指摘されている。いっぽう、後者は2類との関係もあって、系譜的には検討の余地がある。

壺形・甕形グループでは、口縁部に肥厚帶をも

ち、そこに複合鋸歯紋を施すものも同一グループと考える。しかし、口縁部外面に横位羽状沈線紋を施すものは弥生中期に下がるものかもしれない。このあたりは微妙である。無軸・有軸については時期区分の根拠にはならない。ただし、斜線横帯が施されるものは弥生中期に下がることはないだろう*。

2 | II期・III期資料について

2-1 時期区分

残念ながら細分できる資料は出土していない。そのため、以下では朝日遺跡編年に便宜的に対応させる。その是非の評価は今後の課題である。

2-2 I系について

甕をめぐって

弥生前期 1B類甕と朝日形甕の境界

Ab-SD65下層-442は、口縁部が強く外折し、逆L字状に近い形態を持つ。口縁部は中ほどで肥厚し、口縁端部はハケメ工具で小さく押し引き状に刻みが施された後にヨコナデされる。Ba-SD25上層-956は口縁部の形状は上記例と同様だが、体部には斜位ハケメ後に二枚貝で継位羽状条痕が施されている。J-SD23-621は口縁部の屈曲が強く、端部は下がっている。SK44-654・SK45-655も同様である。

上記例に対し、O-SD53-688、O-包含層-802には頸部下に半截竹管による平行線紋が施されており、弥生前期 1B類甕と共通している。Ba-SD29-526は口縁端部が突出しているが口縁部そのものは矮小化しており、前記資料と同様の傾向を有する。

いっぽう、O-SK301-Iのように明らかに 1B類甕でも頸部下に平行線紋を持たないものもある。

このように 1B類甕をめぐっては、八王子遺跡では他の遺跡に比べて変異幅が大きいと言える。

*羽状沈線紋土器は、長良川上流の郡上郡八幡町更白山神社周辺遺跡（（財）岐阜県文化財保護センター 1995）でも出土している。八王子遺跡例や山中遺跡例に類似し、北陸方面との連繋を示している。



隣接する山中遺跡ではこのようなことはなく定型的であり、したがって両者の違いは時期差に由来する可能性が高いと考える。八王子遺跡と同様の資料は、当センターが調査した八王子遺跡の北東5kmに位置する木曾川町門間沼遺跡でも出土しており、参考資料程度とはいえ、IB類最終段階が型式的に分散する様相を見せている。

つまり、八王子遺跡には口縁部の矮小化を特徴とする一群の資料があり、それには頸部下に平行線紋をめぐらすものとめぐらさないものがあるが、両者ともIB類型の系列に位置づけられ、しかも口縁部の断面形状はまさに朝日形壺そのものなのである。私としては、これらを朝日形壺の原型と考えたい。とすれば「朝日形壺」とは、口縁端部の連続刻みが消失して単独の圧痕もしくはユビツマミが口縁部四方に施され、体部外面を二枚貝斜位調整で仕上げられるものを主系列とし、これにいくつかの従系列を含んだ一群ということになる。

ところで、現状で後述する朝日形壺が弥生前期に遡る可能性は皆無である。問題は、IB類最終段階資料の時期限定である。それが弥生前期なのか弥生中期なのかについては、これまでのところ一括資料がないのでどちらとも言えない。弥生中期初頭における多条沈線紋壺の存在と合わせて、時期的には弥生中期初頭に下がる資料があると言つておく方が無難であろうか。

壺をめぐって

口縁部内面に段を有する壺

K-SD14-680は口縁部内面が段をもって肥厚し、上面に沈線で複合鋸歯紋が施されている。類例が多く、しかも系列的変化が追える資料がまとまって出土しているのが唯一朝日遺跡であるので、そこからの搬入品である可能が高い。所属時期はII期初頭であろう。

線刻を有する壺

J-SD34-372は太頸壺の体部大形片で、頸部には二枚貝直線紋、頸部下には小さな段をもち、体部はハケメ仕上げで無紋である。線刻は2ヶ所

にあり、頸部付近拓本左寄りに継に1条、右寄りに継4条の沈線が施されている。所属時期はII期後半と考える。

三角形刺突紋をもつ特殊な壺

ここで取り上げるのは折衷型である。

Ba-SD35-537は受口状口縁で、口縁部外面にはユビ押圧突帯がめぐる。屈曲部と上端にはハケメ工具による刻み、口縁部内面には三角形刺突紋が施されている。口縁端部の条線はハケメ工具によるものである。III期か。

同SK80-558は、口縁部外面にユビ押圧突帯、口縁端部上縁に三角形刺突紋が施されている。II期後半であろう。

特殊な形態の壺

J-SD30-647は肩に稜をもつ側面觀が台形の壺。体部で、上面に波状紋、側面に沈線紋と継縫に突帯が貼り付けられている。突帯はユビで押圧が加えられている。同一形態で柳描紋の施されたものがあもう1点出土している。III期であろう。

2-3 II系について

壺をめぐって

口縁部に波状紋をもつもの

Aa-SD65-458は口縁部外面に波頂部が尖る二枚貝波状紋、内面には振幅の小さい小刻みの二枚貝波状紋が施されている。II期前半。同461は、口縁部外面は無紋で内面に乱れた二枚貝波状紋が施されている。II期後半。

Ba-包含層-604は、口縁部外面に二枚貝波状紋施設後に刻み突帯を貼り付け、内面は二枚貝で波状紋と直線紋を施している。II期前半。O-包含層-900は口縁部に浅い二枚貝条痕、内面は無紋、外側はハネアゲ紋の上に刻み突帯を貼り付けている。II期後半。この2点は刻み突帯が施設工程内で不安定化していることを示している。刻み突帯は単なるオプションになっていることを示している。



口縁部上端を刻むもの

O-包含層-902・903は口縁端部ではなく上端に二枚貝刻みが加えられている。同905・906と同様の手法であり、甕との同調を示す資料である。II期。

沈線あるいは半截竹管施紋をもつもの

部分使用 Ab-SD65下層-466は口縁部上端が波状を呈し、外面上縁に沈線が施されている。沈線は波頂部で切れて弧線となる。本例は屈曲部外面にも押し引きが施されており、單純口縁壺の要素をもち珍しい。II期後半。

J-SD13下層-215は頸部直線紋帶に縱位平行線を重ねている。同SD18-232は頸部のハネアゲ紋と直線紋帶の境界に沈線波紋をめぐらしている。II期後半。同SD30-370は口縁部外面上縁に横位、頸部直線紋帶に縱位の平行線紋、横位直線紋帶下端に波紋が施されている。II期後半。

K-SD104下層-179は口縁部内面の乱れた波状紋と直線紋に重ねて半截竹管による平行線が加えられている。II期後半

紋様化したもの O-SD53下層-904は、二枚貝条痕は体部外面のみ。頸部外面は半截竹管による平行線紋構成、口縁部外面はナデ調整で、内面は羽状紋構成となっている。口縁端部には沈線が施されている。II期初頭？折衷型である。

二枚貝背面施紋をもつもの

付加的使用 Ab-SD65-464は突帯に二枚貝背面で押圧を加えている。K-SD104-180は口縁部外面の棒状浮紋に二枚貝背面圧痕が施されている。

主体的使用 二枚貝背面施紋が主体的に使用されるということを厳密にとらえれば、それをII系に含めることはできないが、二枚貝背面施紋土器が繩紋施紋土器と異なり条痕紋系土器とけっして無関係ではなく、系統的に周辺を構成する沈線紋系土器よりも近い点を考慮してここで触れておく。

Ab-SD65-460は口縁端部が肥厚して水平に面をつくり、口縁部から頸部にかけて隆筋が垂下する。外面は二枚貝背面圧痕で充填される。同包含層-951は袋状口縁で、口縁端部と外面に二枚貝

背面圧痕が施されている。

J-SD34-640は体部片で、上部に二枚貝背面圧痕が充填された方形区画と波状紋が施されている。

J-包含層-667は沈線の直線・波線・直線に二枚貝背面施紋を重ねて单位紋様帶とし、上部に波線を配した無紋帶と交互に配置する。同668は沈線で横帯区画され、半円・方形の無紋部を配する。

以上はIII期か。

2-4 II'系について

条痕紋系土器と完全に統合されてはいないが、一部手法の共有が見られたりして無関係ではない一群の土器である。沈線紋系土器系列群を基本要素とするが、他に壺形・鉢形各種を含む。

繩紋施紋土器について

蒂繩紋

Ab-SK139-486は鉢形土器で、口縁部に突起をもち、口縁部内外面、端部および外面に繩紋帶がめぐる。

ネガ・ボジ反転型

沈線による区画を基調とする。Ba-SK88-333は上部に縱横交差紋様と下部に連弧紋帶を配する。

沈線紋系土器

沈線のみによる紋様構成

Ab-SD65下層-449は体部片。肩の屈曲部に列点、体部外面に縁取り沈線をもつ三角形連繫風の変形工字紋が1段めぐる。後続する紋様構成をもつK-SD104-678は、肩の屈曲部に列点紋、体部には変形工字紋が多段に施され、横型流水紋構成になっている。肩の列点帯が繩文帯に変換されるとAb-SD65-437になる。

J-SB11-369は口縁部が風化している。外面は無紋で内面に弧線が施されている。体部は肩の屈曲が強く刻みが施され突起が貼り付けられている。沈線はいずれも4条1単位で、上部には弧線、体部外面には縦位の区画沈線に相対する弧線、突起から弧線が左右に施されている。J-SD18-666は、口縁部外面は中央の直線を軸に線対称に2条1単位の弧線を配し、内面は半單位を配して

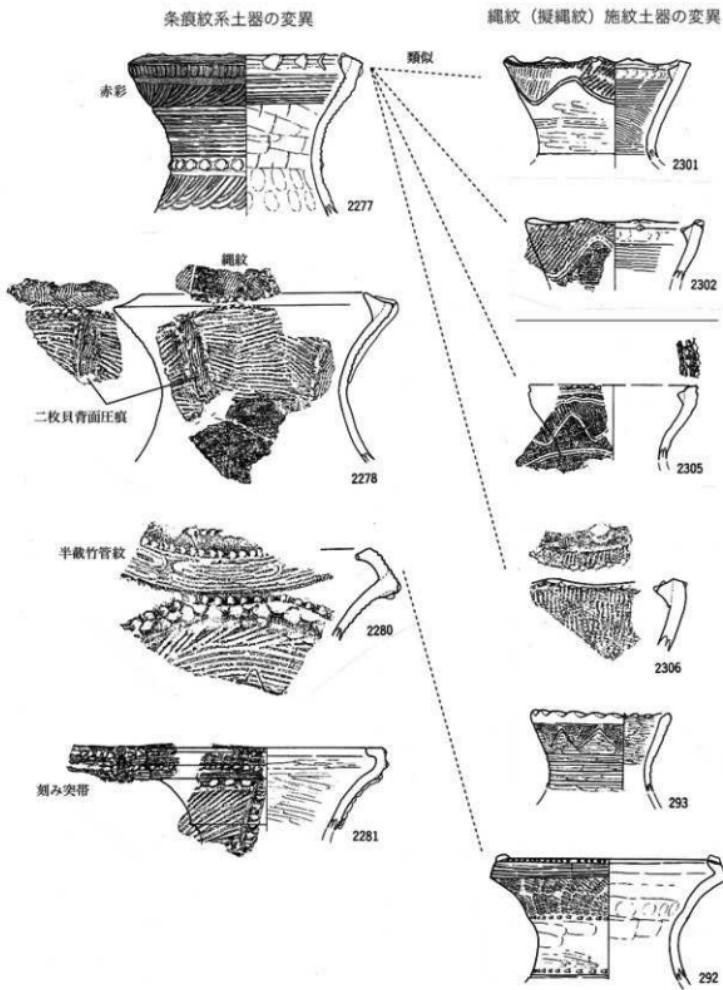


図5 朝日遺跡Ⅱ・Ⅲ期の土器



いる。K-SD104 下層 -182 は口縁部外面に沈線帯に挟まれた羽状沈線帯、体部外面には工字紋構成に羽状沈線紋が組み込まれている。

繩紋が施されたもの

Ab-SD65 下層 -450 は波状口縁で、口縁部外面は 3 条 1 単位の区画沈線帯が上下を画し、中央に綱紋が施された円形紋が配置される。区画沈線帯は、上部は口縁部上縁に沿って、下部は連弧状に施されている。同 448 は口縁部に小さく肥厚する突起部をもち、内外面の口縁端部よりの沈線は突起部で収束する。外面は中央の沈線を挟んで 3 条単位の沈線連弧紋が相対する。内面は紋様帯が段をもち、直線で区画された中に弧線が施される。

J-SB11-642 は Ab-SD65 下層 -448 と基本形は同じである。ただ、外面は沈線が多条となり、弧紋の収束部に相対する弧線が 2 条ずつ施され、

縄紋は欠落している。弧線が円形紋の変異なら Ab-SD65 下層 -450 につながる。

J-SD32-371 は口縁部外面に相対する 4 条 1 単位の連弧紋、体部には上下を沈線で区画した中に無紋帶と縄紋帯がネガ・ポジに反転して入り組む連続渦紋が施されている。同 SK41-652 は体部紋様の系列下にあるもので、基本紋様は縄紋帯による連続渦紋で、直上を無紋帯が縁取る。上部の区画は 2 条沈線で、無紋帯との間を縄紋帯とするが、渦紋に相対して弧線を加え内部を短線充填している。弧線間には突起が貼り付けられていたようだ。

Ab-SD65-73 は斐形を呈し、口縁部は水平である。内面には刻みの施された棒状浮紋、二枚貝直線紋、沈線が 2 条施されている。外面は、口縁部から体部にかけて 2 条の沈線を 1 単位として区画や基本紋様が施されている。刻み突帯は沈線

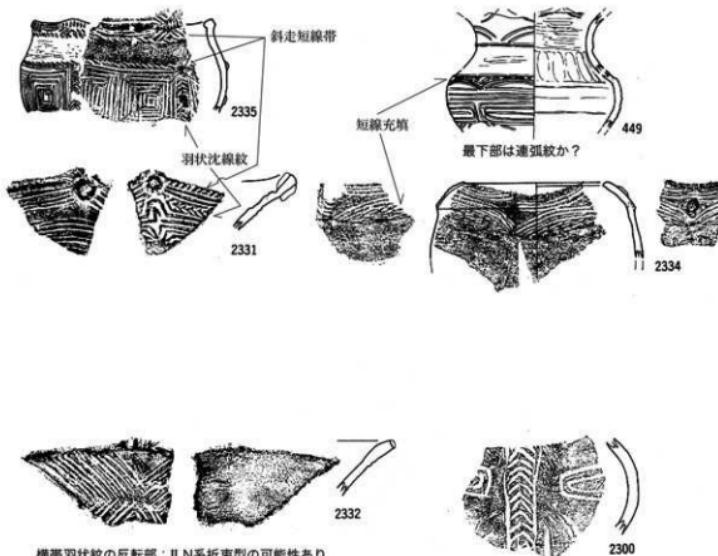
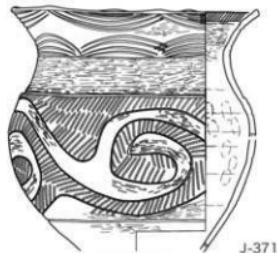


図 6 朝日遺跡沈線紋系土器 羽状紋グループ他

体部の系列

II 期



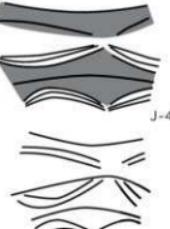
口縁部の系列

III 期



朝日遺跡

325



J-666



※模様/パターン：線描は沈線
アミは撻紋

IV 期

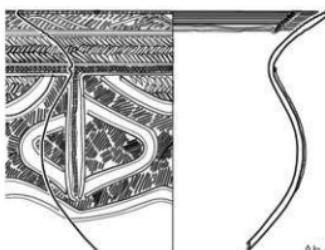
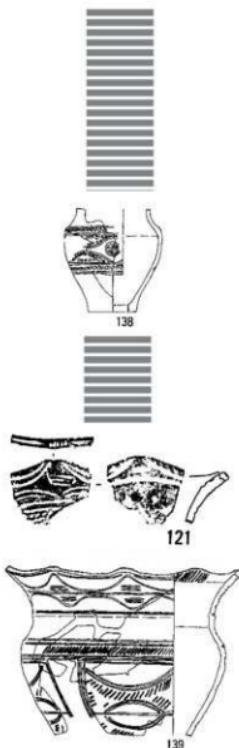


図7 八王子遺跡における渦紋から連弧紋への移り変わり

阿弥陀堂遺跡の系列



に縁取られており、頸部に横位、そして体部にかけてT字に重下されている。縦位の刻み突帯を挟んで対称する弧線は円形紋の変異で、上部弧線区画内の単線充填は反転2回3段の羽状紋になっている。同様の羽状紋は頸部直上にもめぐる。紋様的にはJ-SK41-642の系列下にあると考えられる。いちおうⅢ期に含めて説明したが、IV期前葉までの幅で所属時期を考えておきたい。

上記のように当該土器の紋様構成は、入り組み連続渦紋→連続渦紋→円形連繫紋→対称弧紋という変化系列が考えられる。岐阜県阿弥陀堂遺跡資料も含めれば親和的な系列群が形成できる。阿弥陀堂遺跡では1B類捷最終段階資料が出土しており、八王子遺跡周辺と無関係ではなく、一連の変化が相互に関係をもって進んだことが考えられる*。

なお、IV期に盛行する円形連繫紋との関係については、両者の時期差は埋めようがなく、直接的な関係はないのであろう。

3 | IV期について

3-1 時期区分と分類

IV期の細分について定点になるのは未だに名古屋城三の丸下層資料群である。古新の2段階に区分されるが、その古段階はちょうど八王子遺跡Ab-SD49に対応する。ただし、それがIV期初頭までおよぶかといえば、それも微妙で、なお課題である。

甕はハケ甕を除いて、倒鐘形を呈するものが安定して存在する。朝日形、阿弥陀寺形、三の丸下層形の3系列である。

朝日形甕は、朝日遺跡で典型的に見られ、ハケメ系列(a類)と二枚貝系列(b類)がある。阿弥陀寺形甕は今回報告する八王子遺跡や阿弥陀寺遺跡で一定の頻度をみたもので、朝日遺跡ではわずかである。三の丸下層形甕は、朝日形甕の祖型

* 益田郡小坂町阿弥陀堂遺跡は、突帶紋系土器終末段階の精製土器群がまとまって出土したことで著名である。その後の調査では弥生前期～中期前葉の資料を追加し、弥生前期1B類甕も出土した(財)岐阜県文化財保護センター 1994)。美濃地域や三河地域内陸山間部では平野部などには濃密でないものの、多くの遺跡で1B類土器が出土している。伊勢西岸の尾山間部も含めて、果たしてそれらを畿内時代のネックワークに重なるものであると結論付けることができるのか、それを検証するためにどのような道筋をつけるのか、改めて考える時期にきている。



である 1B 類型の再現のようでもあるが、朝日遺跡・名古屋城三の丸遺跡の狭い範囲に分布するものであろう。

阿弥陀寺形甕は、口縁部が強く外折れて内面に二枚貝刻みが施されるものを 1 類、口縁部が外傾して上端に二枚貝やハケメ工具で刻みがほどこされるものを 2 類とする。1 類と 2 類は時期差である。

3-2 I 系

Aa-SD49 からは当期古相から中相にかけてまとまった資料が出土している。基礎資料以外では Ab-SX09-96、J-SD30-240 が特徴的である。前者は、口縁端部、口縁屈曲部、頸部に柳描直線紋、体部には幅広の柳描直線紋帯に縦位直線が施されている。付加沈線は伴っていない。後者は屈曲部には刻みが施され、上部に縦位直線紋が加えられた柳描直線紋と波状紋が施されている。付加沈線は伴っていない。

濃尾平野では単位紋様帯における直線紋と波状紋の組み合わせは中葉以降見られなくなる。体部屈曲部の刻みは IV 期中葉前半まではみられる。伊勢湾西岸部では波状紋が中葉まで残るようで、紋様構成の変化系列における地域差の把握が必要だ。

太頭壺

II'系土器紋様をもつ資料

Ab-SK145-488 は口縁部内面に管状もしくは半截竹管状工具による刺突で囲まれた柳描連弧紋が施され、取束部には瘤状突起が配されている。K-SD104 上層-684 は上記資料と同様の紋様構成だが、突起は欠落している。同例は朝日遺跡で出土している。沈線紋を持つ土器は八王子遺跡では出土していないが、阿弥陀寺遺跡に類例がある。

沈線紋系土器は、I 期～II 期にかけて折衷型土器を生むことなく独自な系列を維持していた。紋様構成も沈線紋限定であったが、ただ親和的である半截竹管紋構成が若干例みられた。

III・IV 期になると I 系との折衷型土器が成立して柳描紋構成が加わり、紋様的に II' 系周辺は多様化する。この結果、体部紋様では柳描流水紋が出現するのだが、もともと沈線による横型流水紋が基本系列のひとつであったからそれが柳描紋化しただけとも言える。むしろ、沈線紋系土器の拡散がこれにとどまらず、II 系にも、また琵琶湖周辺地方においても認められる点が重要であり、さらに中部高地への影響は在地の主張器種の成立につながるというように、地域間交流の指標ともなっている。詳しく述べる。

伊勢湾西岸部産あるいは 1W 系

特定できる資料は少ない。Ba-SD31-574 は頸部が円筒形で口縁端部には沈線がめぐらしくハケメ工具で刻みが施されている。頸部外面は沈線とハケメ波状紋が施されている。2 段目の沈線は 3 条で、繩紋施紋壺における沈線の用法と共通する。

伊勢湾西岸部資料は当該期についての検討が意外に不十分なのであるが、施紋工具にハケメを用いる点については、もう少し時空的な究明が必要だ。でないと、「鈴鹿・信楽山地周辺の土器」との関係も見えてこない。

折衷型土器

Ab-SD65 上層-74 は深鉢形で、口縁部上端に刻み、体部外面にはハケメ工具で縦位条痕が施されている。縦位条痕は左上がりの調整をまず施し、右上がりの調整を重ねて羽状にしている。

Ab-SD67-490 は、ハケメ工具で体部外面を縦位羽状に仕上げ、口縁部内面には押し引き紋を施している。

Ba-SD33-579 は頸部が緩やかに湾曲し、口縁部は内面に稜をもって小さく外折する。口縁部下端に器面に沿うように刻みが施されている。外面調整はハケメ工具で縦位に、下半は横位に施されている。内面はハケメ調整されている。外面調整は条痕紋土器と同様の手法であり、折衷型土器と考える。

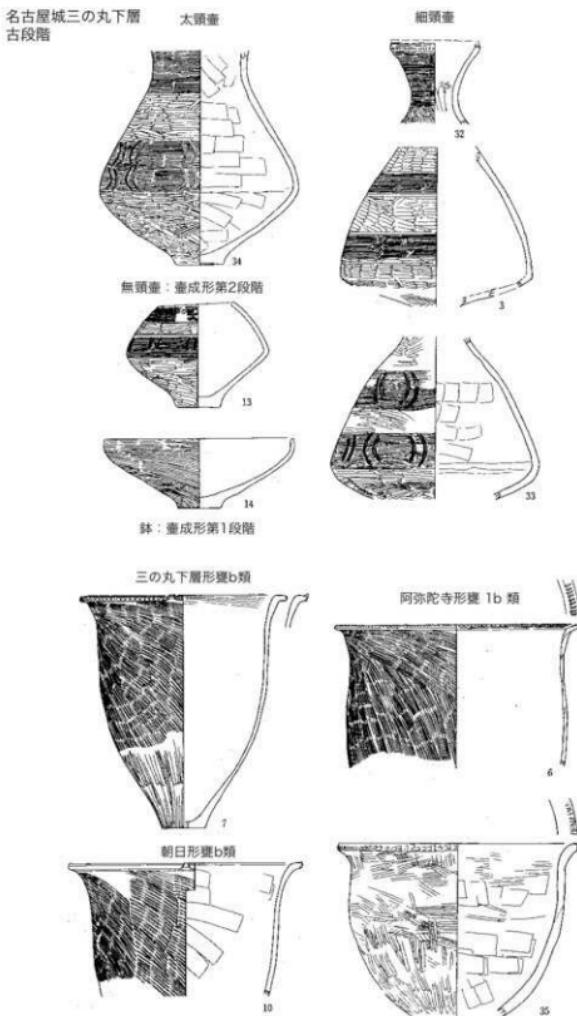


図8 IV期細分の定点

3-3 II系

時期区分と分類

IV期には、条痕紋系土器は完全に二枚貝条痕群と柳条痕群に分離する。わたしは、前者を IIS系、後者を IIIN系と呼んでいる。

IIS系は壺が長頸壺主流となり、初期には区画単位紋の配置、後半には横帯紋構成がみられる。

沈線紋では複合鋸歯紋が基本要素となり、頸部界をめぐる。もうひとつの主要な系列は二枚貝背面圧痕による擬繩紋手法であり。この場合には帶状ではない幾何学的な紋様構成が見られる。壺は口縁端部に条痕、体部外面に斜位条痕が施されるものは変異も無く安定している。

IIIN系は、壺の存在が希薄で、深鉢・甕が技術系列における固有の器種となる。いわゆる「大地

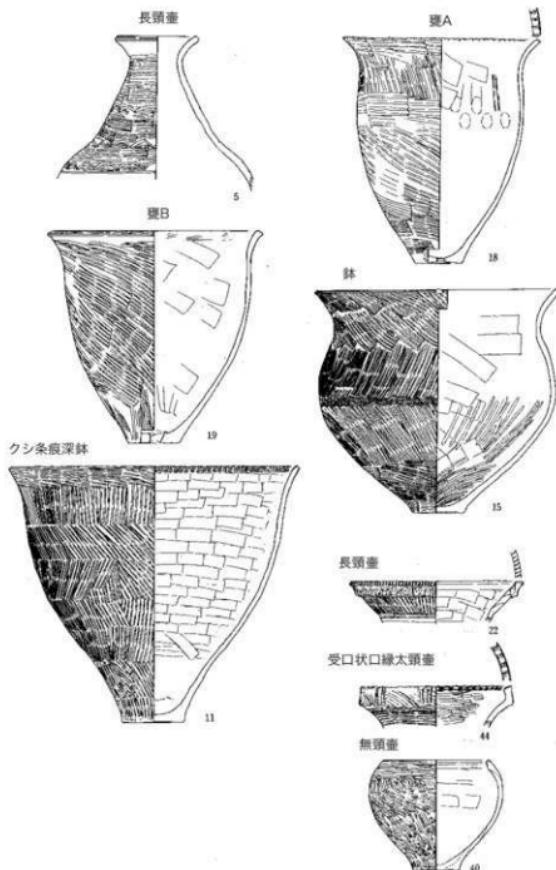
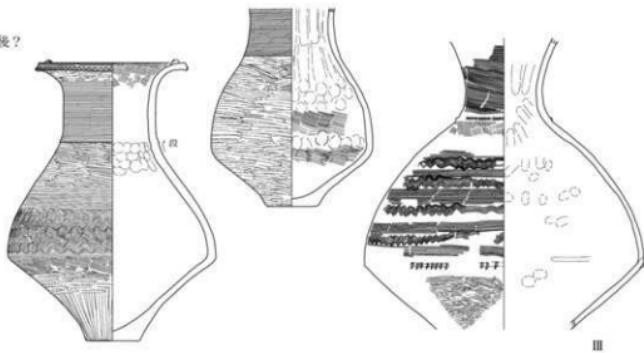


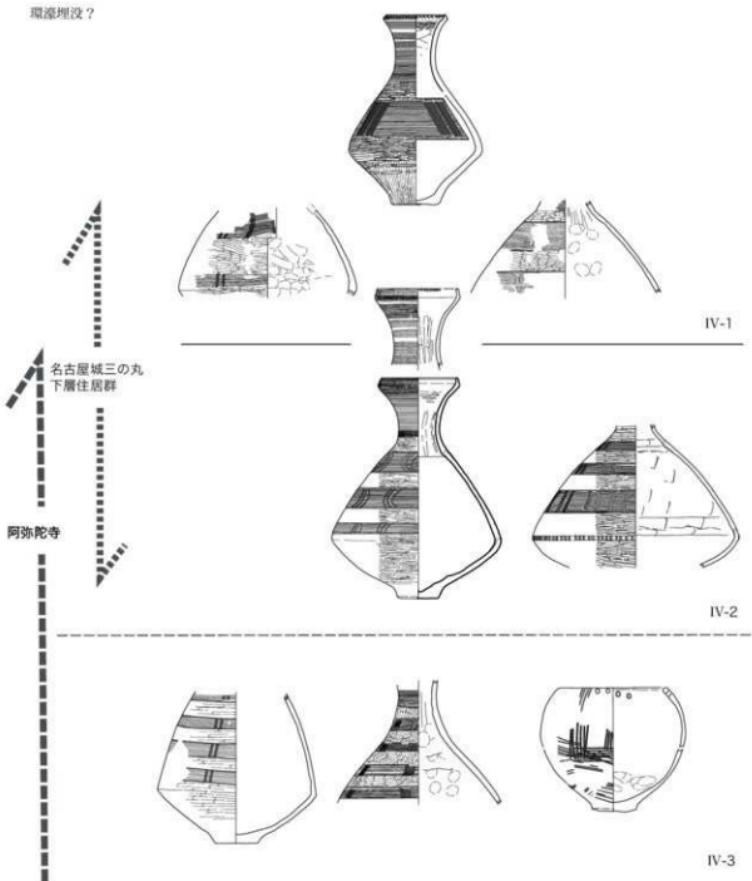
図9 名古屋城三の丸下層 古段階 II系

2重環濠掘削直後？



III

環濠埋没？



IV-1

IV-2

IV-3

図10 III期～IV期の細分

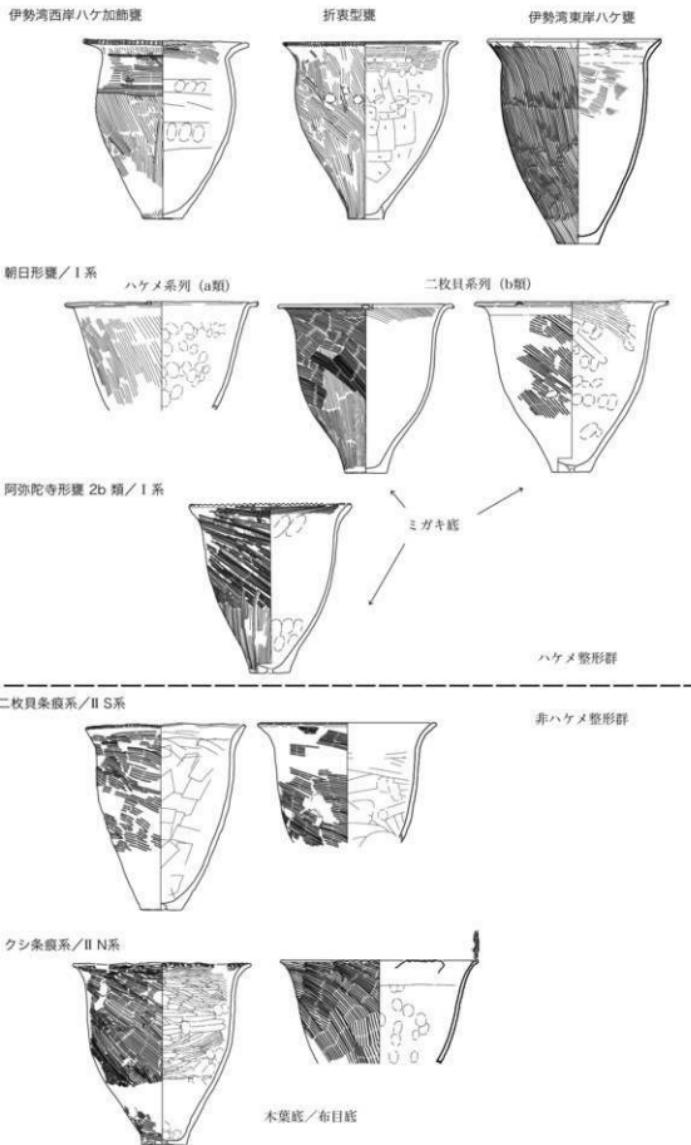


図11 八王子遺跡 III期～IV期 甕の分類



形土器」を模倣製作することもあるが、せいぜいその程度である。

長頸壺

口頸部

口縁部有突帯 Ab-SD65-465 は、口縁端部は無紋で、口縁部外面には縦位条痕が施されている。同 466 は口縁端部がやや肥厚して内面に小さく屈曲する。

口縁部無突帯 Ab-SD65-467 は口縁部外縁に刻みが加えられている。頸部は沈線で区画され、上から縦位条痕、横位条痕、縦位沈線が施されている。

Ba-SD33 上層-343 は、口縁端部に条痕と部分圧痕、頸部には上から二枚貝の縦位条痕、横位条痕、連弧紋、横位条痕、波状紋が施されている。同 575 は口縁端部に二枚貝背面圧痕が施され、内面に小さく屈曲する。

Ba-SD33 上層-576 はラッパ状に開く口縁外面に棒状具による刺突紋、内面に棒状刺突紋、頸部には幅広の沈線帶がめぐる。なお、口頸部界は突帶状に隆起している。

半截竹管施紋 P-SB02-950 は、体部は二枚貝条痕、頸部には半截竹管で縦位直線紋、複合鋸齒紋が施されている。

体部

二枚貝背面施紋 Ab-SD65-456 は、下部は二枚貝条痕、中部は 3 条沈線帶構成の山形紋が施されている。上部は頸胴部界が 2 条沈線で区画され、その上に複合鋸齒紋が縦位羽状沈線紋が施されている。

Ba-SB01-555 は沈線で区画された下部に二枚貝条痕、上部は沈線で波状紋と二枚貝背面圧痕が加えられる。区画沈線には 4 条以上の縦位沈線が重ねられている。III 期からの系列の最終段階か？

Ba-SB04-556 は、体部下半は二枚貝条痕、上部には複数の沈線で大きな波状紋が施され、二枚貝背面圧痕が加えられている。

縄紋施紋 O- 包含層-776 は、体部。左側が開く長梢円紋が囲に配置され、左右の長梢円紋間に

は管状工具で刺突を加えた浮紋が貼り付けられている。胎土には多量の雲母が含まれておい利、矢作川流域産であろう。

複合鋸齒紋もしくは羽状紋 Ab-SD65-495 は四面をなす無紋帶を挟んで、下部は二枚貝条痕、上部には沈線で縦位羽状沈線紋が施されている。頸部が太く全形はイメージしづらいけれども、縦位羽状沈線紋が複合鋸齒紋になる過渡期の資料であろうか。

深鉢

縦位羽状条痕

Ba-SK82-559 は緩く外反する口頸部をもち、体部外面には櫛状具による縦位羽状条痕、口縁部内面には櫛刺突紋がめぐる。口縁部内面から体部内面下半にかけては条痕調整がみられる。体部外縁の羽状条痕はやや乱れている。

縦位羽状条痕の消滅時期を特定する資料は少ないが、口縁部内面の刺突紋が器面に工具を合わせて施す手法が III 期には見られず IV 期であることから IV 期でも前葉までは存続していると考える。

内面施紋

Ba-SD25 下層-958 は口縁部内面に櫛によって連続する刺突紋と鋸齒紋が施されている。IV 期後半か？ 同 960 は口縁部上端に板状工具で刻みを加えている。刻みは途中で向きを反転させ円周上で複数の単位をつくっている。IV 期初頭であろう。

3-4 II' 系

Ab-SD65-79 は、頸部直下に刺突紋と幅の狭い重方形紋、体部は重方形紋を 2 段、刺突紋は上下と中央に 3 段めぐる。同 475 は、口縁部内面は縁取りされた沈線の中が、外向きのコ字状紋に羽状沈線紋、内向きのコ字状紋に刺突紋が施されている。外面は、横位の多条沈線帶に方形の削り込みと「く」字状の沈線を重ねて横型流水紋の変異型を構成している。同 476 は細いが鋭く深い沈線で多条沈線帶に菱形連続紋を重ねている。八

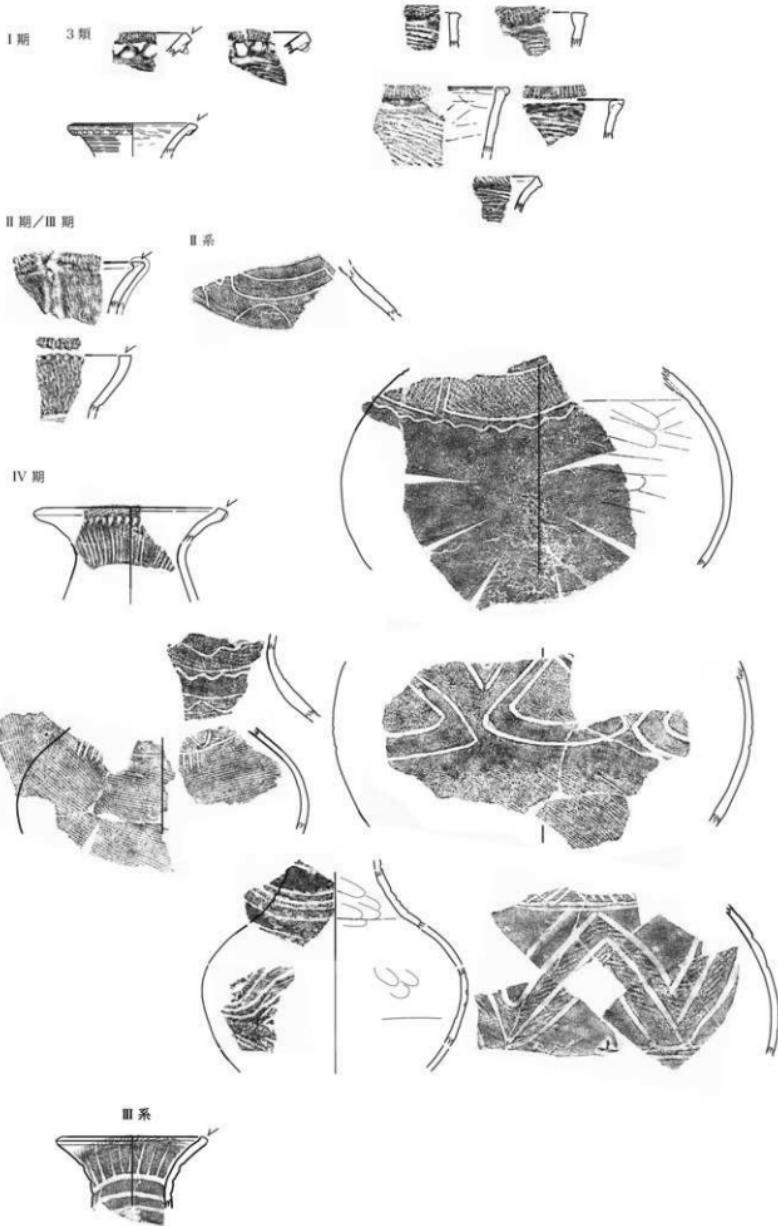


図1.2 二枚貝背面圧痕の系譜



王子遺跡では口縁部外面の羽状沈線紋の反転部が相対して菱形状の空白部分をつくる資料は出土していないが、これはそれに関係するものであろう。胎土的にはIIIN系深鉢と同じであり、折衷型土器の可能性がある。

II'系とは固有の《技術(紋様)・機能》系列を有する土器ではあるが、その分布圏において主要な安定した群>を構成することはない。いずれにあっても基幹土器群の周辺に並存するにとどまる。それがIII・IV期になると濃尾平野や琵琶湖地方では折衷型土器の存在が顕著になる。このことについては別の機会に発表したが、ここで要約すれば、II'系模倣土器の重要な性は、模倣する側が写し取るために用意した器種の機能、そして当の写像において変異が生じる態様によって、模倣する側のアレな解釈を伺うことができる点にある。

すなわち、I系においては貯蔵形態、琵琶湖周辺から北陸西部にかけてのハケメ甕分布圏やII系では煮沸形態になっているというように、折衷型土器は大きく貯蔵系と煮沸系に分かれただけでなく系統の違いに強く条件づけられており、これはつまり前者ではII'系土器の形状、後者ではその使用状況が器種選択の第1条件になっていたからだと考えられる。このことは当時の製作者とそれを取り巻く環境を直接に示したものと評価でき、まさにわれわれが正しい意味で認知的な枠組みに考えを進める上で重要な手立てを与えるものと考える。

ところで、問題はIII系の大形鉢(鍋)との関連である。確かに形態・紋様とも大きく変形しており、型式学的に同一とは言えない。だが、口縁部内面や体部外面に紋様が施され、かつ煮沸具である点を重視するなら、III系の器種構造における位置からみてII'系に置換可能であると考えても、あながち不當とは言えまい。

3-5 III系

出土資料は壺に限定される。太頸壺、受口状口縁壺、長頸壺、無頸壺がある。おもに中段階以後の資料が出土している。Ab-SD65-94は最古段階資料で、濃尾平野では珍しい。

Ba-SD25-959は長頸壺で、口縁端部には二枚貝背面压痕が施され、内面が上部で微妙に屈曲している。Ba-SD33上層-575の系列下にある。

3-6 V系について

Aa-SD49上層-25は、単純口縁壺の口縁部に粘土を付加して受口状にし、さらに山形部分を付設したものである。体部上半にはハケメ直線紋が施される。Ab-包含層-952は頸部が強く屈曲するハケ甕もしくは壺。口縁部は部分的に山形をなす霧開気がある。頸部以下は斜位から横位のハケメ。

J-SD10-967は口縁部が波状をなすハケ甕。琵琶湖地方との関係を示す資料である。

3-7 その他

Ab-SD62-477はハケ甕で、口縁部上端にハケメ刻み、内面にハケメ波状紋、体部にハケメ直線紋が施されている。Aa-SD49-949は口縁部内面にハケメ波状紋が施されている。

4 VI期について

方形周溝墓や銅鐸埋納時期に關係して重要な資料ではあるが、ここで述べることは少ない。まず、1点目は甕の口縁部形態について。Ba-SD23-120は口縁部が強く屈曲しヨコナデも顕著で、口縁端部がわざかではあるが拡張される。J-SD10-195・200、J-SX04-247・248・254も同類でこれらは搬入品である可能性がある。口縁部形態が類似

するものは伊勢湾西岸域南部の雲出川下流域でも散見されるが、体部内面の調整は異なる。頸部にハケメ刻み突帯がめぐる Ba-SD25-137・J-SD13-217 の系譜関係に重なるとすれば、琵琶湖地方北部の可能性もある。2点目は、今回の八王子遺跡出土資料中において丸窓付壺はただ1点の

みであったことだ。しかも、小片であった。濃尾平野南部のように完形品は出土しなかった。つまり、丸窓付壺に関していえば、その朝日遺跡での一極集中が今回も確認できたわけであり、可能性として濃尾平野北部はその分布圏外とも言えようか。

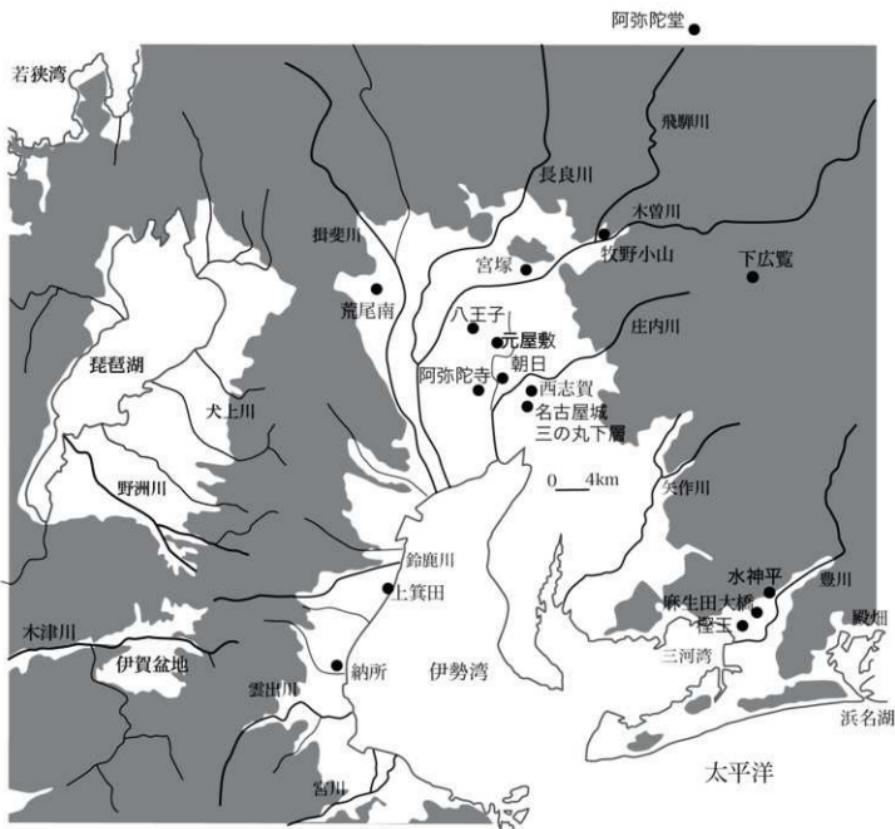
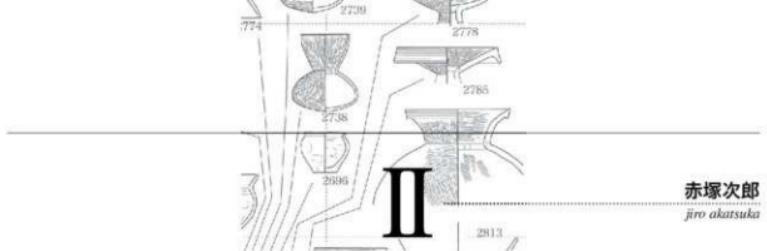


図1.3 関連遺跡分布図



赤塚次郎
jiro akatsuka

濃尾平野における 弥生時代後期の土器編年

I | はじめに

弥生時代中期末葉とされる「高藏式」以降の濃尾平野の土器編年を総括してみたい。取り扱う時代は弥生時代後期から古墳時代初頭まで、西暦1・2世紀を中心と考えてみることにする。編年に使用する土器群は一宮市八王子遺跡を含む「萩原遺跡群」と朝日遺跡の資料を中心に整理しておきたい。さて弥生時代後期の土器といえばおおむね「山中式土器」に相当することは衆目の一一致をみているものと思われる。山中式は大差異一によって設定された土器様式であるが、その解釈により多くの多様性が存在することもまた事実である。それは「欠式」を巡る問題と良く似ているようでもある。ここでは1992年に提示しておいた山中式土器の再編*と宮腰健司による朝日遺跡の良好な土器群の提示**を基礎に、加えて八王子遺跡での成果を踏まえ、あらためて整理しておきたい。

結果的には弥生時代後期の土器を「八王子古宮式」と「山中式」に大別することになる。

2 | 八王子古宮式の設定

近江湖南系土器の参入によって誕生した新しい土器群を「八王子古宮（はちおうじふるみや）式」として設定する。基本器種は、まず高杯では高杯Aとした盤状高杯と、高杯Bとした小型盤状高

杯に代表される。壺は近江湖南型平底壺（壺A）そのもの、あるいは類似する平底壺（壺B・古宮型平底壺）によって代表される。前半の段階では壺Cとした台付壺は極く少量であり、主体的ではない。鉢においても近江湖南系有段口縁鉢が中心であると考えられる。現状では器台の存在は確認できないが、受容されている可能性が高い。その他、壺は在地の土器の系譜上に位置づけたい。壺C・Dの加飾広口壺は、高藏式からの系列を考えられる。以上のように、壺を除いて多くの器種がどうやら近江湖南系土器を基本にするようである。ただし高杯Bとした小型盤状高杯は近江地域では一般的ではないようだ***。いずれにしても、このような土器様式がはたしてどのような範囲に普遍化できるかが今後の課題となろう。従来の「高藏式」と「山中式」の間を埋める重要な土器群として評価したい。近江色は八王子古宮I式初頭段階以降に急速に消失し、在地的な在り方を志向しながら新たな土器様式としての様相を整えていく。

八王子古宮式をI式とII式に大別し、その中に複数の様相が存在するであろう点を想定しておきたい。今後はさらに類例の増加をまって、あらためて小様式と段階設定を行う必要がある。

2-1 八王子古宮I式期

近江湖南型平底壺によって代表される様式である。a・b・cの三つの様相を想定しておきたい。様相のIaでは近江湖南型平底壺が主体を占め、

* 赤塚次郎 1992「山中式土器について」『山中道跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第40集

** 宮腰健司編 2000「朝日遺跡VI」愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第83集

*** 湖南地域の土器様相については伴野幸一氏にご教示賜った。

高杯A
盤状長脚の有段高杯
盤状高杯



高杯C
吉備系の有段高杯
波状文・瓣明顯文を多用する
山中型高杯A



高杯D
杯部口縁が大きく外反
杯部の加脚は消極的
山中型高杯B



高杯E
内縫志向を持つデザイン
八王子型高杯



高杯B
盤状長脚の小型有段高杯
小型盤状高杯



高杯F
梅型高杯



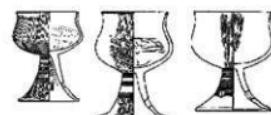
高杯G1
口縁部に加脚文様帯を有する
ワイングラス形高杯



高杯H1
有段高杯



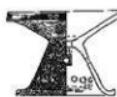
高杯G2
ワイングラス形高杯



高杯H2
西道型有段高杯



器台A
東海系器台A



器台B
内縫志向
東海系器台B



器台C
中空器台



図1 高杯・器台の分類

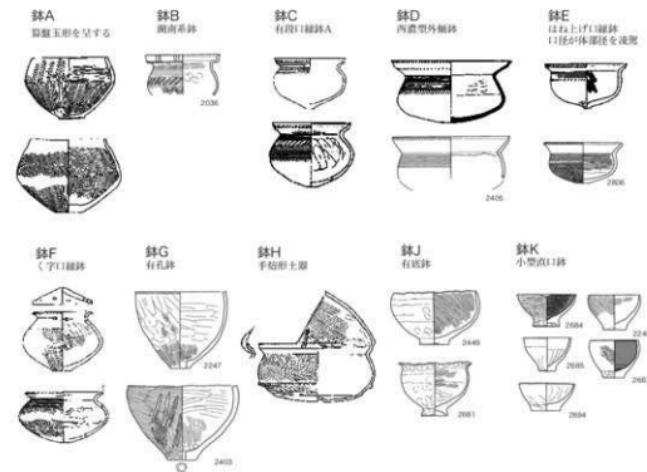
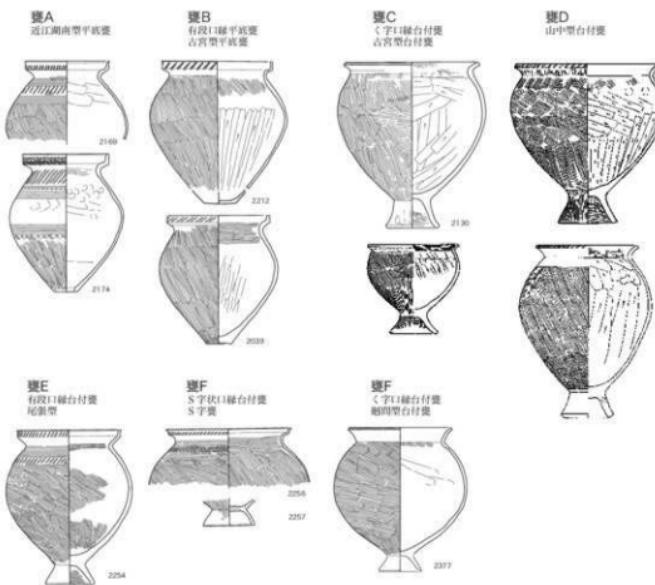


図2 甕・鉢の分類

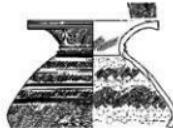
壺A
有段口縁・袋状を志向



壺B
広口壺(無文)



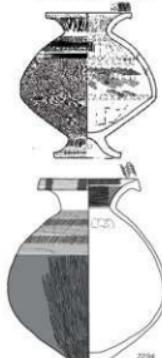
壺C
口縁部に複凹線を施す
複凹線系加飾壺



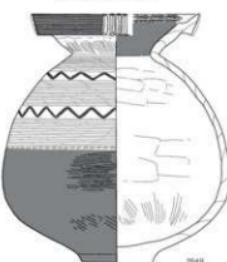
壺D
斜尖文系加飾壺



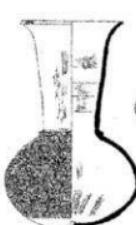
壺E
パレススタイル壺A
複凹線系赤彩加飾広口壺



壺F
パレススタイル壺B
赤彩波線文加飾広口壺



壺G
大型長颈壺



壺H
長颈壺



壺J
複雑なデザインをもち
加飾性意かな
山中型長颈壺



壺K
短颈壺



壺L
細颈壺



壺M
内凹口颈壺



壺N
ヒサゴ壺



壺O
(脚付) 内凹口頸土器
東海系内凹土器



壺P
台付内凹長颈土器
八王子型内凹土器



壺Q
直口壺



2866



2234



2490



2749



2874

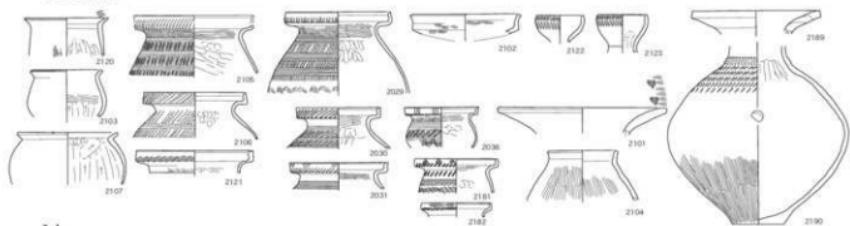
図3 壺の分類



図4 弥生後期土器編年略表 (1/8)

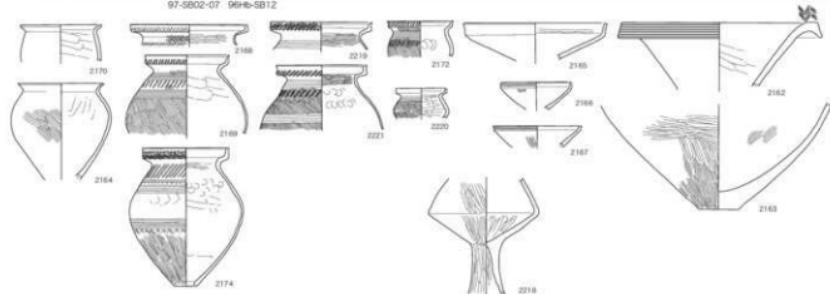
八王子古宮 I式

I a
9502-SB64
95E-SB14



I b

97-SB02-07 96Hb-SB12



I c

95D-SB48 95E-SB16

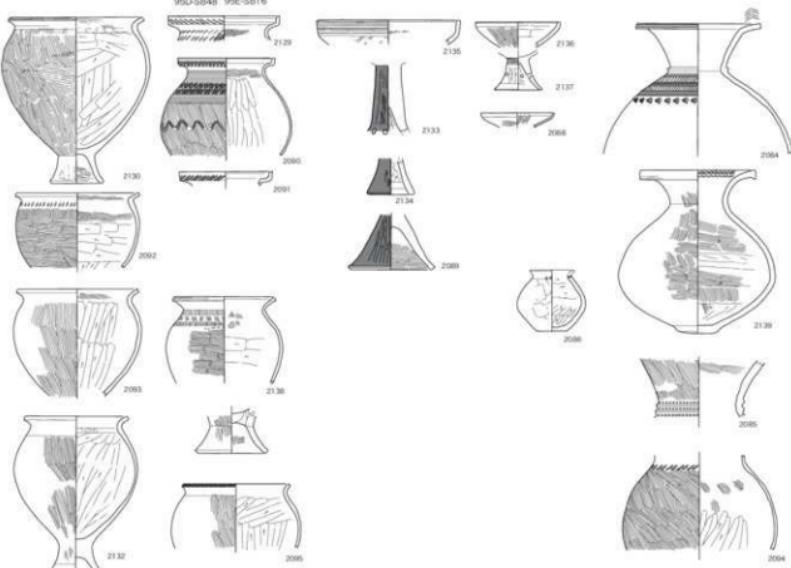
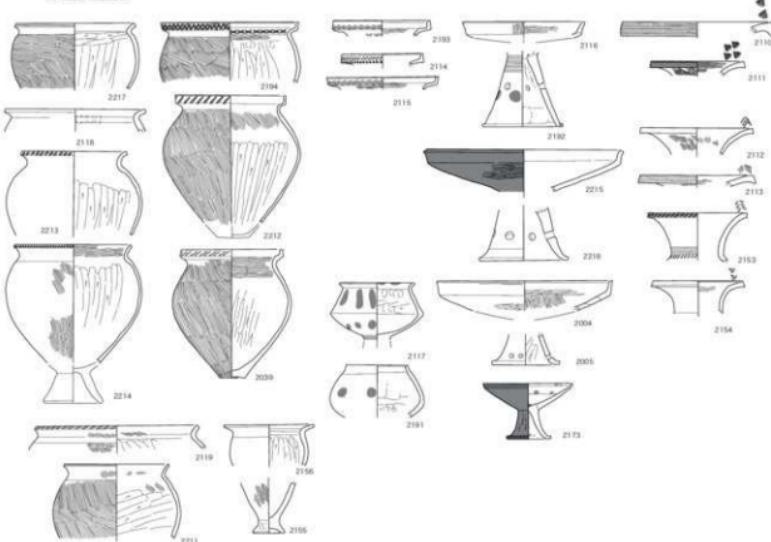


図5 八王子古宮I式 (1/8)

八王子古宮Ⅱ式

IIa

Ha-5808 95E-5831
97-SK09 95E-5807



IIb

96-H-5822
95E-5830 95E-SK47

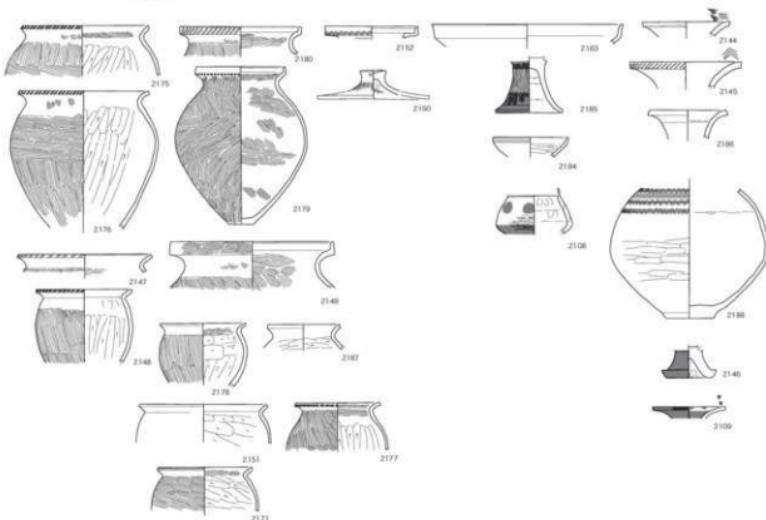
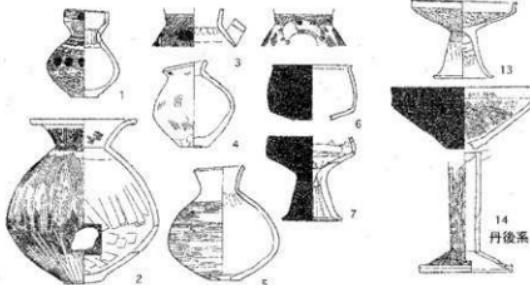
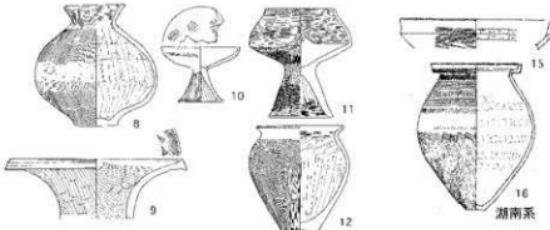


図6 八王子古宮Ⅱ式 (1/8)

朝日 S2123 1~7

朝日遺跡
関連資料

朝日 S2344 8~12



朝日 SDVc

図7 八王子古宮式（朝日遺跡出土品）

『朝日遺跡 V』1994・『朝日遺跡 VI』2000 より

その他の壺としては高蔵式からの系列をもつ台付壺が共伴する。体部内面はケズリ調整し、体部外にはナデ調整をするものが多く見られるようである。壺ではやはり高蔵式からの系列としての袋状を志向する壺 A が残存する。次の I b は有段部が縮小する近江湖南型平底壺の系列的な変遷を中心に、盤状高杯の増加が認められる。最後の I c になると近江湖南型平底壺が急速に消失し、替わって台付壺が散見できるようになる。壺 C とした内面ケズリ調整で外面には单斜ハケ調整をする台付壺（古宮型台付壺）は、口縁短部には面を持ち、沈線やハケ調整が残る場合が多い。高蔵式期以降に存在する台付壺を発展させた新たな台付壺がようやく普遍化しようとしているものと考えたい。壺は加飾広口壺が主体で、凸帯や刺突文を駆使して加飾性を高めていく。以上のように八王子

古宮 I 式期は、湖南系土器の参入と高蔵式系列土器群との融合と創造による、変化に満ちた土器様式でもある。

2-2 八王子古宮 II 式期

I 式期と異なり、近江湖南系色はほとんど見られなくなる。壺では壺 B とした湖南型を独自に解釈した古宮型平底壺が多く見られるようになる。古宮型平底壺は明らかに湖南型を独自に解釈して生み出された型式であり、内面にはケズリ・ハケ調整が多用されるなど伝統的な台付壺との融合を見て取れる。様相 IIIb では壺 C の古宮型台付壺に新たに壺 D である山中型台付壺の祖形と思われる器種が誕生する。盤状高杯は I 式期ではミガキ調整がほとんど認められないに比べて、明瞭な



ミガキ調整が加わる。また脚部の長脚化から直線的な開脚化に志向する。そしてさらに重要なものとして「赤彩斑文」の存在があげられる。高杯や壺を中心にして赤い円形文（赤彩斑文）が描かれる。赤彩斑文は八王子古宮II式から山中I式前半期に盛行する。壺ではやはり加飾広口壺が主体を占め、櫛描扇状文や波状文が多用される。IIbでは古宮型平底壺に替わって台付壺が主体を占めるようになる。急速に平底壺が消失する。台付鉢や高杯からワイングラス形高杯がII式期の中で出現し、しだいに増加する傾向が見られる。

3 | 山中式再論

高杯C・Dの山中型高杯の出現をもって山中式の誕生を考えたい。さらに東海系器台とパレススタイル壺を付け加えることができるようである。朝日遺跡SZ339の良好な資料^{*}は山中式の初源を考える上で最も重要な資料となろう。なお山中式の誕生には丹後系（八王子古宮II式期から）と吉備系の影響が必要であったと考えている。高杯Cは明らかに吉備の鬼川市式初頭段階の形態をイメージされるものであるし、朝日遺跡の柱状脚の盤状あるいは皿状の高杯は丹後系（北陸系）のイメージであろう**。器台に見られる涙状透や箱型を呈する高杯などに日本海沿岸地域による影響を垣間見ることができる***。八王子古宮式を基盤にして吉備や丹後地域あるいは北陸地域の影響を受けつつ新たな土器様式が誕生する。それは濃尾平野で最も華麗にして優美なデザインを所有する山中様式であった。朝日遺跡95・96年度地区（新資料館地点）の調査成果により、山中式前半期の様相が明らかになった。そこでここであらためて山中式を大きく山中I式とII式に二分しておきたい。

3-1 山中I式期

朝日遺跡95・96年度調査地点の朝日遺跡SZ339を初めとする一群の土器と山中遺跡・蘿池遺跡****をもってI式を設定する。従来の山中式I・2段階と、これに先行する土器（0段階）をもって考えたい。加飾性豊かな山中型高杯と山中型台付壺、東海系器台と口縁部に加飾文様帶を有するワイングラス形高杯G1に代表される。1～3段階の変遷が見られる。

山中I式1段階

朝日遺跡新資料館地点の埴丘墓資料をもって標識としたい。高杯はミガキ調整を行う盤状高杯Aが主体をなし、赤彩を多用し、赤彩斑文が施される場合もある。波状文を中心とした加飾性はほとんど見られない。外反口縁を有する高杯Dの共伴する点は重要である。型的には安定せず、多様な在り方が見られる。いずれにせよ山中型高杯の祖形は1段階に存在する。壺は加飾広口壺が主体であるが、無文の広口壺も散見でき、多くは体部ハケ調整である。

山中I式2段階

朝日遺跡SZ339を標識資料とする。吉備系の高杯Aがこの段階から認められる点は重要であり、山中型高杯Bの誕生とは異にする。杯部の波状文が多用される段階になる。ワイングラス形高杯Gの盛行やパレススタイル壺を中心とする加飾広口壺が主体を占め、山中様式が確立した時期ともいえよう。ただ壺は台付壺であるが、口縁端部に面を持ち刺突文を施す山中型台付壺が主体的であるかどうかは明らかではない。壺Cとした古宮型台付壺も共伴する段階である。山中遺跡B地点の多くのこの段階の新規資料に所属するものと考えたい*****。なお山中型台付壺（壺D）は、その形態や調整技法からも古宮型台付壺を母体として生み出されたことは容易に推察できよう。前記したように山中型台付壺の祖形は八王子古宮II式の中に見いだせるものの、山中様式の成立を待つて定型化し、急速に普遍化するものと考え

* 宮腰健司編 2000『朝日遺跡VI』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第83集

** 朝日遺跡出土品（『朝日遺跡V』P96・『朝日遺跡IV』図版27）

*** 朝日遺跡出土品（『朝日遺跡V』P99・P105）

**** 赤堀次郎 1992『山中式土器について』『山中遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第40集

***** 同上

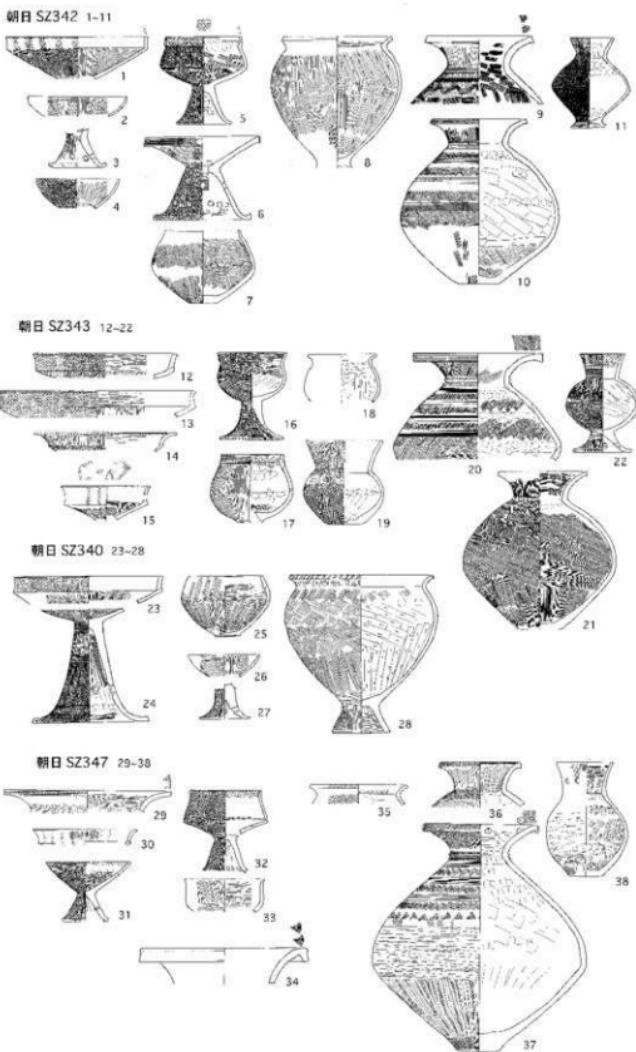
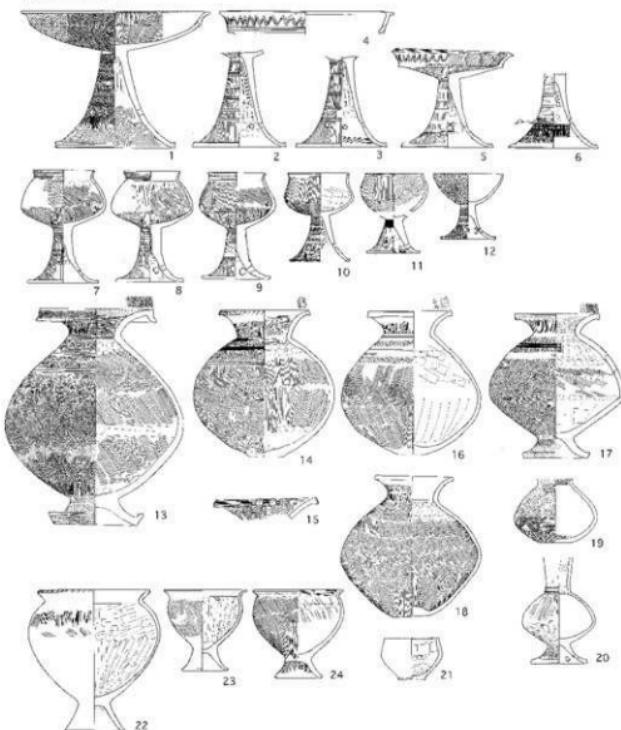


図8 山中I式1段階(1/8)『朝日遺跡VI』2000より

朝日 S2339 1~24



朝日遺跡
関連資料 25~31

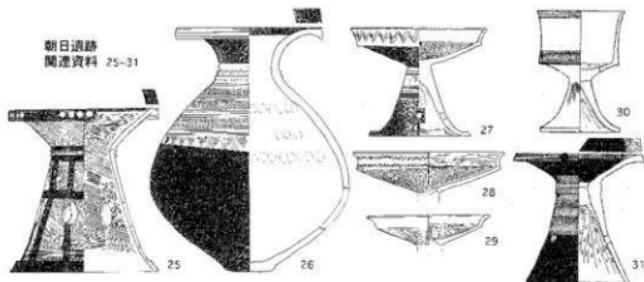


図9 山中I式2段階 (1/8) 『朝日遺跡V』1994・『朝日遺跡』2000より

山中遺跡 1~14



無池遺跡 15~38

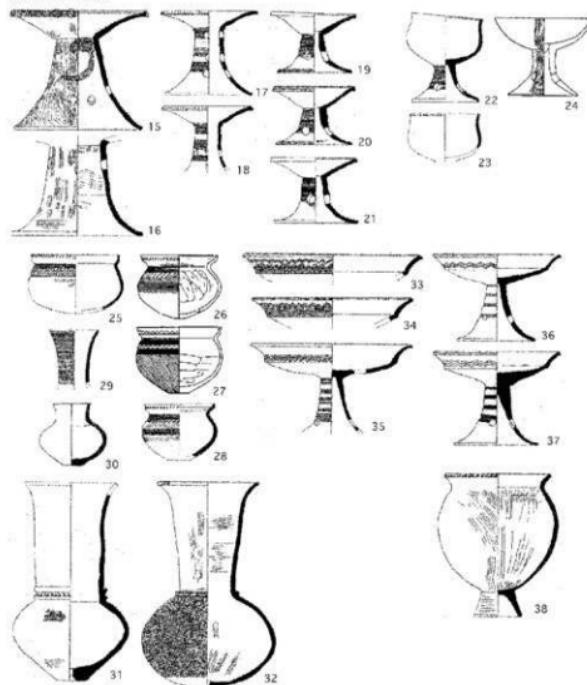
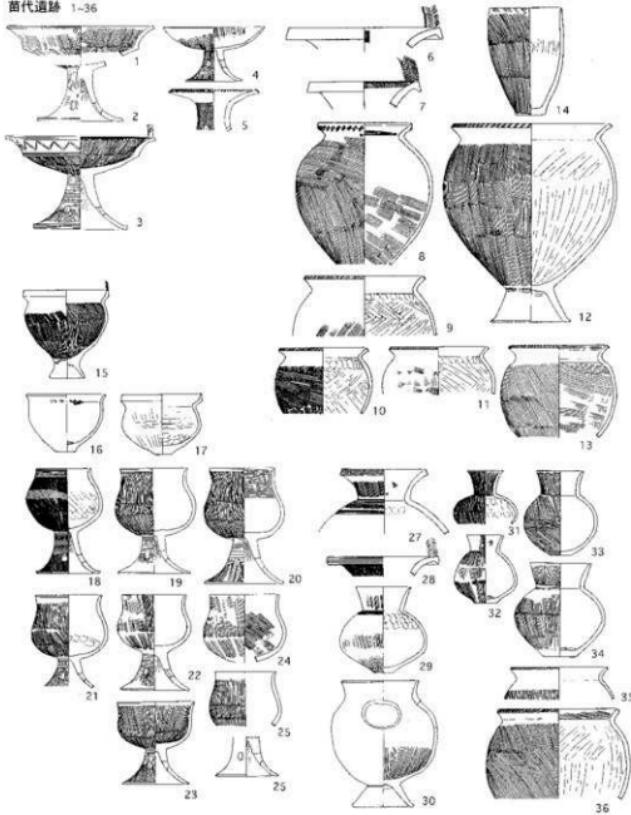


図10 山中I式3段階 (1/8)『山中遺跡』1992・『新編一宮市史』資料編2 1967より

苗代遺跡 1-36



山中遺跡 37-39

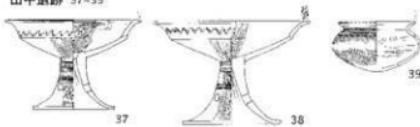
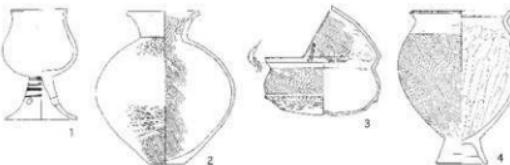


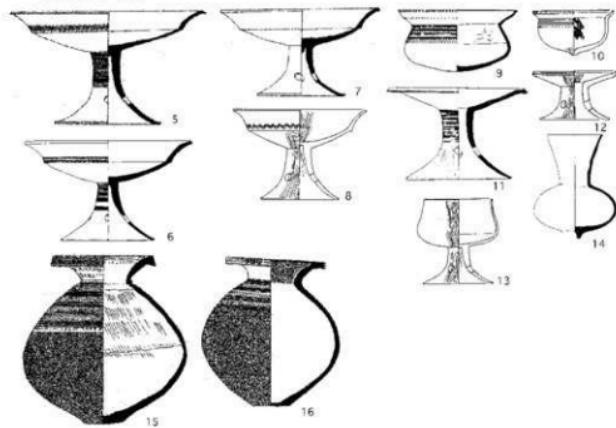
図 11 山中 II 式 1 段階 (1/8)

『東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器』1991 『山中遺跡』1992 より

朝日 SX192 1~4



北川田遺跡 5~16



八王子 SD46・SD09下



図12 山中II式2段階 (SX192・北川田遺跡) 3段階 (SD46・SD09下)

朝日 SX192 (赤塚より) 北川田遺跡 (『新編一宮市史』資料編2 1967より)



ておきたい。

山中Ⅰ式3段階

従来の編年では山中式2段階に相当する。山中遺跡A・C・D地点を中心とした資料群と熊池遺跡の資料をもって標識とする。前者と後者は古新の関係でもある。台付甕は山中型台付甕が主体を占め、他の型式はほとんど認められない。壺に多様なデザインが登場し、加飾性が最も高く充実した内容を見せる段階といえよう。鉢Cである有段口縁鉢が主体を占め、長頸・短頸壺とともに器台とセット関係をなす。

3-2 山中Ⅱ式期

従来の編年の山中式3段階から5段階をもって新たに「山中Ⅱ式」を設定する。一宮市苗代遺跡第2地点出土土器をもって山中Ⅱ式1段階の標識資料とする。熊池遺跡の段階以降に、器台や高杯脚部の透孔が3方向に変化し、山中Ⅱ式期にはほぼ透孔は三方向に統一される。また透孔の位置が脚部底部から徐々に上昇し、中央部付近に移行する。台付甕では甕Eとした新たな器種が出現する。鉢では鉢Cが衰退し、鉢Dや鉢Eさらには鉢Fとしたものが散見でき、有段口縁鉢からの脱却が急速に進む。手焙形土器が出現する点も重要である。朝日遺跡SX192と北川田遺跡をもってⅡ式2段階の標識資料と考えたい。北川田遺跡のイメージが山中Ⅱ式期を代表すると考えても良い。その他、従来の山中式5段階を新たに山中Ⅱ式3段階としておきたい。

4 | 回間様式の誕生

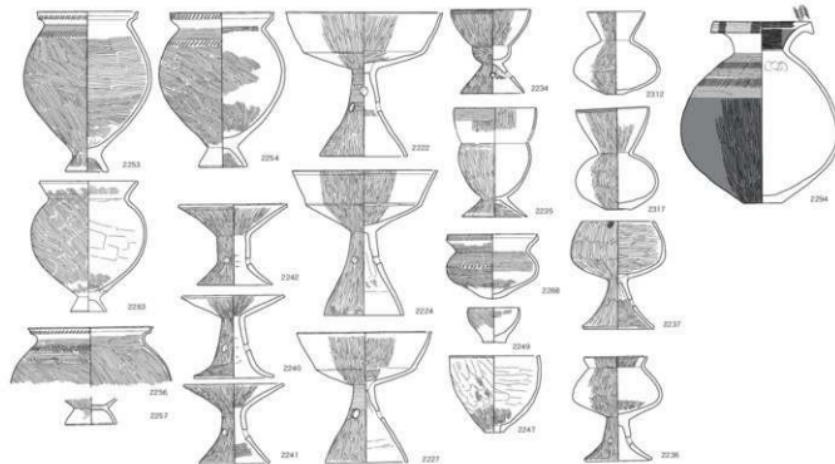
回間様式はS字甕の成立をもって設定した経緯がある。S字甕の誕生のプロセスは、完全には解明されているとはいえないものの、S字甕ゼロ類・雲出型甕がその鍵をなぎっている点は明らかである。さてかつて回間Ⅰ式1段階を設定した後に、

これに先行する段階が存在する点を指摘し、0段階を設定しておいた^{*}。ここではあらためて回間様式の成立を考える素材として回間Ⅰ式0段階の標識資料を提示しておきたい。すなわち八王子遺跡SK73の一括資料をもって回間様式の成立を考え、回間Ⅰ式0段階とする。またSK73の資料を補強するものとしてSK01を加えておきたい。この二つの土器群をもってほぼ全ての器種が内包されているものと思われる。回間様式については従来の見解を踏襲するため繰り返さないが、重要な視点のみ確認しておきたい。まず甕であるが、すべて台付甕である点は言うまでもないものの、第1の甕が甕Eとした有段口縁台付甕（尾張型）であり第2の甕が甕Fとしたく字口縁台付甕（回間型）であり、そして第3の甕としてS字甕が存在する。こうした点は組成的にもSK73を概観すれば明らかである。このような台付甕の多様性こそが回間様式の特徴でもあった。高杯は内彫志向の有段高杯（八王子型）であり、SK73の段階において急速に杯部の深化が進み、劇的な変化がおきていることが分かる。高杯2222はむしろ山中Ⅱ式3段階の形態の特徴をもち、2224から2227へと系列的な変化が見て取れる。脚部の透孔の位置が脚中央部からより上位へ変化する点も回間様式の特徴であった。

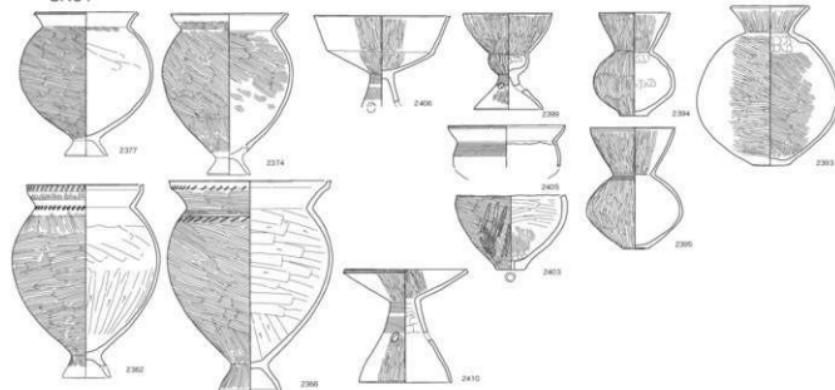
後続する回間Ⅰ式1段階は、Ba区NR01第3層最下層の資料とO区NR01の資料が、この段階の良好な土器群である。統いてBa区NR01第3層下層資料は、おおむね回間Ⅰ式2段階の資料を中心にして、一部に3段階の資料を含むことになる。有段高杯の杯部と脚部の比率において、おおむねこの段階まで脚部が凌駕する。以上の2段階までを回間Ⅰ式前半期と呼ぶ。後半期である回間Ⅰ式3・4段階の資料はSX04の土器群とSD07の一括資料が相当する。この段階になるとSD07の資料によっても明らかであるが、甕はほとんどがS字甕によって占められるようになる。口縁内面に内彫する文様帯を持ち、赤彩波線文を施すバレススタイル甕Bは、I式後半期に確立し、バ

* 赤堀次郎 1992「回間Ⅰ式甕書92」「庄内式土器研究Ⅰ」庄内式土器研究会

SK73



SK01



SD09

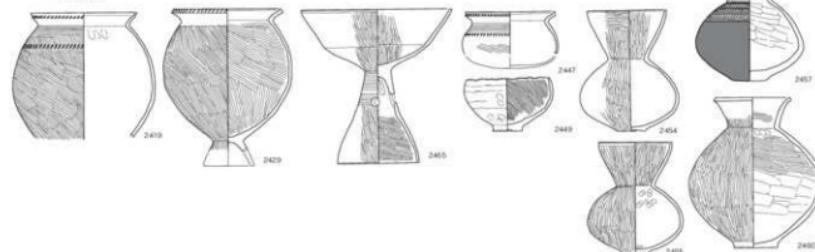
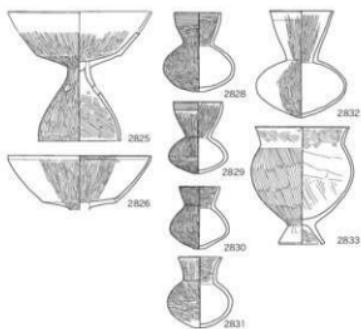


図 13 異間 I 式 0 段階 (1/8)

Ba-NR01-3層最下



O-NR01

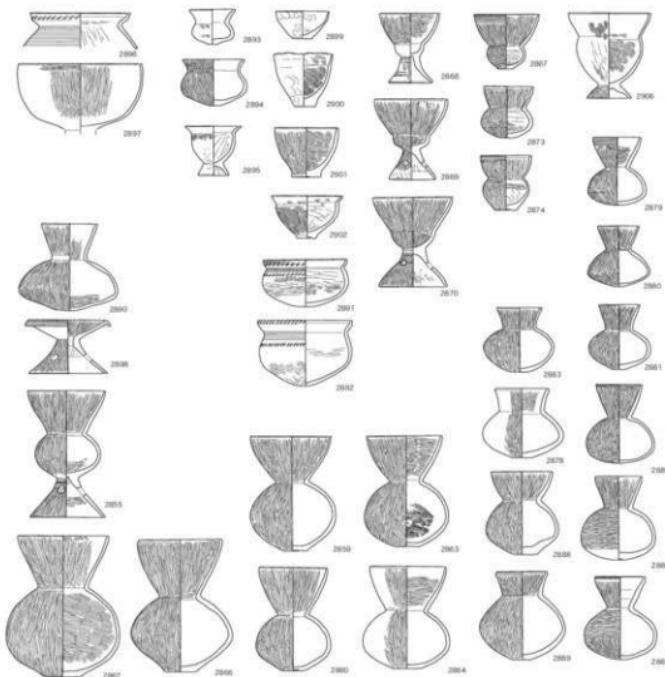


図14 遷間I式1段階 (1/8)

Ba-NR01-3層下

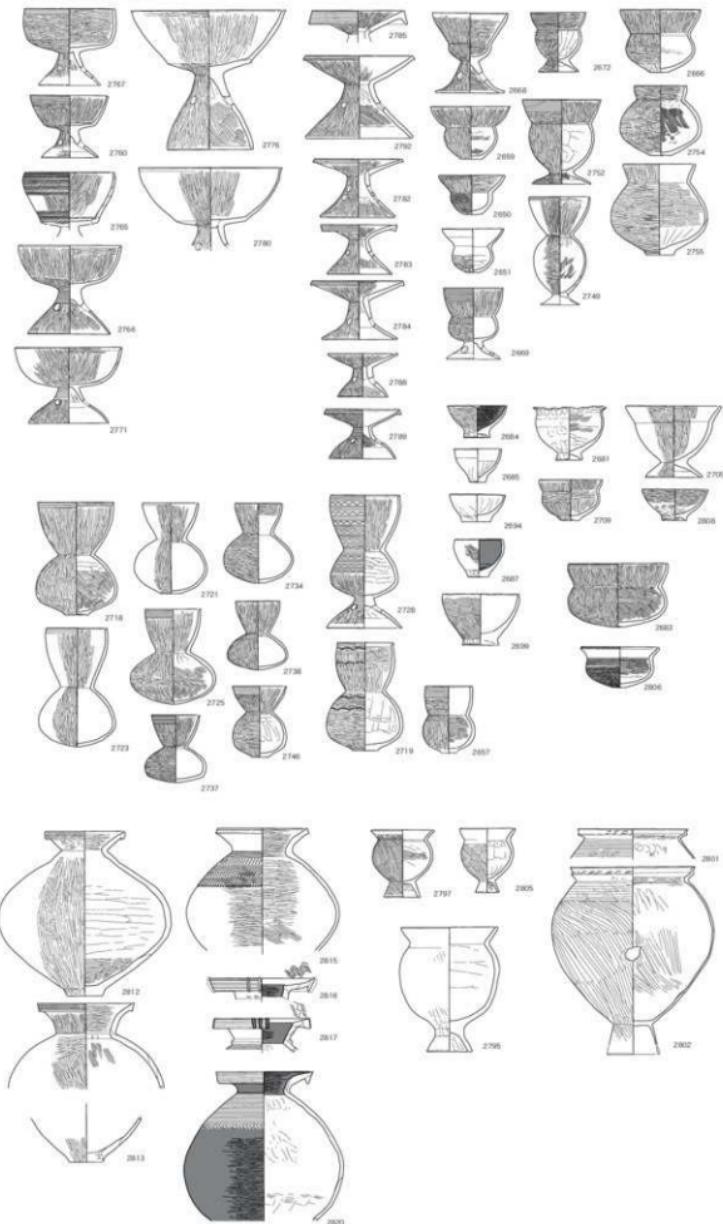
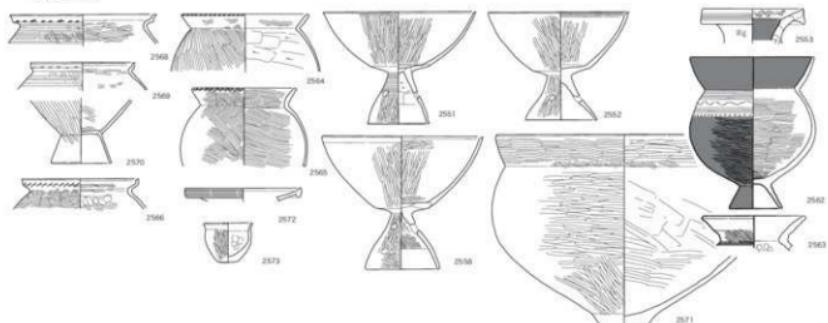
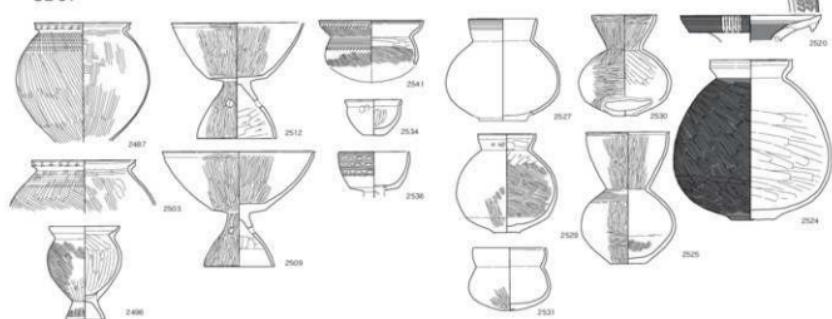


図15 異間I式2段階(1/8)

SX04-A



SD07



SX04-B-C

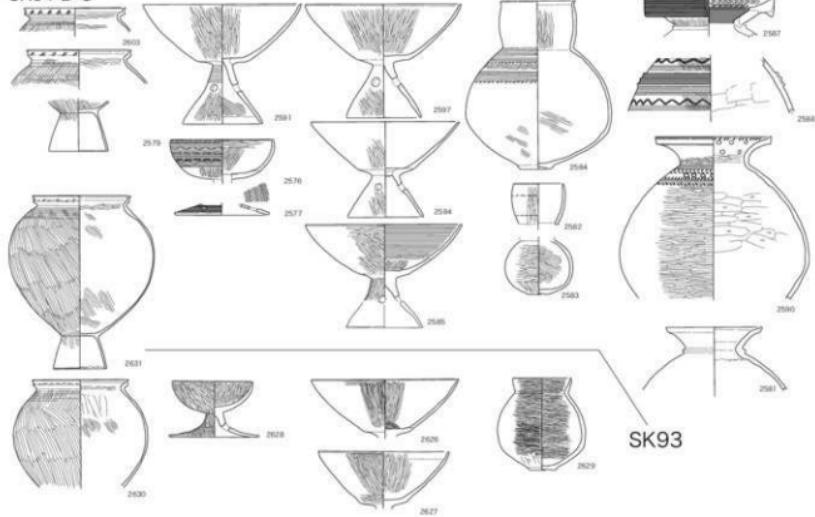


図16 回間I式3・4段階 (1/8)



レス壺の典型的なイメージを作り上げることになる。SX04A群資料はほぼ廻間I式3段階の新相資料であり、廻間I式4段階としては、古相資料としてSD07が、新相資料としてSX04のB・C群土器の多くがこの段階に所属する。なおSK93はS字彫A類新段階の資料が共存するが、体部の球形化や高杯などは廻間II式1段階古相の資料に併行するものと思われる。

5 | 弥生後期のイメージ

以上のような変遷を概観すると、土器様式において弥生時代後期とはおおむね以下のように結論づけることができる。すなわち紀元前後に近江湖南地域を中心とする土器様式が濃尾平野に到来し、新しい土器様式が成立した。八王子古宮様式である。この現象は伊勢湾沿岸部にどの程度に普遍化できるかは今後の課題であるが、近江湖南型彫は伊勢地域や西濃地域でも散見できるようである*。またどのような要因が彼の地を動かし始めたのかも興味深い点である。東海地域は近江湖南地域により弥生時代後期初頭段階の扉が開かれた。伊吹山麓地域から伊勢地域にかけて広く有段口縁彫が定着・存在するのはこうした要因があったからではなかろうか。やがて近江色が急速に消失し、濃尾平野独自の、あるいは前様式からの系列的なカタチのなかから新しい様式が模索されはじめる。再び在地色が蘇り、弥生時代後期中葉を迎えることになる。この激変の過程で主に丹後地域からの何らかの影響や交流が確認できる。柱状脚高杯などにその典型的な様相が読み取れよう。そして吉備地域に端を発した鬼川市系の高杯などの影響を強く受けつつ、濃尾平野の中で画期的な土器様式が誕生する。土器様式の歴史の中で最も華麗にして斬新なデザインを所有する「山中様式」である。山中I様式はおそらく濃尾平野低地部の極く限られた範囲内においてのみ存在する土器様式と思われる。ところが後期後葉である山中II様式にな

ると一変して周辺地域との交流が活発化する。山中型高杯や山中型台付彫の影響が周辺地域に色濃く認められる。こうした変遷の後に濃尾平野では従来の様式概念を越える個性的な土器様式が成就されていく、廻間様式の誕生である。廻間様式の動向についてはここでは言及しないが、共鳴現象を呼び起こし、広域拡散志向をもつ興味深い土器様式である点は周知のことと思われる。この廻間様式誕生の中で、実は注目すべき土器型式が生まれていた可能性が新たに判明した。以下その内容を整理しておきたい。

6 | 小型の精製土器と粗製土器

6-1 小型精製土器群の成立

八王子遺跡において廻間I式前半期とは、大型建物を中心にして長方形区画や井泉遺構など、他の遺跡では見いだしえない大型の遺構群が存在した。こうした施設の中で使用された土器の中に、「小型精製土器」が見いだされる。小型精製土器というと布留式土器に伴う古墳文化を共有する土器のように受け止められてきた。しかし例えれば小型丸底土器の祖形一つを考えてみても、不明瞭な点が多い。その中で東四国地域に存在する小型鉢に求める考え方が多いようであるが、まさに同様な型式が古墳時代初頭段階に濃尾平野に存在する**。東海系内壇土器とした一群の型式である。その中で脚付の内壇土器は廻間I式期を中心に伊勢地域から東三河地域まで広く散見できる。八王子遺跡ではこの小型丸底土器に類似する型式が多く見られた。ミガキ調整を施す小さな底部を有するものが一般的である。体部の器壁は大きさに比べてやや厚く、薄化するのはどうやら廻間I式中ごろからのようである。

この型式の系列的な変遷については未だ不鮮明ではある。すでに廻間遺跡の報告の中でこの内壇土器については一定の評価***を下していたが、

* 西濃地域では、荒尾南遺跡（千葉彦彦編 1998『荒尾南遺跡』岐阜県文化財保護センター調査報告書 第26集）

** 赤堀次郎 1993「山中式という名のデザイン」『考古学フォーラム』3

*** 赤堀次郎 1990「2) 共鳴現象」『廻間遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第10集 P115

東海系内骨土器

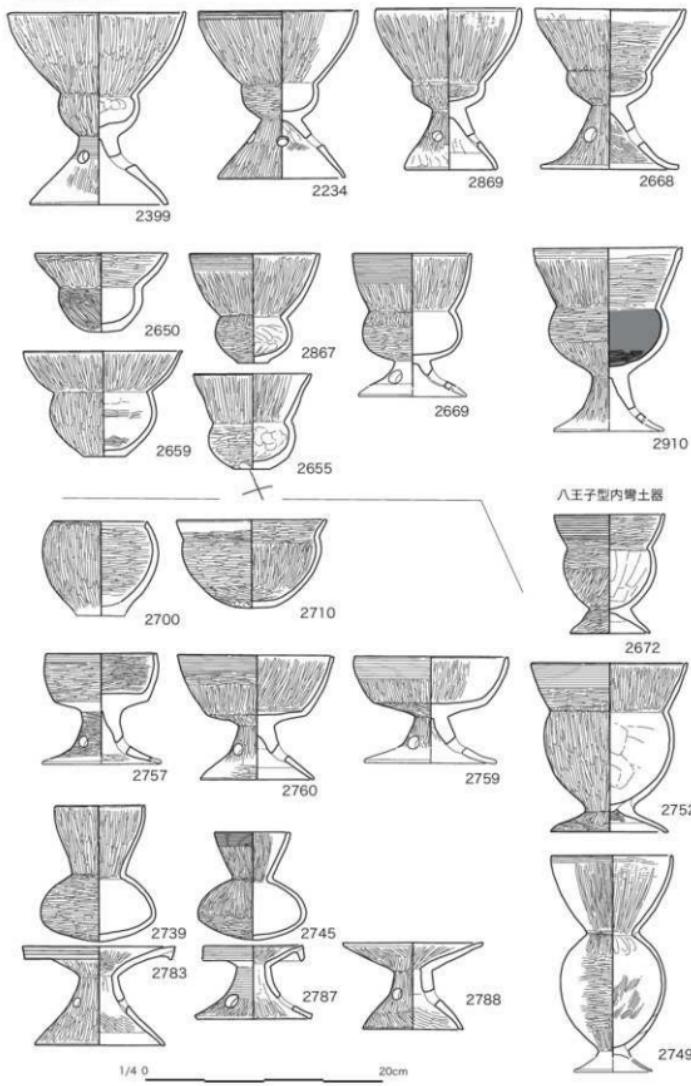


図 17 精製土器 (1/4)



八王子遺跡においてより明らかとなった。小型丸底状土器・小型鉢・小型高杯そして小型器台。これらがすべてセットで八王子遺跡では出土している点が重要と思われる。出土地点は井泉遺構周辺部に多く見いだされる。特定の祭りの道具という評価ができる。類似する形状は、朝日遺跡などでも見られ、濃尾平野の中で普遍化できるものと推測される。小型精製土器群の成立を廻間様式初頭段階に置く。なおその内の東海系内壇土器の成立は、現状では山中II式3段階まで渦ることができる。山中II式期のデザインが小型精製土器群の基礎にある。

では布留系小型精製土器との関係はどのように考えればよいのであろうか。まずその前提が問題である。従来の小型精製土器が、布留式土器を中心として生み出され、かつ普遍化していったというその前提そのものが問題にされねばならない。東日本に分布する小型（精製）土器群の中には形態的にも題を異にするタカチが存在する。また所謂小型丸底土器のカタチの多様性は、本来多くの地域型の集合である可能性もある。こうした点がまずもって問題にされねばならない。そしてこのような先行する地域型の型式を認めたうえで、東海系内壇土器の在り方を問う必要がある。畿内の庄内様式の中にも小型土器の存在に注目する見解もある^{*}。庄内式併行期における各地で生み出された地域型の小型精製土器の集合が、多様性を経て布留系小型精製土器に収斂されていくものと思われる。近畿地域とその周辺地域において、広く古墳時代初頭段階（庄内式成立段階）に小型精製土器群を成立させる意味が共鳴させていくものと考えたい。

6-2 精製土器と赤色付着土器

八王子遺跡のSX05井泉遺構周辺部で大量の土器（廻間I式前半期）が出土している。その多くがミガキ調整が見事に施された精製品に近いものであり、未使用品を含めて一過性の土器群である。

こうした土器群の中で粗製土器が点在する。ここでいう粗製品とはミガキ調整を代表とする調整技法を施さず、かつ器形のバランスが崩れた土器を意味することにしたい。整形技法には主に指ナデを多用し、調整技法を意図的に省略する。これは所謂土器製作者の技術的な未熟性によって生じたものとは異なる。言ってみれば意図的に粗製化した土器と考えたい。

粗製土器には直口鉢・有孔鉢・有底鉢という鉢のセットと僅かではあるが台付甕が存在する。壺類には基本的に類似した土器は見いだせない。ただし小型内壇土器（東海系）には粗製品が含まれる点は留意したい。いずれにしろ強いて言えば鉢が粗製土器の主体を占める点は容認されよう。粗製土器の主役を演じるのは鉢といつても過言でない。廻間様式期では有孔鉢は三河地域や伊勢地域に比べると、濃尾平野においては極めて少ない。この型式は地域により出土量が極端に異なるようである。因に丹後地域ではまさに大量に消費される。粗製鉢の主体は明らかに直口鉢と有底鉢などである。そして小型品が多い点も重要といえよう。直口鉢をよく観察すると僅かであるが赤色物が付着したものが散見できる。片口直口鉢で内面赤色付着土器であり、かつ外面にはスヌグ付着する資料が普遍的に存在する点はすでに指摘しておいた^{**}。この付着土器は前方後円（後方）墳に伴う場合も多い。科学分析の結果からは八王子遺跡の資料はベンガラを主体とするものであるが、他の遺跡では水銀朱が検出される例も多い。八王子遺跡では2766の有稜高杯の杯部内面から水銀朱が確認されている。水銀朱を注ぎ入れる器であった。直口鉢はこうしたベンガラ・水銀朱を受け取る器として機能していたものと推測できよう。特定の祭りの道具として意図的に粗製土器を作成した。粗製土器と精製土器はその役割を異にしているものの、この時代に祭りの主役を演じる道具であったと考えておきたい。

直口鉢の類似した形態は弥生時代から認められる。単純な形態であるが、こうした直口鉢の小型

*寺沢 薫 1986「畿内古式土師器の編年と二・三の問題」『矢部道路』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書 第49冊
**赤堀次郎 1997「西上免古墳を巡る2つの問題」『西上免遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第73冊



粗製土器が大量に使用され、一定の量的な出土を見る時期はある程度限定できるようである。つまり古墳時代初頭をもって、この種の型式が様式の中の一区画を占めるようになる。庄内式・廻間様式の成立段階こそがまさにこの直口鉢の時代である。

る。前述した小型精製土器群と表裏をなすように粗製小型鉢が成立する点をあらためて指摘しておきたい。それはあらたな時代の幕開けを知せるものである。

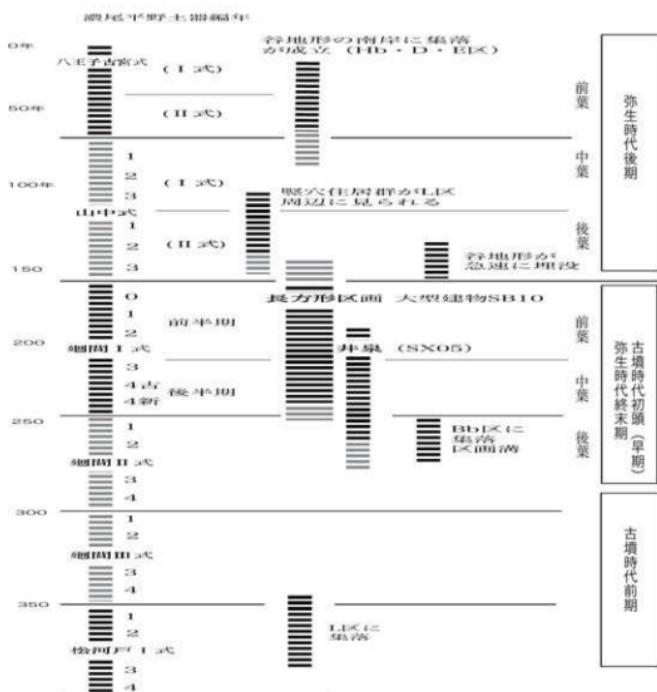
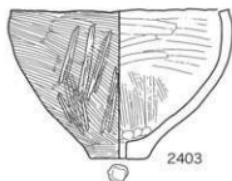
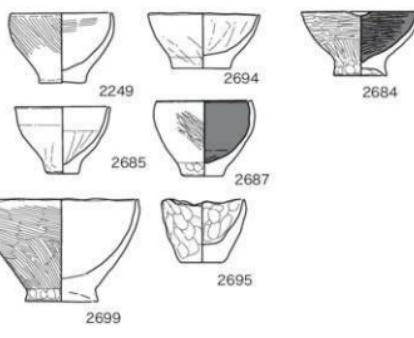


図18 編年表

有孔鉢



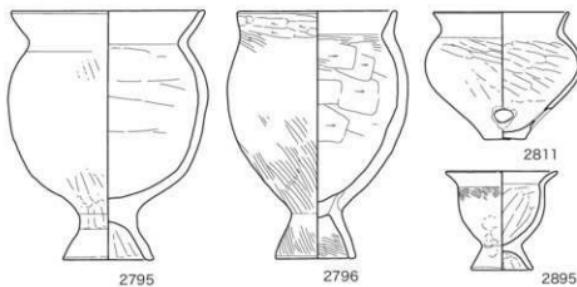
直口鉢



有底鉢



𠂇字口縁台付器



小型内骨土器



1/4 0 _____ 20cm

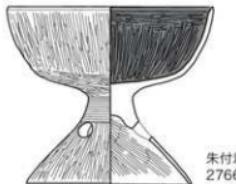
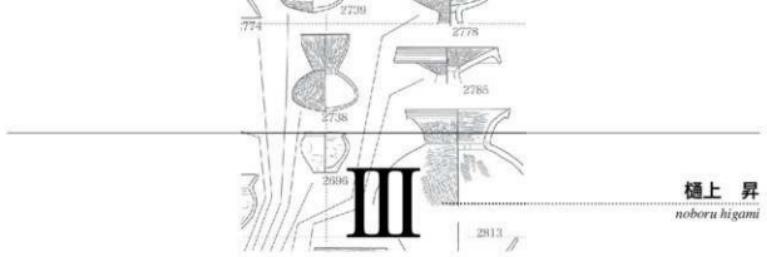


図 19 粗製土器 (1/4)



八王子遺跡の古代をめぐる諸問題

I | 古代の郷名比定について

第1分冊の歴史的環境でも述べたように、八王子遺跡周辺は古代の中嶋郡に属する。天平6(734)年の『尾張國正税帳』によると、郡司の定員から中嶋郡は大・上・中・下・小郡のうち、上郡であることがわかる。上郡には12~15の郷が置かれていた。そのうち、現在も郷名がわかつているのは、『和名類聚抄』(931~938年)に記載された美和・神戸・押師・小塞・三宅・西郡・石作・日部・川崎の9郷である。このほかにも、『尾張國正税帳』には齋原里(郷)が、また、平城宮からは牧沼郷と書かれた木簡が出土している(『新修 稲沢市史 本文編上』1990による)。

1977年刊行の『新編 一宮市史 本文編上』には、新井喜久男氏によって、前記9郷の所在地比定がなされている(図1)。まず、美和郷は、一宮市大字佐千原・大字高田、浅井町東浅井・西浅井などを含む地域。神戸郷は一宮市今伊勢町本神戸・新神戸など伊勢神宮の神戸のおかれた地。押師郷は一宮市大和町宮地花池・北高井・萩原町林野等を含む地域。小塞郷は一宮市萩原町中島を含む地域。三宅郷は中島郡平和町三宅、稻沢市大塚・長束等を含む地域。西郡郷は稻沢市稻島周辺。石作郷は海部郡美和町古道、甚目寺町石作等を中心とする地域。日部郷は稻沢市日下部を中心とする地域。川崎郷は一宮市大和町於保・宮地花池、稻沢市赤池・陸田・長野・子生和・井之口・長束を含む地域。とされている。1998年刊行の『尾

西市史 通史編上巻』においても、福岡猛志氏によって上記郷名比定の妥当性がほぼ追認されている。

八王子遺跡はこのうちの、押師郷に所在している可能性が高い。妙興寺文書の嘉慶2(1388)年8月13日付の妙興寺領坪付注文に「押師郷内穴田借屋須賀」とあり(平凡社『愛知県の地名』1981による)、この借屋須賀が現在の苅安賀であることはまず間違いない。すれば、その北に位置する八王子遺跡が押師郷に含まれることはほぼ確実といえる。

2 | 後・終末期群集墳と古代寺院の分布をめぐる問題

2001年2月に開催された第8回東海考古学フォーラム三河大会のテーマは『東海の後期古墳を考える』であった。このなかで鈴木一有氏は、「(6世紀中葉~7世紀前葉頃には)美濃や西遠江のように100基を超えるような大群集墳が多くみられる地域が存在するいっぽう、尾張や西三河のように群集墳の築造が低調な地域も知られる」とし、さらに「美濃地域においては古墳の首長系譜と白鳳寺院が対応するが、東海地方においてはむしろ特殊な事例といえる。美濃と中央政府との緊密な関係が想定できる所以である」とされている*。

また、服部信博氏は愛知県埋蔵文化財センターの『年報 平成4年度』(1993年刊行)に「古代尾張をめぐる若干の問題」を発表し、そのなか

* 鈴木一有 2001「東海地方における後期古墳の特質」『東海の後期古墳を考える 第8回東海考古学フォーラム三河大会資料



で「後期群集墳・小古墳の分布は、(中略)基本的に大型古墳の分布と同様に引き続き『尾張』東部の洪積台地・丘陵部を中心に展開し、平野部における分布はほとんど認められない」とし、さらに「一宮市北部の犬山扇状地扇端部周辺(浅井古墳群)や瀬戸市を中心とした丘陵域(穴田古墳群他)等に新たに群集墳が築造される地域が登場し、(中略)これら新たな地域への古墳の出現は時代の進行とともに未開拓地域への開発が進み、エクネーメが拡大したことを示していると言えよう」とし、浅井古墳群を唯一の例外として、尾張低地

部には後・終末期群集墳の展開がなかったととらえている。ところが、その尾張低地部(中島・海部郡)に7・8世紀代には古代寺院が爆発的に分布し、延喜式内社が多数(中島郡30座・海部郡8座)進出していることを指摘する。古代の尾張には、熱田台地を中心に古墳時代以来の大豪族尾張氏が盤踞しているのに対して、8世紀に国府・国分寺が置かれた地が、この熱田台地から離れた中島郡であった点に服部氏は注目し、中央政府が尾張氏を牽制するために「在地勢力が希薄で、新たな勢力が入りやすい環境にあった中島郡に国府を

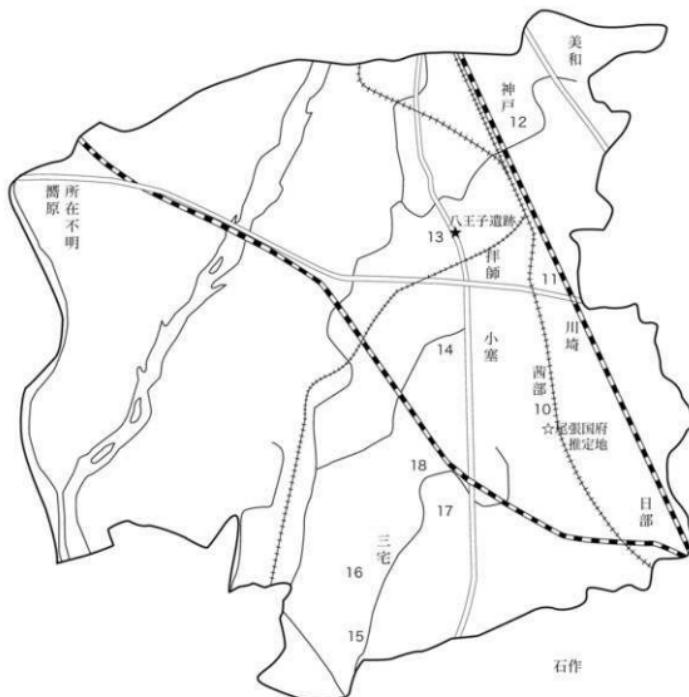


図1 一宮市史本文編による中島郡の郷名比定地(梶山1997による古代寺院番号を加筆)



図2 尾張の古代寺院と瓦窯跡の分布図(梶山 1997)

創建年代	7世紀中頃	7世紀後半	8世紀
築城郡		黒岩庵寺・東流庵寺	音楽寺
丹羽郡	兵福寺龍寺	御土井庵寺 川井庵跡豊庵寺	勝那庵寺
中島郡		東祖庵寺・三重庵寺 薬師堂庵寺	妙圓寺唐寺・中島庵寺 神戸庵寺・立成庵寺 尾張田分寺 尾張田分紀寺
海部郡		萬日寺・猪林寺 活性寺・寺野庵寺 宇佐功德寺	舞田庵寺・南高庵寺 諸桑庵寺
春部郡		齊勒寺庵寺・大山庵寺 勝川庵寺	觀音庵寺
山田郡			小鶴庵寺・小鶴花・木庵寺
愛智郡	尾雲元興寺	極樂寺庵寺 西大高庵寺	古難吉庵寺 鳴角庵寺
知多郡		法海寺 奥田庵寺 トトメイ遺跡(名和庵寺)	

表1 尾張国古代寺院創建年代一覧(梶山 1997)



設置するすることになったと想定』している。

はたして尾張低地部が、6世紀中葉～7世紀代の群集墳が希薄な地域であり、7世紀後半～8世紀に爆発的に増える古代寺院の分布のあり方は、中央政府が中嶋郡に国府を設置するために、熱田台地を支配する大豪族尾張氏を牽制し、在地の中小豪族を懷柔した結果によるものなのであろうか。確かに、一見すると尾張低地部（葉栗・中嶋・海部郡）の後・終末期群集墳は浅井古墳群（7世紀後半）しかなく、それ以南の地域には古墳は存在しないようにみえる。しかしながら、5世紀後半に築造が始まる今伊勢古墳群は7世紀後半まで続いている。さらに、今回の八王子遺跡の調査において、6世紀中葉～7世紀後半の、ほぼ完全に削平された群集墳の存在が知られるようになった。八王子遺跡の北西には内面に赤彩を施した5世紀後半の須恵器高杯3点が出土した伝治越遺跡の存在が知られている*。土坑状の遺構から出土したとされているが、隣接する神社の境内地は周辺の水田に較べて高いことから、筆者は古墳の可能性も考えている。もしこの伝治越遺跡が5世紀後半頃の古墳であるならば、八王子古墳群は5世紀後半から7世紀後半まで存続する群集墳に位置づけられる。八王子遺跡の南西約1kmに所在する山中遺跡においても削平された6世紀代の円墳（直径約14m）を確認している**。また、江戸期の『尾張名所図会』菟安賀の項では菟安賀塚という名の塚が描かれている。これが西尾張中央道建設で滅失した蛇塚と別のものであれば、菟安賀集落の近辺にも古墳があったことになる。八王子古墳群は南の菟安賀から山中遺跡周辺にまで広がっていた可能性が高い。

このほか尾張低地部では、葉栗郡木曾川町門間沼遺跡でも5世紀末から7世紀初頭にかけての円墳が4基確認されている***。いずれも墳丘は完全に削平をうけていた。最近では、海拔ゼロメートル地帯の海部郡佐織町川田遺跡で5世紀末頃の円墳が発掘調査で明らかとなっている****。このように、尾張低地部には、早いところで5世

紀末、遅いところでも6世紀中葉には群集墳の築造が開始されており、そのうちのいくつかは7世紀後半頃まで存続している実態が明らかになります。これらの古墳はいずれも沖積低地に位置するためにかなり早い段階に削平をうけ、水田化によって埋没したために現地表面では確認できなかっただけなのである。それでも第1分冊の歴史的環境の地図で示したようにかなりの数の古墳が近年まで存在していたことがわかっているので、削平をうけた古墳を含めれば、実際にはかなりの古墳が尾張低地部には存在していたことになる。

ここで注目されるのは、これら後・終末期群集墳の分布が、先に示した古代の郷の単位にはほぼ一致している点である。すなわち、八王子古墳群は中嶋郡押師郷、今伊勢古墳群は同じく中嶋郡の神戸郷、門間沼遺跡の古墳群は葉栗郡大毛郷、そして浅井古墳群は葉栗郡葉栗郷には該当する。この郷は、古代の行政単位であるが、地理的な区分とするよりは、実際の人々の生活単位により近いものであったとされている。尾張低地部における古代の郷に相当する生活単位、すなわち在地豪族の勢力拠点は5世紀後半から6世紀中葉頃には形成されていたことになる。

さらに注目すべき点としては、これらの郷に相当する地域単位では、後・終末期群集墳の築造が終了する7世紀末から8世紀前半にそれぞれ古代寺院が造営されているのである。八王子古墳群には薬師堂庵寺が、今伊勢古墳群には神戸庵寺が、浅井古墳群には黒岩庵寺が、そして先に触れた川田遺跡には瀬高庵寺が隣接している。つまり、後・終末期群集墳と古代寺院はそれぞれ異なる勢力によって築かれたものではなく、古墳に葬られた人々の末裔である在地豪族層によって古代寺院が造営されているのである。弥生時代後期から古墳時代前期の集落群と後・終末期群集墳の間は、第1分冊でも触れたように、4世紀後半～5世紀前半に頻発したとみられる木曾川下流域一帯の洪水により、断絶している可能性が高いが、

* 大妻義一・岩野見司 1974 「伝治越遺跡」『新編 一宮市史 資料編四』

** 石黒立人 1993 「山中遺跡」愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第45集

*** 石黒立人 1999 「門間沼遺跡」愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第80集

**** 木川正夫 2000 「川田遺跡」『平成11年度愛知県埋蔵文化財センター年報』



5世紀後半以降はほぼ8世紀代まで在地豪族層による支配領域は一定しているとみてよい。

特に、国府が置かれた中嶋郡では、図1・2のように、神戸郷には神戸庵寺、押師郷には薬師堂庵寺、川堵郷には妙興寺（庵寺）、小塞郷には中島庵寺、西郡郷には東畠庵寺、そして三宅郷には法立庵寺・三宅庵寺というように、ほぼ郷単位で古代寺院を有しているのである。おそらくこれら古代寺院をもつ郷には、それに先行する群集墳が地下に眠っている可能性が高いと筆者は考えている。

このようにみてくると、尾張低地部は鈴木氏のいうように100基を超える群集墳はないかもしれないが、決して群集墳の築造は低調ではなく、しかも美濃だけの特殊事例とされた古墳の首長系譜と白鳳寺院の対応関係は尾張においてもきわめて明確に認められることがわかる。すなば、服部氏が考えたように、中央政府が尾張氏への対抗措置として、在地に強い勢力基盤がない中嶋郡に国府を置いたとする説に対しても、完全に否定することはできないまでも、再考の余地があるとおもわれる。

ついでながら述べておくが、尾張の古代寺院に関しては、正式な発掘調査が行なわれた例が非常に少ないため、付近で採取された瓦の瓦当紋様や製作技法を畿内など他地域と比較して年代を決めているのが現状である。しかし、今回の八王子遺跡の調査で、隣接する薬師堂庵寺を营造した豪族層の居住地とみられる集落の存在が明らかになったことから、集落の所属時期から間接的にではあるが、寺院の創建時期を推定できるようになった。八王子遺跡では、7世紀末～8世紀初頭に掘立柱建物を主体とする屋敷地が出現する。このことから、薬師堂庵寺の創建時期も從来いわれてきた7世紀後半よりもやや新しくなる可能性が高い。ここまで述べてきたように、尾張低地部には7世紀後半まで、普遍的に群集墳築造が継続している蓋然性が高いことから、從来7世紀後半とされてきた多くの古代寺院の創建時期も7世紀末～8

世紀初頭まで下げるべきではないかと筆者は考えている。

3 畿内系土師器をめぐる問題

八王子遺跡からは、比較的まとまった量の畿内系土師器が出土した。畿内系土師器とは、7～8世紀に、飛鳥・藤原・平城宮（京）で用いられた食器で、精製された粘土を用い、赤焼きの内外面にヘラミガキによる金属器の光沢を模した暗紋を有する土師器の一群で、暗紋土師器とも呼ばれている。本来は律令官人らが都城で使用するものであるため、畿内のなかでも都城周辺（大和・河内など）からのみ出土するものとされてきた。しかしながら、近年全国各地の終末期古墳・官衙・寺院跡などから同様の土師器が多数出土するようになってきた。1986年に林部均氏は「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」と題する論文を発表し、主として東日本から出土する暗紋土師器を「畿内産土師器」として定義づけを行なった**。その後、林部氏は西日本も含めた全国の「畿内産土師器」を集成し、これらの土師器が律令国家の地域支配と深いかかわりをもっていることを明らかにした。しかしその後、「古代の土器研究会」を中心に、林部氏が定義した「畿内産土師器」の見直しを行ない、そのなかには明らかに畿内以外の地域でつくられた土師器が存在しているとして、「畿内産土師器」ではなく、他地域産のものについては「畿内系土師器」あるいは「畿内風土師器」***とすべきであるとの意見もみられる。ただ、畿内でつくられた「畿内産土師器」と畿内以外でつくられた「畿内系土師器」の線引きについては、明確な基準がないことから、人によって違うのが現状である。2000年2月5・6日に奈良国立文化財研究所（現・独立行政法人奈良文化財研究所）において、「古代土師器の生産と流通－畿内産土師器の各地への展開－」と題する研究会が開かれ、全国の畿内産（系）土師器の集成・検討がなされ

*古代寺院の分布図および編年表は、梶山勝 1997『地方豪族と仏教』『新修 名古屋市史』第1巻を引用

**林部均 1986『東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器』『考古学雑誌』第72巻1号

***福田明美 1999『千葉県におけるいわゆる畿内産土師器の再検討』『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集



た*。しかしながら、前述の問題は未だ解決していない。

そこで、今回の八王子遺跡の報告書作成にあたって、愛知県内出土の「畿内産（系）土師器」を中心に、東海地方各地の資料を集めて胎土分析を行ない、理化学的な方法によって畿内産と畿内系の境界をみきわめ、畿内系土師器の生産地を推定しようと試みた。分析の方法と内容は、1. 土器の薄片資料を作成して顕微鏡観察を行ない、胎土に含まれる鉱物や微化石から粘土の産地を推定する方法と、2. 土器片を粉末にして固めたうえで、蛍光X線による化学組成の分析をして類似したものをグルーピングする方法の2種類を行なった。分析手順と結果については、第1分冊の胎土分析の項を参照していただきたい。

近年、三重県内で、多量の畿内系土師器の出土

が報告されつつある。地域的には、桑名・四日市市周辺の北勢地域、津市南部から一志郡周辺の中勢地域、多気郡明和町周辺の南勢地域のほぼ3ヶ所に集中している。このうち、南勢地域に関しては、斎宮跡に近接した北野遺跡や水池遺跡などにおいて、土師器焼成遺構が確認されている**。ここでつくられた土師器が斎宮跡から大量に出土することから、主として斎宮に供給するための土師器生産地であることがわかっている。時期的には8世紀代が中心である。色調は赤みが強く、器形・ヘラミガキともに畿内のものとはやや異なる。

北勢地域に関しては、四日市市西ヶ谷遺跡など、複数の遺跡でやはり土師器焼成遺構が確認されているが、出土する遺跡によって胎土・製作技法・器形などが異なることから、南勢地域のようなある特定地域に供給するためにまとめて土師器を

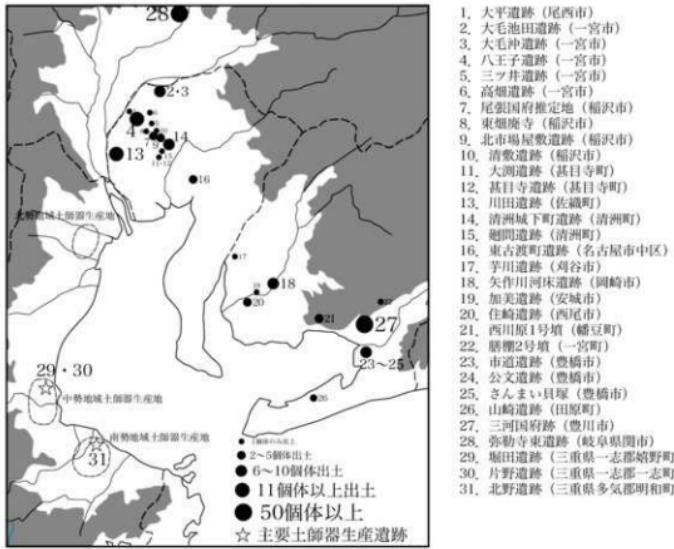


図3 猥内系土師器出土遺跡分布図

* 奈良国立文化財研究所 2000『古代土師器の生産と流通—畿内産土師器の各地への展開—』奈良国立文化財研究所内特別研究 資料集
** 三重県埋蔵文化財センター 1998『研究紀要第7号—土師器焼成坑と古代土器の生産と流通—』



製作しているとは考えにくい状況であり、北勢地域産といった明確な定義づけも現状ではまだできていない。なかには赤彩を施す例も認められる。

最後に中勢地域だが、雲出川下流域を中心に、多数の遺跡から畿内系土師器が出土している。特に一志郡一志町片野遺跡では、土師器焼成構こそみつかっていないものの、土坑内から500個体以上におよぶほぼ完形の畿内系土師器がまとまって出土している^{*}。片野遺跡に隣接する嬉野町堀田遺跡からも大量の畿内系土師器が出土している。このほか、同町平生遺跡、津市雲出島貫遺跡、高茶屋大垣内遺跡などからも多数出土しており、この地域はかなりまとまった畿内系土師器の生産地であることが判明しつつある。この中勢地域産の畿内系土師器はきわめて精製された胎土と丁寧なヘラミガキが特徴で、器形も畿内産のものと酷似しているが、杯Aはやや深手で、平底であり、体部の立ち上がりが直角に近く、体部から口縁部にかけて屈曲が少ない箱形に近い器形である。杯Cは底部と口縁部の境が、外面からの指押さえのために強く屈曲するものが多い。皿Aは口縁端部を強く内側につまみ出して、上端をなでて面取りを行なっている。いずれも内面に放射状暗紋を施さない例が散見され、また外表面に黒斑を有するものが多い点にも特徴がある。時期的には南勢地域とは異なり、7世紀後半～8世紀前半にはば限定され、資宮跡からの出土例は比較的少ない。

愛知県内出土の畿内産（系）土師器のうち、この中勢地域（以下、一志郡とする）産の特徴を有する一群に関しては、考古学的な面からも抽出が可能である。今回胎土分析を行なったなかでは、一宮市大毛池田遺跡出土の杯A（32・34）、海部郡甚目寺町大潤遺跡出土の杯A（48）、西春日井郡清洲町清洲城下町遺跡出土の皿（50～53）がこの一志郡産の特徴を有している。胎土分析の結果でも、大潤遺跡の杯A、清洲城下町遺跡出土の皿B？（53）のほか、八王子遺跡出土の杯C（1198）・高杯脚部（1205）は胎土にザクロ石を含む点から、雲出川下流域の一志郡産ではば間違

いないとの結論が得られた（第1分冊の胎土分析結果一覧表では堀田・片野に分類）。さらに、八王子遺跡の皿A（1191）・杯蓋Bツマミ（1212）、大毛池田遺跡の杯A（32・34）、幡豆郡幡豆町西川原1号墳出土の杯B蓋（56）・杯C（57）・岐阜県関市弥勒寺東遺跡の杯A（70）も一志郡産である可能性が高いとされている（一覧表では八王子土師器IIに分類）。このほかに蛍光X線分析によるグルーピングから、八王子遺跡出土の畿内産（系）土師器のうち、1200（高杯杯部）と1205、清洲城下町遺跡の53と51（皿A）・海部郡佐織町川田遺跡の皿A（39・41）、西川原1号墳出土の一群（56～60）、弥勒寺東遺跡の70と71（皿？）が、それぞれにはば同一の化学組成をもつことがわかった。また、八王子遺跡の1196（杯C）は1198と器形・製作技法・肉眼による胎土観察の点で近い特徴をもつことから、1196もやはり一志郡産の可能性が高い。いずれも形態的特徴などから、都城の土器編年によらし合わせると、飛鳥IV（7世紀第4四半期）～平城II（8世紀前半）に相当する。

次に、畿内産土師器の可能性が高い一群について説明する。今回、胎土分析用の資料として、畿内（大和・河内など）から出土した土師器を手に入れることは残念ながらできなかった。しかしながら、八王子出土資料のなかで、複数の研究者にみていただいた結果、まず間違いなく畿内産であろうという一群を抽出し、これを基準とした。1187～1190・1192・1193・1195・1202・1203・1209・1213がそれである。胎土分析の結果では、この一群からは胎土の特徴が細粒質であるとの結果が得られた。このほか、大毛池田遺跡の杯A（31）、大毛沖遺跡の杯A（37）、三ツ井遺跡の杯Cも畿内産である可能性が高い。時期的には飛鳥IV～平城III（8世紀中葉）までの幅をもち、一志郡産よりも下限の時期が下る資料が含まれる。

また、西三河の安城市加美遺跡の杯A（61）、西尾市住崎遺跡の一群（62～64）については、

* 上村安生 2001「南勢地域の伊勢産土師器について」『第98回 古代の土器研究会』発表資料

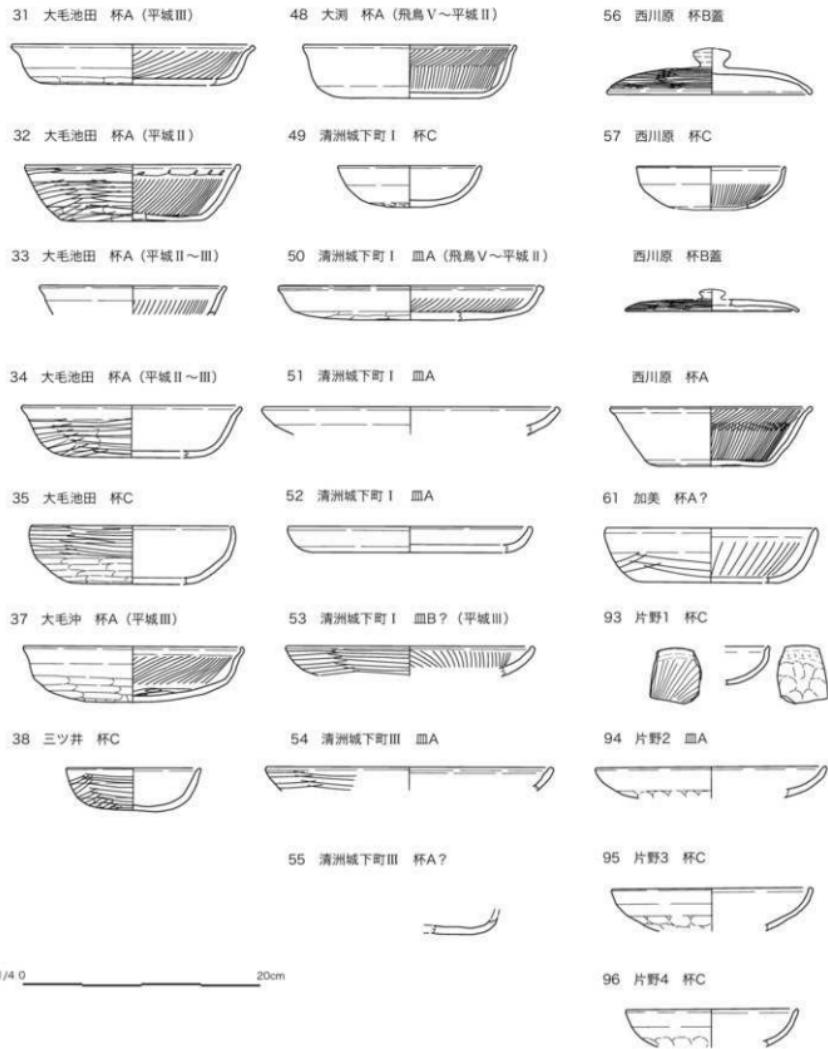


図4 愛知・三重県出土縫内系土師器実測図(1:4)

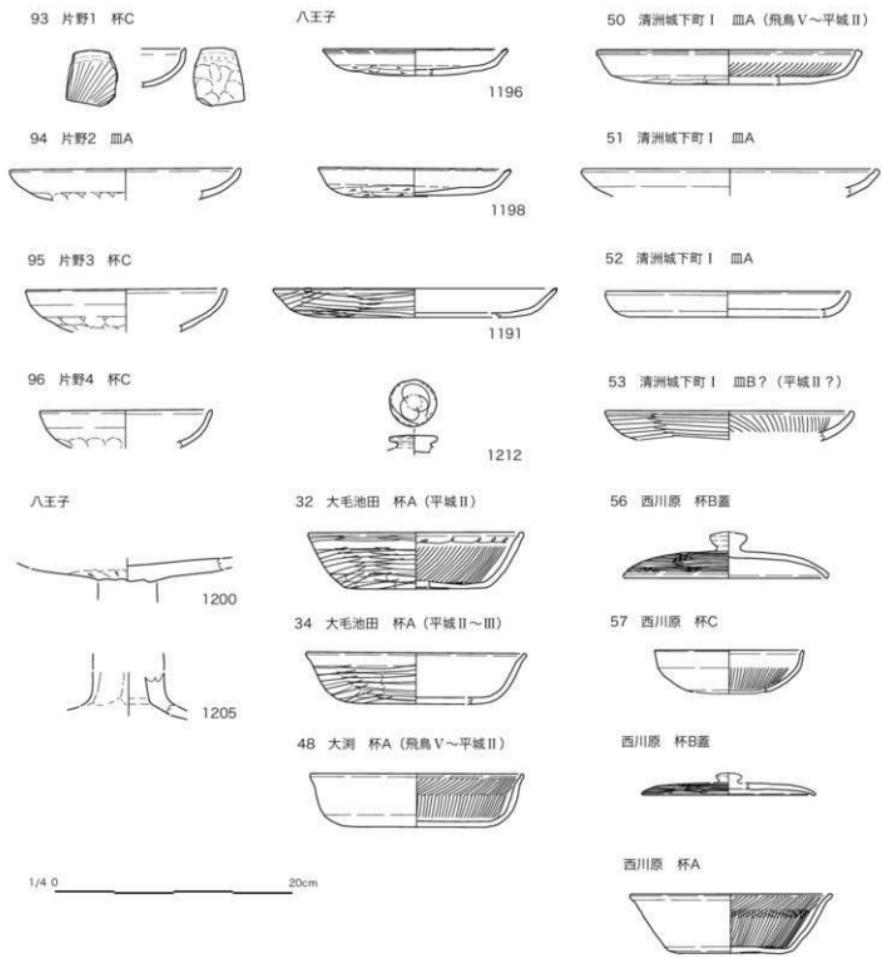


図5 一志郡産およびその可能性が高い畿内系土器器 (1:4)

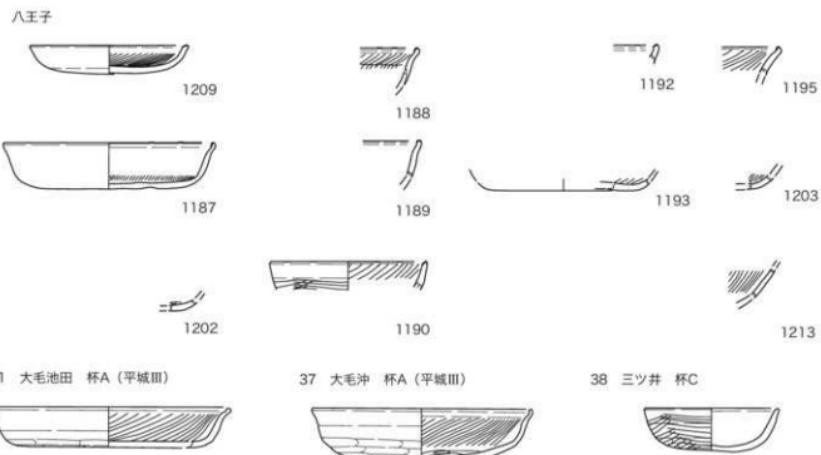


図6 績内産の可能性が高い一群 (1:4)

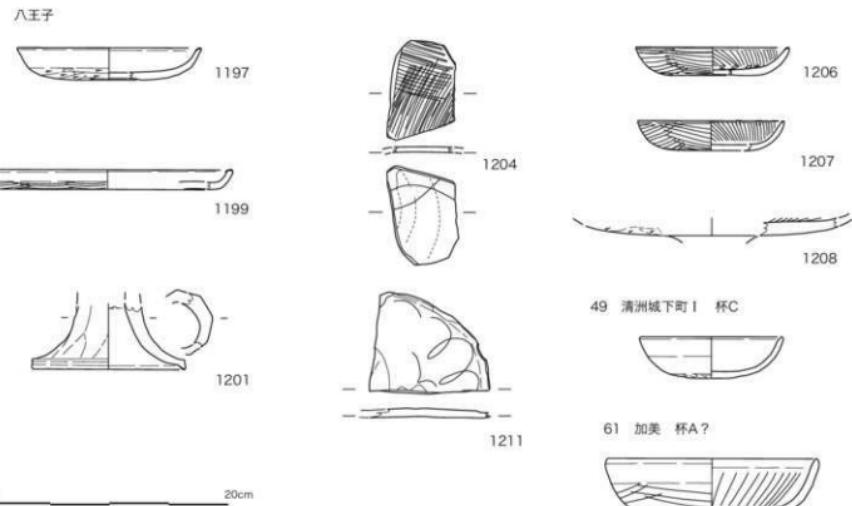


図7 績内および一志都以外の地域で生産された可能性が高い一群 (1:4)



産地は不明だが、いずれも他の遺跡にはない特徴を有することから、きわめて在地性が強い畿内系土師器と位置づけられる。

さらに、比較資料として、北勢地域の鈴鹿市河田宮ノ北遺跡出土の一群（103～105）、南勢地域の明和町北野遺跡出土の一群（85～89）、さらに西遠江から出土した畿内系土師器の一群（75～84）も分析に加えた。このうち、西遠江出土の一群はいずれも砂礫を比較的多く含む白っぽい胎土で、外側面に赤彩を施す点に特徴があり、在地性がきわめて強い。胎土分析の結果、愛知県内出土の資料にこれらの地域と共通する特徴の畿内系土師器はなかった。ただし、八王子遺跡の1199（皿A）に関しては、斎宮跡出土の土師器に詳しい上村安生氏から、南勢地域産に近い特徴をもつとのご教示を得た。

今回の胎土分析を含めた詳細な検討の結果、愛知県内、特に尾張平野部出土の畿内産（系）土師器のうちの多くの、雲出川下流域の一志郡であることが判明した。雲出川下流域は弥生時代以来、尾張平野部に土器を供給する地域であり、特に古墳時代前期のS字型は有名である。しかしながら、尾張平野部から出土する畿内系土師器の量は、一志郡での生産量に較べて微々たるものであり、到底主たる供給地であるとは思えない。前述のように、斎宮への供給量も少なく、時期的にも8世紀中葉以降は生産そのものが急激に衰退することから^{*}、斎宮向けの生産地とも考えにくい。きわめて精良胎土を用いて、緻密に暗紋を施した丁寧な製作技法によってつくられており、一見すると畿内産その物と区別することは困難であることから、やはり主たる供給先は都城であると筆者は考えている。一志郡において畿内系土師器の生産が最も盛んになるのは7世紀末～8世紀初頭頃であり、この時期の形態的特徴が8世紀前半まで維持されるが、8世紀中葉以降は生産規模が急激に縮小し、形態・製作技法ともに在地性が強く、畿内産土師器とはほど遠いものとなる。持続8（694）年に都が飛鳥から藤原宮へと移り、日本

で初めて条坊制を備えた都城が完成する。それまで飛鳥盆地の各地に分散していた各官司が藤原宮内に集中して政務を行なうようになり、律令官人層そのものが急激に拡大する。それにより、土師器供給の消費量が増大し、これまでのような大和・河内周辺の生産地だけでは土師器の生産量が不足した可能性が高い。そのため、畿内周縁地域で土師器生産の伝統をもつ一志郡でも、畿内の土師器工人の指導の元に都城へ供給するための土師器生産が開始されたと考えている。藤原宮成立段階には、讃岐の宗吉瓦窯において、藤原宮で使用する瓦を焼いていることがすでにわかっている**。また、讃岐では近年、下川津遺跡や川津一ノ又遺跡から大量に在地産の畿内系土師器が出土しており***、時期的にもほぼ藤原宮期と重なっている****。讃岐産畿内系土師器もこの一志郡産畿内系土師器と同様に、藤原宮への供給を主目的とする土師器生産の可能性が高い。

実際、飛鳥・藤原地域出土の土師器に詳しい西口寿生によると、飛鳥・藤原地域には東日本産の土器も含めてきわめて多様な土師器が出土するとのことであり、このなかに一志郡産や讃岐産の畿内系土師器が含まれている可能性はきわめて高いといえよう。しかし、平城京への遷都以降、都城周辺での土師器生産体制が整うに従って、他地域からの土師器供給の必要性がなくなるとともに、一志郡での土師器生産が衰退・在地化していくのである。平城宮・京から出土する土師器は齊一化が進んでおり、飛鳥・藤原宮段階のような多様性は認められないようである。尾張平野部からも、8世紀中葉以降に属する在地化した一志郡産の畿内系土師器はこれまで出土していないことからも、生産規模が縮小し、供給先の主体が在地へと転換した状況が伺える。

以上、一志郡産の畿内系土師器を中心に、胎土分析の結果と併せて、現在筆者が考えている仮説について述べてきた。ただ、八王子遺跡出土の畿内系土師器のなかには畿内産と推定されるものや、畿内産・一志郡産のいずれでもない一群が存在し

* 伊藤裕典 2001「雲出島賀遺跡における古代の土器」『岐阜 III』三重県埋蔵文化財センター

** 花谷浩 1993「寺の真作りと宮の瓦作り」『考古学研究』第40巻2号

*** 片岡孝浩 1997「讃岐の土師器」『研究紀要 5 特集 7世紀の讃岐』財团法人香川県埋蔵文化財調査センター

**** 古代の土器研究会 2001「古代土器研究 3 ミニ・シンポジウム開催と岡山の7世紀の土器」



ている。今回は畿内の分析資料を手に入れることができなかったため、畿内産と考えている一群が本当に畿内産であるのかについては結論が得られなかつた。また、生産地不明の畿内系土師器についても今後の分析で生産地が確定する可能性がある。さらに、畿内、特に飛鳥・藤原地域から一志郡（および讃岐）産の畿内系土師器を抽出できれば、律令国家形成時における土師器の生産・流通体制の解明に大きな手がかりとなるだろう。

4 製塙土器をめぐる問題

八王子遺跡からは、畿内系土師器とともに、大量の製塙土器が出土した。このうち、実測可能な個体については第2分冊に示した78点だが、実際の破片はこの数十倍におよぶ。ところが、このうち知多式製塙土器4類の脚部はわずか5点に過ぎず、それ以外はすべて口縁部ないしは体部の破片であった。これまで、愛知県内で出土した製塙土器の大半は脚部の破片であり、口縁部がこれだけまとまった量出土した例はなかった。愛知県内出土の製塙土器に詳しい森泰通氏によると、八王子遺跡出土の製塙土器は知多式よりも、岐阜県関市重竹遺跡や可児市宮之脇遺跡などから出土する美濃式（森氏の命名による*）に近い特徴を有するとのことであった。そこで、これら八王子遺跡出土の製塙土器についても生産地を確定するために、周辺各地出土のものと併せて胎土分析を行なうこととした。分析方法は、畿内系土師器の項でも述べた、薄片を作成し、顕微鏡で観察して胎土中の鉱物・微化石から粘土の産地を推定する方法である。分析資料は八王子遺跡から24点、重竹遺跡・宮之脇遺跡・東海市松崎遺跡・幡豆郡幡豆町御堂前遺跡・豊橋市市道遺跡・豊田市梅坪遺跡・幡豆郡一色町佐久島表採資料が各5点、海部郡佐織町川田遺跡が8点の計67点である。このうち、八王子遺跡は杯部が20点で脚部4点、重竹・宮之脇・川田遺跡はすべて杯部、松崎遺跡

は杯部3点脚部2点、御堂前遺跡は底部1点脚部4点、市道遺跡は杯部3点脚部2点、梅坪遺跡・佐久島はすべて脚部である。所属時期は八王子遺跡出土資料に合わせて7世紀末～8世紀前半に合わせるよう努力したが、御堂前遺跡・佐久島出土資料はやや時期幅がある。

結果は第2分冊の一覧表のとおりである。驚くべきことに、八王子遺跡の杯部20点のうち、15点が宮之脇遺跡の胎土と共通する瑞浪層群の粘土を用いていることが明らかとなった（宮之脇I）。なお、脚部4点のうち、2点は佐久島の胎土と共通する。さらに、川田遺跡の杯部8点中6点も八王子遺跡同様、宮之脇遺跡と共通することがわかつた。宮之脇遺跡周辺は木曽川中流の川底として近世まで物資の集積地として栄えた。八王子・川田遺跡とも木曾川下流域に属することから、長良川流域の重竹遺跡ではなく、宮之脇遺跡と共通する点では納得できる。しかし、製塙土器は本来海浜部の生産地でできた塙を内陸へ供給するためのものであることから、海から陸への動きが通常であるが、ここでは全く逆の動きを示している。ただし、この美濃式製塙土器は海水を煮詰めて塙をつくる文字通りの製塙土器ではなく、製塙遺跡から持ち込まれた粗塙を精製するために、詰めて再度焼くための、いわゆる焼塙土器である。

今回、畿内系土師器・製塙土器とともに、甕の胎土分析も同様の手法で行なっている。その結果、八王子遺跡出土の甕12点のうち、1点だけ宮之脇遺跡と共通する胎土のものが確認された。近年、尾張平野部から出土する古代の土師器甕の研究が進み、7世紀代は伊勢（南勢地域）、8世紀代は美濃から甕が供給されていることがわかってきた。この8世紀代の土師器甕の主たる生産地と推定されているのが、前述の可児市宮之脇遺跡である。今回の胎土分析を依頼した藤根久氏によると、八王子遺跡周辺では、基盤層が砂層であることから土器を焼成するのに適当な粘土は得られないとのことである。とすれば、7世紀以降、尾張平野部における土師器生産はすでに、基本的に他地

* 森泰通 1997「東海地方における消費地出土の製塙土器―特に固形塙の問題をめぐって―」『シンポジウム 製塙土器の諸問題―古代における塙の生産と流通―』塙の会 シンポジウム実行委員会

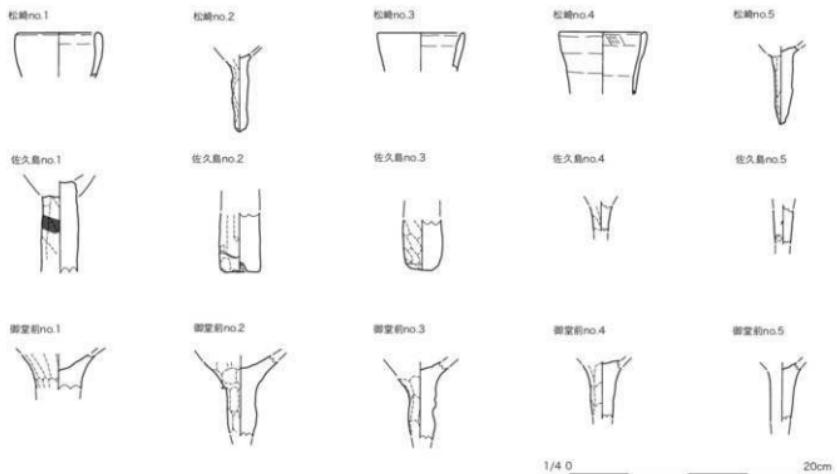


図8 製塩遺跡より出土の製塩土器 (1:4)

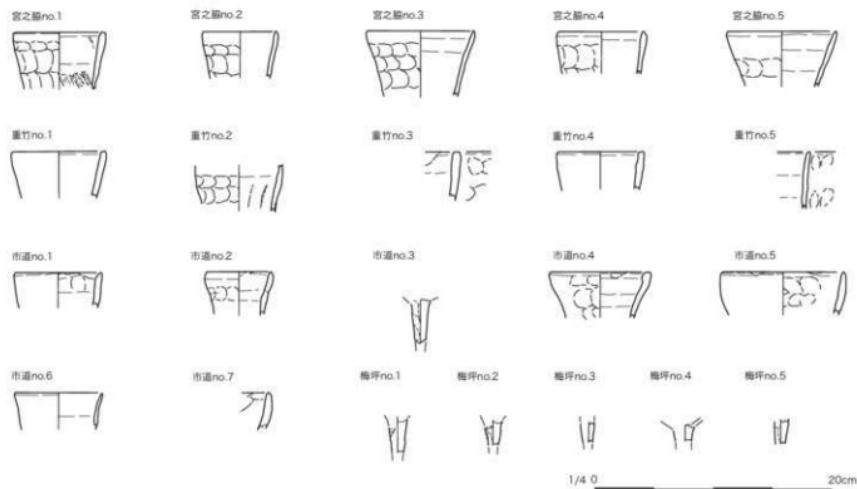


図9 内陸の消費遺跡より出土の製塩土器 (1:4)



域から供給品で賄っていた可能性が高い。おそらくは、製塙土器（焼塙土器）も廻とともに、可児市周辺から木曾川を通じて尾張平野部にもたらされたものと考えられる。

この製塙土器の胎土分析結果が、八王子遺跡のみであれば、八王子遺跡の特殊性として遺跡の性格に反映させることも可能である。しかしながら、川田遺跡においても、同様に木曾川中流域から製塙土器（焼塙土器）の供給をうけていることがわかった。八王子・川田遺跡から出土した美濃式製塙土器はきわめて薄く、しかも小破片でしかない。ともすれば、土師器壺の破片として見落とされがちなものである。今回、この両遺跡では意識してこの土器を抽出することに努めたために、比較的まとまった量の美濃式製塙土器が尾張平野部に進

出していることを初めて突き止めることができた。しかし、これまで我々が調査してきた遺跡においてもこのような土器片はすでに出土していたが、上記のような理由で遺物整理の際に見落とされていた可能性も否定できない。現在、文化庁の指導によって出土遺物の収納のランク分けが本センターにおいても行われている。報告書の作成時点では意識的に抽出しなければ、土師器壺の破片として（しかもほとんどが接合不能）処理されるであろう、これらの製塙土器片は、おそらく C2 ランクあるいは D ランクとして分類され、二度と人目に触れることはなかったであろう。今後とも、出土遺物の整理には、細心の注意を払う必要があることを自ら肝に銘じて小論のまとめとしたい。

畿内産の可能性が高い一群（八王子遺跡）No.1



1 杯C (1209)

2 四A (1202)



3 杯A (1187)



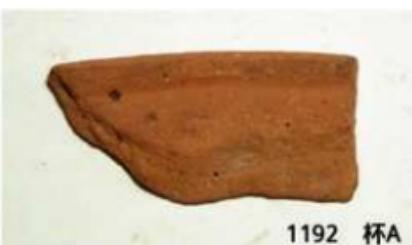
1188 杯A



1189 杯A



1190 杯A



1192 杯A



1193 杯C



1195 杯A



1203 杯orIII



1213 杯C

畿内産の可能性が高い一群（大毛池田・大毛沖・三ツ井遺跡）



31 大毛池田遺跡 杯A



37 大毛沖遺跡 杯A



38 三ツ井遺跡 杯C

一志郡産の可能性が高い一群（八王子遺跡）



一志郡産の可能性が高い一群（大毛池田・川田遺跡）



32 大毛池田遺跡 杯A



34 大毛池田遺跡 杯A



39 川田遺跡 盤A



50 清洲城下町遺跡 皿A



52 清洲城下町遺跡 皿A



53 清洲城下町遺跡 皿B？



48 大渕遺跡 皿A



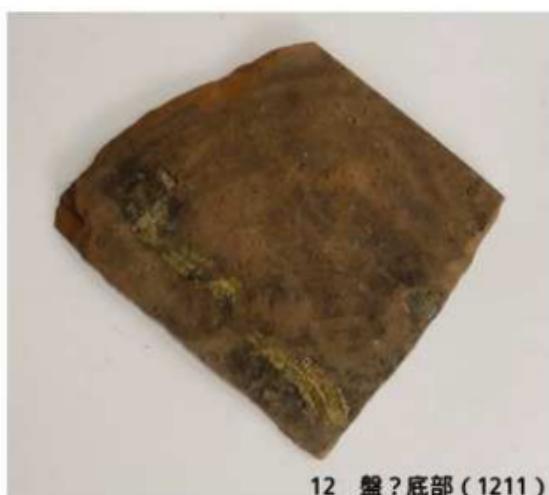
7 杯C (1197)



9 高杯 (1201)



11 杯B蓋 (1204)



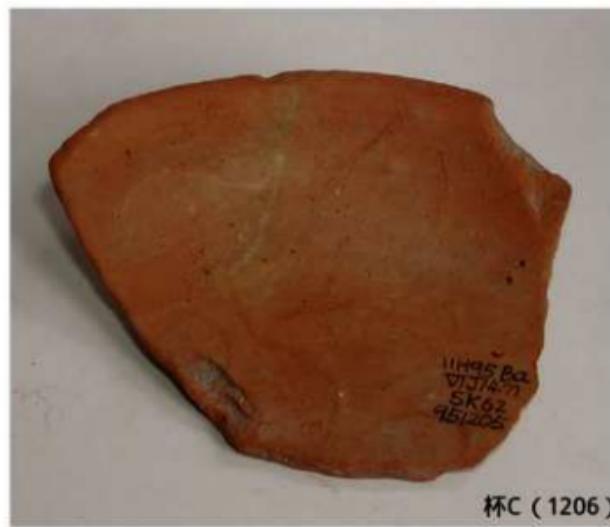
12 盤?底部 (1211)



25 □A (1199)



24 杯C (1207)



杯C (1206)



35 大毛池田遺跡 杯Cor鉢



49 清洲城下町遺跡 杯C



61 加美遺跡 杯A？



63 住崎遺跡 皿A



75 伊場遺跡 皿A



79 山ノ花遺跡 皿A



93 杯C



94 盆A



95 杯C



96 杯C



90 盤A



91 盘A



92 杯A



85 皿A



88 皿A



遺跡名 北野遺跡
地名

86 皿A



遺跡名 北野遺跡(第3次)
地区名

525

87 皿A



遺跡名	河田宮ノ北遺跡
地区名	Q12 (2面)
遺 墓	SR2 下段 (上)
年月日	2000/12/14
	010-03

103 杯A

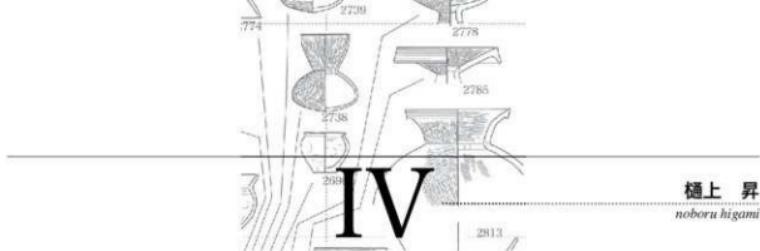


遺跡名	河田宮ノ北遺跡
地区名	
遺 墓	
層・位	
年月日	

104 杯A



105 盆A



八王子遺跡出土の木製品について

I | 器種組成の検討

八王子遺跡からは、今回実測図を掲載したものだけで194点の木製品が出土した。このうち、古代2期のSD03下層出土の曲物以外は、すべて古墳時代に属する。いずれも北側の大型掘立柱建物を囲む方形区画と、南の堅穴住居を主体とする居住域を画する、北東から南西方向に走る幅約8m、深さ約2mの大溝NR01から出土している。ただし、このNR01の調査は、遺跡の中央を南北に分断する西尾張中央道によって、東のO区と西のBa区に隔てられている。

さらに、O区のNR01は下から砂層、有機質砂層、有機質層に、Ba区は3層（下層）、3層（上層）、2層にそれぞれ分層して遺物を取り上げている。このうち、O区のNR01に関しては、共伴する土器群からいずれも廻間I式期初頭に属することがわかっているため、上記3層はほぼ同一時期としてとらえることができる。Ba区のNR01は3層（下層）が廻間I式期前半、3層（上層）が廻間I式期後半～II式期前半、2層は松河戸I式期に属することがわかっている。そこで、それぞれの地区（層位）ごとに出土している木製品の組成を比較してみる。器種の分類は、第1分冊の記述に合わせて、大分類は掘削具・農具・工具・機織具・容器・祭祀具・武器・雑具・建築材・その他とし、その横にそれぞれの具体的な器種名をあげることとする（図1・2）。

O区NR01からは、掘削具5点（直柄広鍬3点、

泥除け具・曲柄平鍬各1点）、農具2点（横枠・ヨコヅチ各1点）、工具2点（カケヤ・クサビ？各1点）、機織具？4点、容器13点（大型皿2点、槽8点、蓋2点、箱側板2点）、祭祀具2点（鳥形2点）、雑具6点（机天板1点、椅子座板2点、椅子脚部2点、火鑓臼1点）、建築材11点（椅子4点、部材7点）、その他35点（杭2点、用途不明部材23点、板材9点、編物1点）の合計80点が出土している。

Ba区NR01-3層（下層）およびSX05からは、掘削具17点（直柄広鍬2点、泥除け具3点、曲柄平鍬・同二又鍬・同三又鍬・鍬膝柄各1点、組合せ掘り棒2点、平鋤身6点）、農具2点（鎌柄・堅杵各1点）、工具4点（縱斧柄・横斧柄各2点）、容器17点（槽8点、カゴ底板1点、箱側板8点）、祭祀具3点（剣形3点）、建築材4点（椅子2点、部材2点）、その他14点（用途不明部材2点、板材11点、桺皮1点）の合計61点が出土している。

Ba区NR01-3層（上層）からは、掘削具4点（泥除け具・曲柄三又鍬・鍬膝柄・平鋤身各1点）、農具3点（鎌柄・ヨコヅチ・木鍬各1点）、工具1点（横斧柄）、容器6点（槽3点、蓋2点、箱側板1点）、祭祀具6点（剣形2点、剣形未成品・鐵形各1点、鳥形2点）、武器1点（剣鞘未成品）、雑具1点（椅子脚部）、建築材3点（椅子1点、部材2点）、その他10点（用途不明部材・板材各5点）の合計35点が出土している。

Ba区NR01-2層からは、掘削具1点（鋤直柄）、農具4点（堅杵・ヨコヅチ各1点、木鍬2点）、

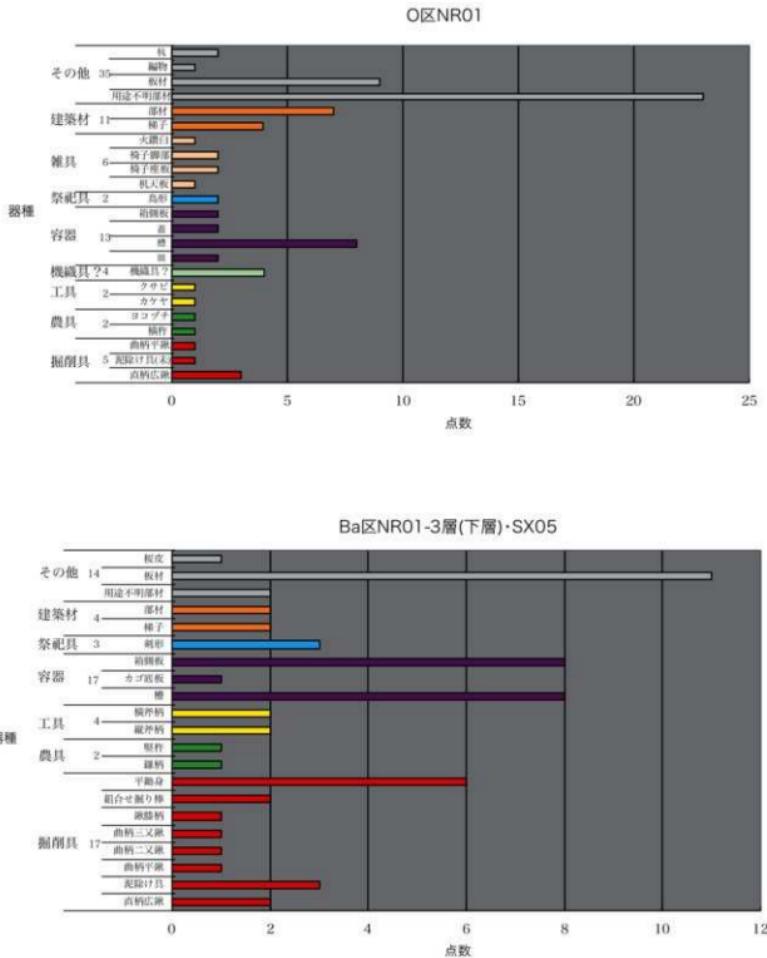
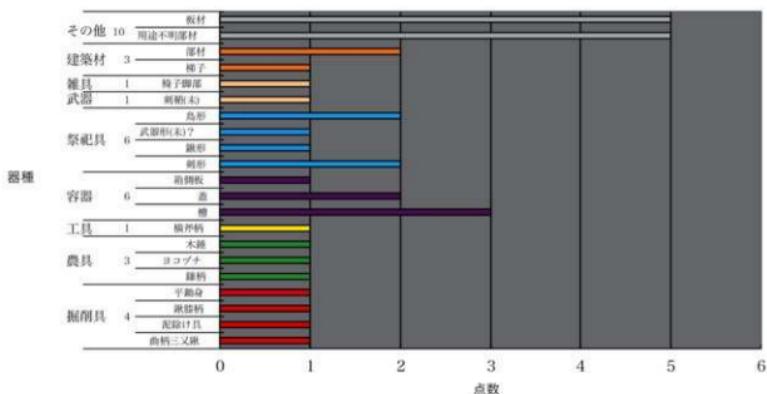


図1 器種比較棒グラフ No.1

Ba区NR01-3層(上層)



Ba区NR01-2層

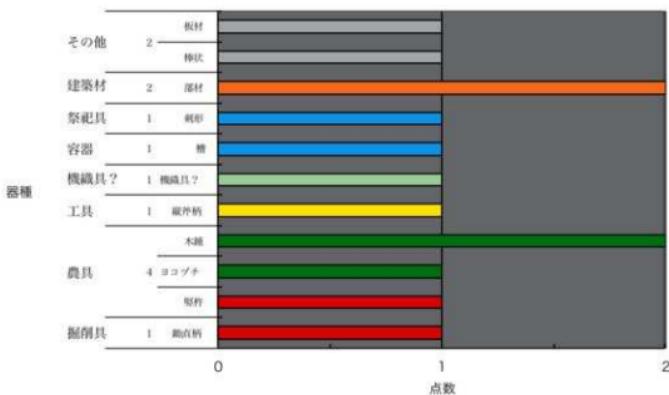


図2 器種比較棒グラフ No.2



工具 1 点（継斧柄）、機織具？ 1 点、容器 1 点（槽）、祭祀具 1 点（劍形）、建築材 2 点（部材）、その他 2 点（棒状品・板材各 1 点）の合計 13 点が出土している。

以上、各層位（時期）の器種組成を比較してみると、掘削具が Ba 区の 3 層（下層）のみ 17 点と多く、器種も多様である。O 区 NR01 と比較すると、直柄広鉗と曲柄平鉗の点数は同じだが、Ba 区 3 層（下層）からは O 区にはない平鋸身が 6 点出土している点が注目される。一方、掘削具の点数が最も少ない Ba 区 2 層から農具が 4 点出土しており、各層位のなかで最も多い。また、Ba 区 2 層以外の各層では全木製品中、容器類の占めるパーセンテージが最も多い。そのなかでも、特に大型の槽と箱調板が各時期ともに目立つ。祭祀具は Ba 区 3 層（上層）で 6 点（2 割弱）と多く、それ以外の時期は 1 ～ 3 点だが、その内容は各層位によって異なる。O 区は 2 点ともに鳥形で、うち 1 点は人面線刻板を転用したものである（他の 1 点は羽根）。Ba 区 3 層（下層）では、3 点ともに剣形で、しかも弥生時代以来の銅剣を模した形態であることが注目される。Ba 区 3 層（上層）では、剣形・鎌形・鳥形羽根の 3 種類がみられ、剣形は古墳時代的な鐵剣を模した形態に変化している（図 3）。Ba 区 2 層は剣形 1 点のみである。そのほか、O 区で出土した大型の机天板は注目値する。

2 | 出土地点からの検討

Ba 区 NR01 から出土した木製品に関しては、その大半の出土ポイントが判明している。これを各層位ごとに図面上に入れたのが図 4 ～ 6 である。

まず、3 層（下層）（図 4）をみると、掘削具類が調査区の西寄りに集中していることがわかる。そして出土地点の標高では、そのうちの多くが 4.1m 以下から出土している。これは NR01 のほぼベース面にあたる。それに対して、同じ 3 層（下

層）でも、農具や容器・祭祀具類は 4.2 ～ 4.4m 前後のものが多く、明らかに掘削具類と農具・容器・祭祀具類とは、廃棄された時期が異なっていることがわかる。特に掘削具類の多くは、溝底に貼りついており、直柄広鉗のうち 1 点は泥除け具と重なった状態で出土している。また、全掘削具のなかで平鋸身と組合せ掘り棒が半数近くを占める点からも、これらが水田耕作用の農耕具ではなく、大溝掘削用の土木具であった可能性を示している。これらの掘削具はいずれも破損していることから、この溝の掘削にともなって使用されたのち、破損品のみを廃棄していく可能性がきわめて高いと考えている。

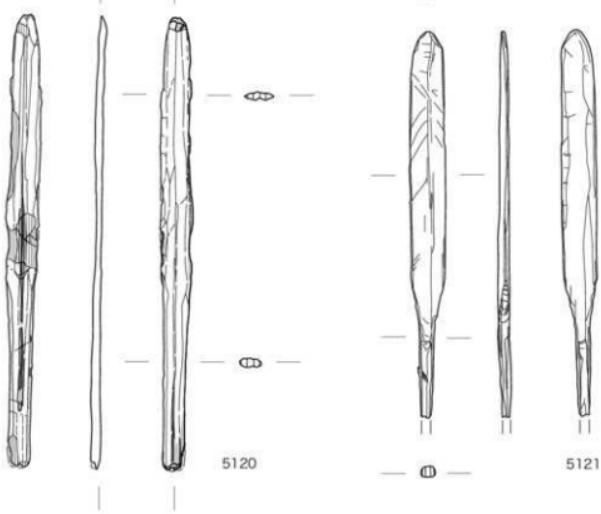
次に、3 层（下層）から出土した銅鏡・玉類に注目したい。そのほとんどが、井泉 SX05 に近接した位置から出土している。この地点は大量の小型精製土器群が最も集中していた地点でもあり、小型精製土器群と銅鏡・玉類がほぼ同時に廃棄されたことを示している。

また、SX05 の最下層からは梯子の残片が出土している。この井泉は明らかに日常の飲料水を汲む戸戸ではなく、非日常的な祭祀に用いられたものであり、その儀礼の際に水を汲むためにこの梯子を使用して下へ降りていたことも考えられる。また、SX05 の周間にめぐらせた木組みのなかに、超大型の槽を縦に分削したもの（5136）が用いられていた。

3 層（上層）の段階（図 5）になると、出土地点の標高はほぼ 4.2 ～ 4.5m 前後となる。銅鏡は依然として SX05 の周辺から出土しているが、木製品の出土地点は 3 層（下層）に較べて全体に南に寄る傾向が伺える。特に、掘削具・農具・工具類は調査区の南西寄りから出土している。また、祭祀具は SX05 以南に比較的集中する。

2 層の段階（図 6）では、出土層位の標高が 4.5 ～ 5.0m 前後となる。そして、すべての遺物の出土地点が NR01 の北肩から離れ、集落のある南側へと集中してくる。また、銅鏡・玉の出土地点もとともに SX05 から離れた南西寄りに集中してお

NR01-3層(下層)



NR01-3層(上層)

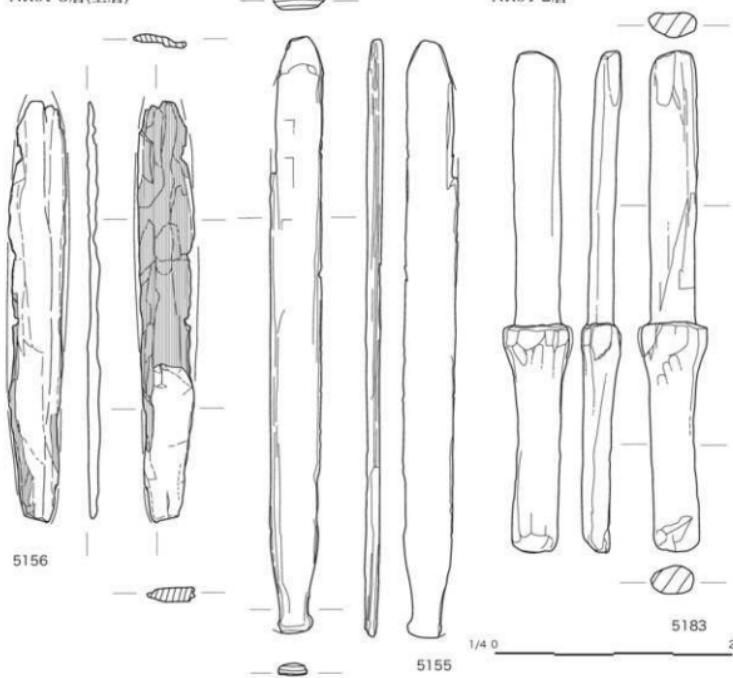


図3 剣形の変遷

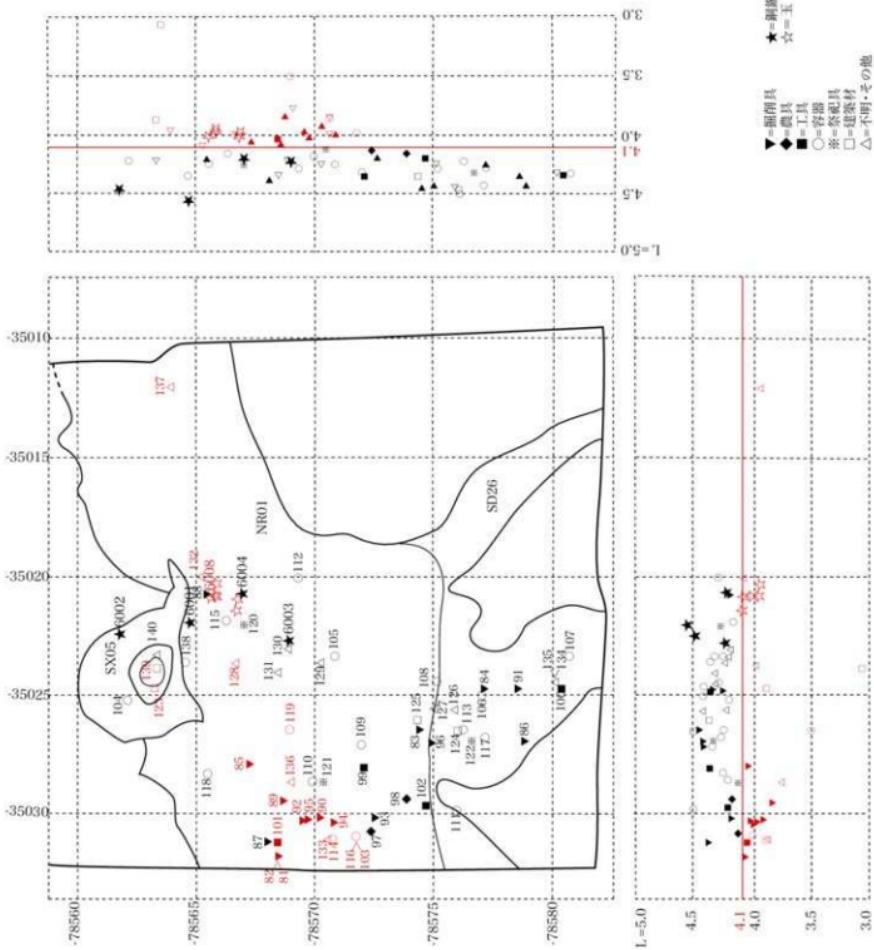


図4 Ba区 NR01-3層(下層)・SX05出土木製品・祭祀遺物(迴間1式期前半)

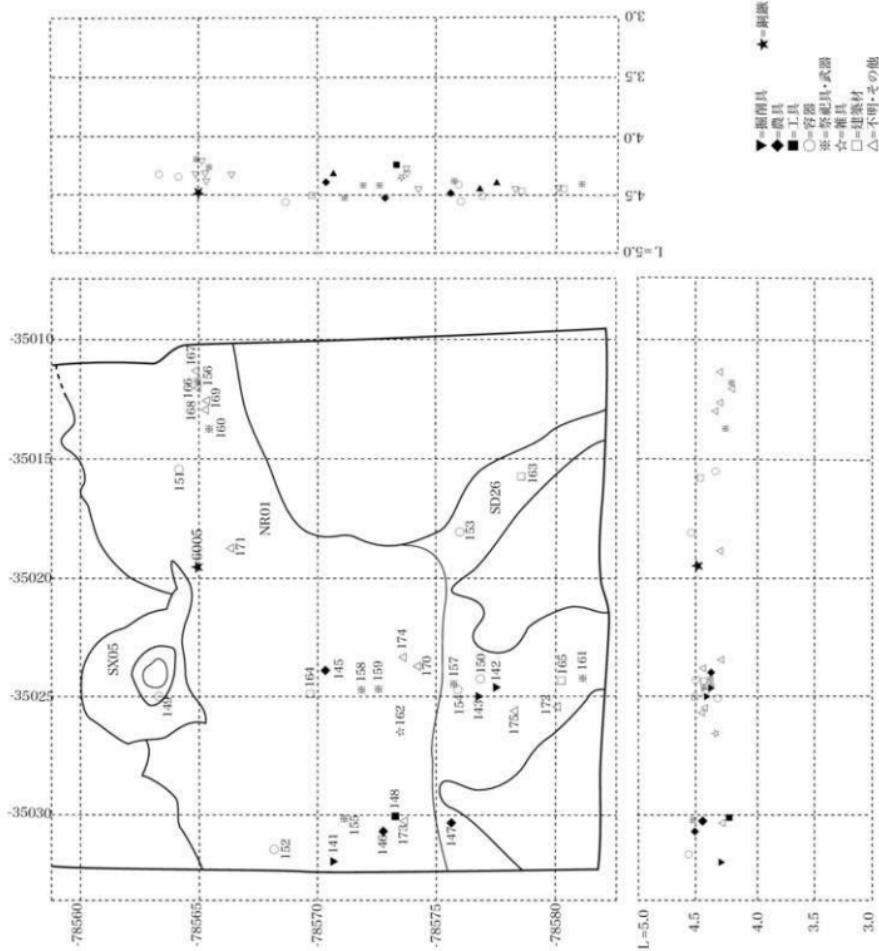


図5 Ba区 NRO1-3層(上層)出土木製品・祭祀遺物(過間Ⅰ式期後半～Ⅱ式期前半)



図 6 Ba 区 NR01-2 層出土木製品・祭祀遺物(松河戸 I 式期)



り、これらが投棄された地点が廻間Ⅰ～Ⅱ式段階とは異なっていることが読み取れる。

3 | 樹種の検討

各層位から出土した木製品の樹種について、気がついたことを記述する（図7・8）。

まず掘削具では、直柄平鍬・泥除け具・曲柄二又鍬・同三又鍬・組合せ掘り棒には、すべてアカガシ亜属を用いている。しかし、曲柄平鍬はコナラ亜属クヌギ節（O区）とクリ（Ba区3層（下層））を使用する。尾張平野部では、伊勢湾型曲柄平鍬にはアカガシ亜属を使わないのが通例であり、コナラ亜属（コナラ節・クヌギ節）を用いるのが一般的である。鍔膝柄・縱斧柄・横斧柄はすべてサカキを用いている。

農具では、堅鋒が2点ともアカガシ亜属であるのに対し、木鍤・ヨコヅチはいずれも樹種が異なる。

容器では、槽にはクリ・クスノキ・エノキ属・ヒノキ・スギ・コウヤマキなど、多様な樹種が用いられているが、大型槽はクスノキ・ヒノキ・スギ・コウヤマキに限られる。箱側板はほとんどがヒノキ・スギで占められる。

祭祀具では、武器形はBa区3層（下層）ではヒノキ・スギ、3層（上層）ではヒノキ・スギ・モミと針葉樹を用いていたのが、2層では広葉樹

（クリ）に変わる。鳥形羽根はいずれもヒノキである。

建築材では、梯子にはクリ・ハンノキ亜属・モクレン属・ヒノキと、多様な木材を使用する。その他の建築部材では、ヒノキが多く、スギがそれに次ぐ。

用途不明部材と板材では、ヒノキが圧倒的に多く、アカガシ亜属など広葉樹は少ない。

次に、廻間Ⅰ式期前半（O区・Ba区3層（上層））と、廻間Ⅱ式期以降に分けて、すべての器種を合わせた樹種のパーセンテージをみてみる。廻間Ⅰ式期前半・廻間Ⅱ式以降とともに、全樹種中の半数近く（43%・49%）をヒノキ（科）が占めており、スギに較べて圧倒的に多い。アカガシ亜属はいずれも15%前後である。それ以外では、サカキが比較的目立つ（5%・9%）。コナラ節・クヌギ節・クリはいずれも1～2%と少ない。他の樹種もおむね1～2%である。

本考察では、特に他の遺跡との比較は行なわないが、筆者の集計では、朝日遺跡から出土する針葉樹では、弥生Ⅱ期から廻間Ⅰ式期まで、すべてスギの量がヒノキを大幅にしのいでいる。また、八王子遺跡に近接する南木戸遺跡でもスギが全樹種中の約4分の3を占めている。ヒノキが約半数を占める八王子遺跡と、スギを多用する朝日・南木戸遺跡の違いがいかなる意味をもつか興味深い。

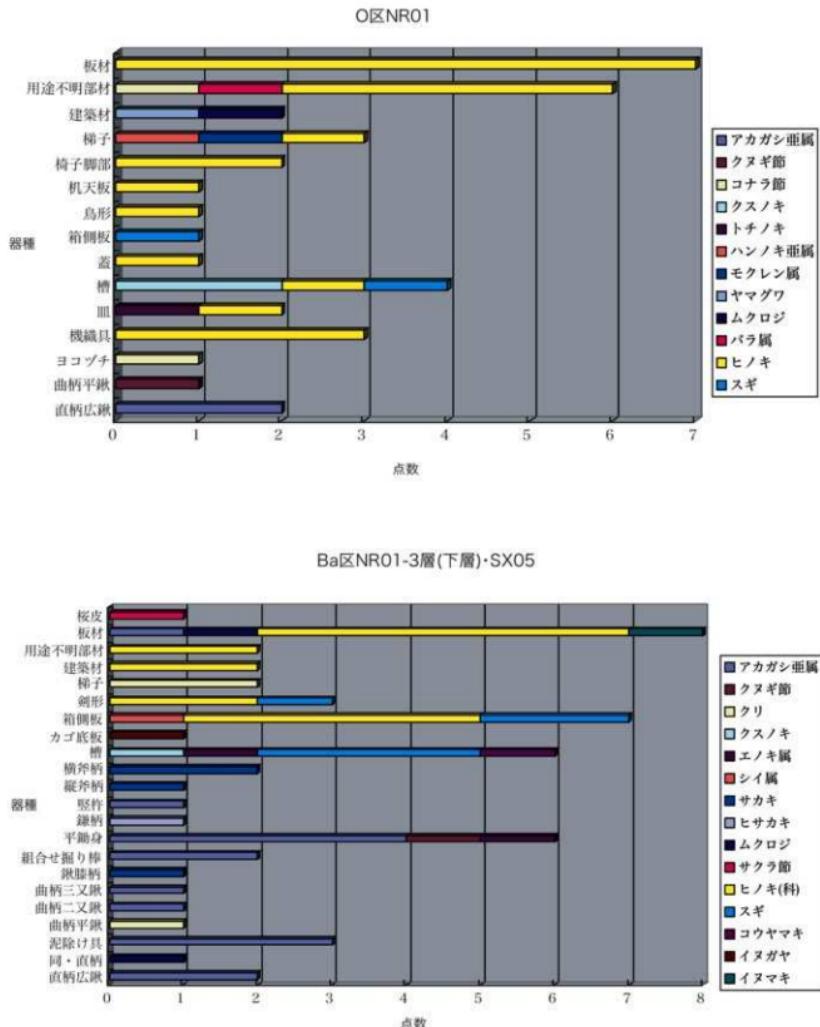


図7 樹種比較棒グラフ No.1

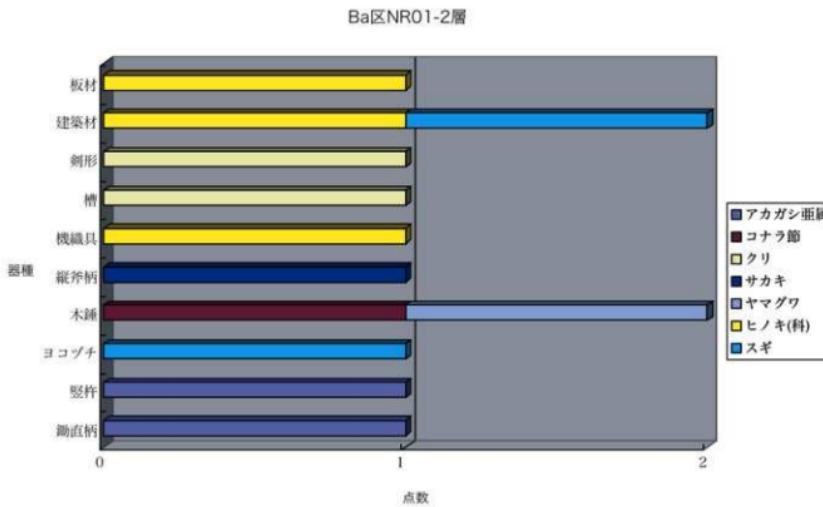
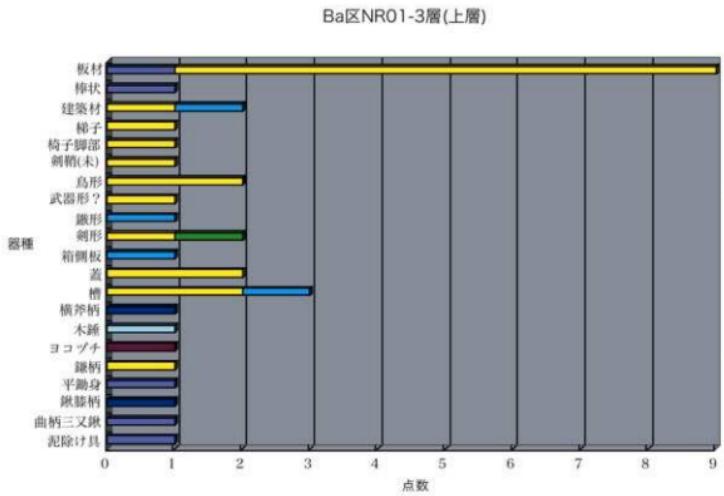
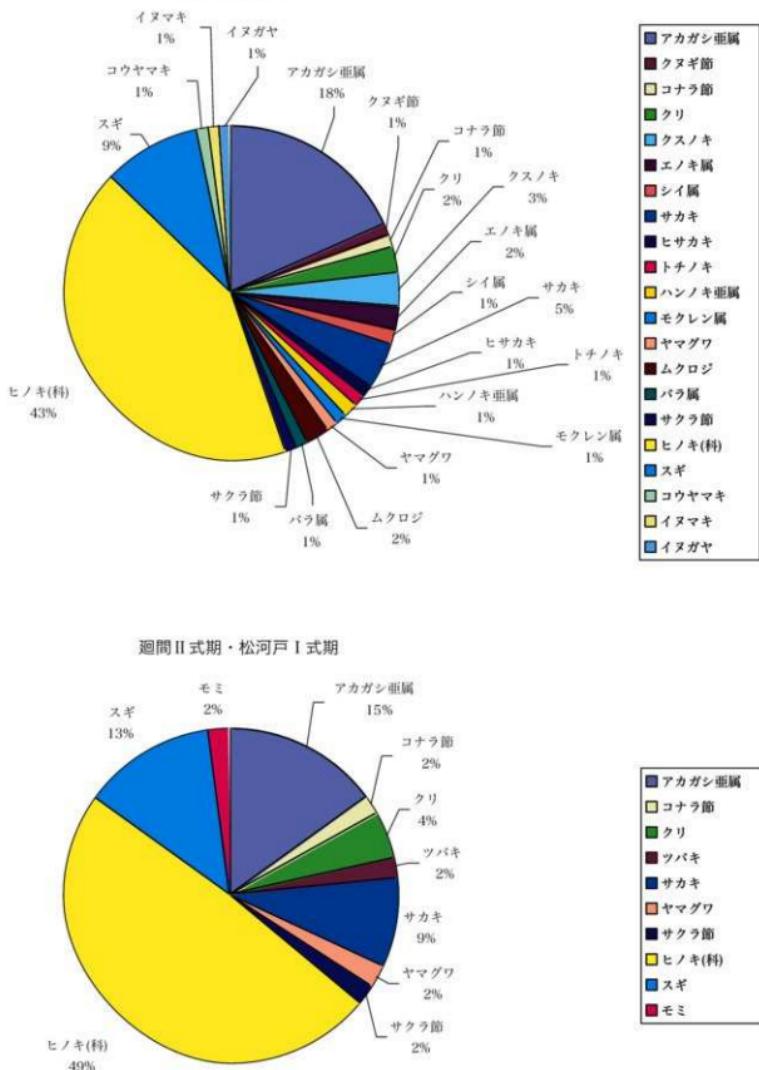
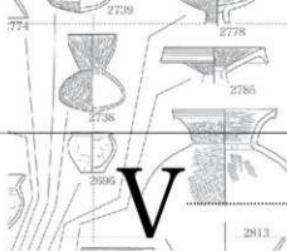


図8 樹種比較棒グラフ No.2

図9 樹種比較円グラフ





銅鐸

ここでは、本文編に記した観察結果を踏まえ、八王子鐸の型式的位置付けについて考えよう。

1 型式比定

八王子鐸は、舞の型持が1個であるという、菱環錠式と外縁付錠1式に限って見られる特徴を有し、かつ、菱環錠式にはまだなく外縁付錠1式で出現する流文銅鐸なので、離波分類の外縁付錠1式に比定できる¹⁾。さらに、以下の点についても、この型式比定と矛盾しない特徴を有している。

1-1 身の上半の型持の形態

菱環錠式と外縁付錠1式のほとんどは身の上半の型持が正方形であり、これが円形の例はごく少数である。これは、銅鐸の祖型である朝鮮式小銅鐸の型持が正方形であることを受け継いでいると考える。ところが、外縁付錠2式になると円形の型持が主流となる。たとえば、この段階の横型流文銅鐸は身の上半の型持が円形である。本鐸は身の上半の型持が方形のようであり、外縁付錠1式に比定したことと矛盾しない。

1-2 身の上半の型持の位置

菱環錠式や外縁付錠1式では、身の上半の型持が、上区下位の中横帯に接する部位に設けられることが多い²⁾。本鐸も、身の上半の型持がこの

位置にある。外縁付錠2式以降になると、この型持がより高い位置に設けられるようになる。

1-3 身の下縁と型持

菱環錠式や外縁付錠1式は、身の下縁に鋲込み時の熔銅の末端が残っており、鋲造後の切断痕は断続的にみられるのが普通である。ところが、外縁付錠2式以降は、身の下縁にこの熔銅の末端が残存することは稀になり、普通、全周にわたって切断痕が残り、下縁の仕上がりがきれいになる。この変化は、外縁付錠1式では鎗の下端が鋲型の小口面を開いていたのに対し、外縁付錠2式になると鎗の下端が鋲型の小口面よりもかなり内側に彫り込まれるようになり、これに伴って、鎗の下端の位置とほぼ一致する鋲造後の下縁の切断位置が、鋲型のより内側になり、鋲込み時の熔銅の末端を完全に取り除けるようになったためである³⁾。

また、菱環錠式や外縁付錠1式は、前記のように身の下縁に鋲込み時の熔銅の末端が残っていることから、鋲造時に小口面に湯溜まりをあまり作らなかったことも推定できる。

菱環錠式や外縁付錠1式には、下縁に型持の痕が残っていない例がかなりあるが、外縁付錠2式以降は、ほぼすべて、型持の痕が明瞭に残るようになる。外縁付錠1式と2式の間のこの違いは、型持の有無によるのではなく、どの位置まで熔銅を入れるかの相違や湯溜まりを作るかどうかの相違、型持の形の相違などと関係するのであろう。



本鐸も、身の下縁に熔銅の不足によって生じた大きな凹入部があり、明瞭な型持痕がない。以上の点も、外縁付鉢1式とした型式比定と矛盾しない。

なお、外縁付鉢1式以前と2式以降では、身の下縁端面の加工痕や形状も異なる。前者では、下縁端面に外面側から擦り切ったような痕が残っており、この端面の外面側の稜は丸みを持った鈍角になっているのに対し、内面側の稜は下に突出していることが多く、下縁端面は全体として外向きの斜面になっているのが普通である。これに対し、後者では、下縁端面に鋭利な刃部を有する「せん」や「きさげ」のような工具で削った痕が残っており、端面が外面にはほぼ直角あるいは鋭角をなす平面に仕上げられており、この面の外面側と内面側の稜はいずれも明確で鋭い。

1-4 補刻

補刻は外縁付鉢2式で出現し、以後、多用された。菱環鉢式や外縁付鉢1式には、補刻をした例がない⁴⁾。前記のように、本鐸は鑄造時から文様が不鮮明であった可能性が高いが、他の外縁付鉢1式と同様、補刻がまったくない。

1-5 外縁と菱環外斜面の幅

八王子鐸の鉢の文様帶構成は現状では確認できないが、鱗から続く外縁があったと推定できる。そして、前記のように、外縁と菱環外斜面の幅はほぼ同じであったようだ。外縁付鉢1式にはこのような例が多いが、外縁付鉢2式のほとんどは菱環外斜面の幅が外縁の幅より広い⁵⁾。

2 外縁付鉢1式の流水文銅鐸

外縁付鉢1式の流水文銅鐸には、以下の7組13個がある。

1. 兵庫県桜ヶ丘1号鐸およびその同範銅鐸、計5個
2. 伝静岡県井伊谷出土鐸
3. 大阪府神戸市出土鐸（辰馬407鐸）およびその同範銅鐸、計2個
4. 伝滋賀県出土鐸（辰馬407鐸）およびその同範銅鐸、計2個
5. 福井県井向1号鐸
6. 奈良県名柄鐸
7. 愛知県八王子鐸

八王子鐸の位置付けを考えるにあたって、まず、これらの銅鐸とその流水文の特徴を概観しておこう。

外縁付鉢1式銅鐸の流水文には、末端のあるものと、末端のないものの2種がある。末端のある流水文には、3段構成の横型流水文1帯からなる例と、これを上下に2帯以上連結したために段数が3の複数倍になった例がある。これらの末端がある流水文は、土器の櫛描き横型流水文の特徴を強く残しており、その中でも1帯からなるものが銅鐸流水文の最古の型である⁶⁾。流水文の末端には、巻き込まないものと巻き込むものがある。

末端のない流水文には、複数のx反転部を有する段があり、祖型が横型流水文であることが明確な型と、複合縦型流水文がある。そのうち、横型流水文を祖型とする流水文には4c6xと6c6xの2種があり、佐原が明らかにしたように、6c6xの流水文は外縁付鉢2式以降の横型流水文銅鐸に多用される8c7x流水文の祖型となつた⁷⁾。

銅鐸の複合縦型流水文の起源については、土器の櫛描き複合縦型流水文が銅鐸にも施されるようになった可能性と、銅鐸流水文が変化する過程で、3段構成の末端のある横型流水文を上下2帯連結することで生まれた可能性の、両者が考えられる。前者の場合は、最古の銅鐸の複合縦型流水文が特定の段数である必然性はないのに対し、後者の場合は、複合縦型流水文の最古の型は6段構成の6c2x流水文ということになるが、外縁付鉢1式に使われている複合縦型流水文の多くが、



実はこの 6c2x である。よって、銅鐸の複合縦型流水文は、銅鐸の末端のある横型流水文を祖型として成立したもので、これより遅れて出現したと考えたい¹⁰。

現在見つかっている外縁付鉢 1 式には、末端のある流水文だけを身に飾った例はない。前述の 7 組のうち、桜ヶ丘 1 号鐸およびその同範銅鐸、伝井伊谷出土鐸、井向 1 号鐸は、末端のある流水文と末端のない流水文を併用しており、神於鐸およびその同範銅鐸、伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸、名柄鐸は、末端のない流水文だけを飾っている。八王子鐸は、末端のない流水文だけを飾っているようだ。

末端のない流水文の成立過程についての前記の検討や、外縁付鉢 2 式銅鐸の流水文がいずれも末端のない型であること、飾耳の脚部は外縁付鉢 2 式になると普遍的にみられるようになるが、外縁付鉢 1 式では、末端のある流水文を飾る個体の飾耳にはこれが無いのに対し、末端のない流水文だけを飾る名柄鐸と伝滋賀県出土鐸の飾耳にはあり、八王子鐸の飾耳にもあった可能性があること¹¹、鉛同位体比の測定結果によると、外縁付鉢 1 式銅鐸のほとんどは菱環紐式と同じタイプの鉛を含んでいるのに対し、末端のない流水文だけを飾る名柄鐸のみが外縁付鉢 2 式以降の銅鐸と同じで前者とは異なるタイプの鉛を含んでいることから、製作年代が一部重複する可能性はあるものの、末端のない流水文だけを飾る例は末端のある流水文を飾る例よりも、全体として後出と考えられる。

外縁付鉢 1 式流水文銅鐸の中で、外縁付鉢 2 式流水文銅鐸との系譜関係が明確なのは、神於鐸およびその同範銅鐸、伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸、以上の 2 組である。外縁付鉢 2 式流水文銅鐸は、横型流水文銅鐸と縦型流水文銅鐸の 2 つの銅鐸群からなっているが、神於鐸およびその同範銅鐸は横型流水文銅鐸の祖型、伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸は縦型流水文銅鐸の祖型である¹²。

残る 5 組のうち、伝井伊谷出土鐸は、神於鐸およびその同範銅鐸の祖型であろう。伝井伊谷出土鐸の A 面は文様が比較的明瞭なので、すべての流水文が末端のある横型流水文であることを確認できるが、B 面は八王子鐸と同様に身の文様が鱗付近しか見えず、その上、上区には花器に転用するために出土後に大きな孔が穿たれている。佐原はこの B 面の下区の流水文を 6c6x とし、伝井伊谷出土鐸を作った工人の次作が、身のすべての区画にこの 6c6x 流水文を飾るようになった神於鐸であると考えた¹³。しかし、6c6x 流水文なら左右の 3 個の c 反転部の上下幅がほぼ等しくなるはずだが、この B 面下区の流水文の左側の c 反転部の上下幅は、中位の反転部のそれが上下の反転部のそれの倍近くもある。よって、B 面下区の流水文は、佐原が推定する 6c6x ではない。この流水文がどのような型であったかについては、さらに慎重に検討する必要があるが、末端のある型の可能性がある。出土後に大きな孔が穿たれた B 上面区については、佐原はどのような流水文が飾られていたかを復原していないが、左右に上下幅が等しい c 反転部が 3 個ずつ残っているので、6 構成の末端のない流水文であったことがわかる。伝井伊谷出土鐸と神於鐸およびその同範銅鐸は形態がよく似ており、両面の各区画内の流水文がすべて 6 段になっている点も共通しているので、同じ工房で製作された可能性が高い。おそらく、佐原が推定した B 面下区の流水文ではなく、この B 上面区の流水文こそが、神於鐸およびその同範銅鐸に使われている 6c6x 流水文であろう。

末端のある古い型の流水文を飾る 3 組のうち、桜ヶ丘 1 号鐸およびその同範銅鐸は、形態が伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸に近いので、これらと同工房の製品の可能性がある。ところで、桜ヶ丘 1 号鐸およびその同範銅鐸の各面の二区流水文は、総段数が 18 段と外縁付鉢 1 式流水文銅鐸の中でも最多であり、土器の上下幅の広い環状装飾面に施された櫛描き横型流水文に似た、緊密で精緻な印象を与えるのに対し、伝井



伊谷出土鐸の各面の流水文は、総段数が12段と少なく、銅鐸の流水文が土器の櫛描き流水文とは異なる方向へ変化つつあることを感じさせる¹²⁾。すなわち、桜ヶ丘1号鐸およびその同範銅鐸と伝井伊谷出土鐸は、共に、末端のある古い型の流水文を飾っているが、この点では桜ヶ丘1号鐸およびその同範銅鐸のほうがより古い特徴を有しているといえそうだ¹³⁾。

次に、全高55.2cmと外縁付紐1式銅鐸で最大であり、多様な絵画が多数鋳出されていることで著名な、井向1号鐸について検討しよう。この銅鐸は腐食が著しいため、身の流水文の型を確定することが現状では容易でないが、A面の流水文は末端のある古い型であるのに対し、B面の流水文はすべて末端のない新しい型と考えられる。両面の流水文の型にこのような差異があることについて、春成は、A面と対になる本来のB面の鑄型が壊れたためB面の鑄型だけを新調した可能性を指摘している¹⁴⁾。しかし、この井向1号鐸の両面には、いずれも明確な範傷がほとんどなく、使用による損傷の程度に明確な差は認められない。すなわち、この銅鐸は初鋳かそれに近い段階の製品であり、A面の鑄型とB面の鑄型の使用回数に大きな開きがあったとは考えられない。現在の両面の鑄型は、当初からの対であろう¹⁵⁾。

井向1号鐸のA面上区の流水文は、左側に末端を有するが、右側と同じように上下端を連結すれば、神於鐸およびその同範銅鐸に用いられている6c6xになる。すなわち、この流水文は、6c6x流水文の成立直前の特徴を有している。これに対し、B面の流水文は、すべて複合縦型流水文の6c2xのようである。このように、A面の流水文は神於鐸およびその同範銅鐸のそれに、B面の流水文は伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸のそれに、すなわち、異なる二つの工房の銅鐸に、それぞれ類似している。

この井向1号鐸の特徴のうち、身の横断面が円形に近く偏平度が小さい点や、紐のA面の菱

環内斜面と外斜面の斜線文が、菱環の稜を挟んで鉢頂で方向を変える綾杉文を構成する点は、兵庫県慶野鐸や島根県加茂岩倉12号鐸と共通する。一方、この慶野鐸と加茂岩倉12号鐸は、縦帶と横帯の界線が切りあう特徴や、縦帶自体やその界線が下辺横帯まであるいはさらに裾まで伸びる特徴が、大阪府東大阪市鬼虎川遺跡出土銅鐸鉢型と共通する¹⁶⁾。すなわち、井向1号鐸は、慶野鐸と加茂岩倉12号鐸を介して、鬼虎川遺跡出土鐸型と関係するのである。

その他の特徴については、流水文の条数が少ない、舞から底へと身の幅があまり広がらず身が細長いなど、外縁付紐2式縦型流水文銅鐸の祖型である、伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸と共に特徴が目立つ。ただし、外縁付紐2式縦型流水文銅鐸やその祖型の伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸は身の上端に横帯を有するが、井向1号鐸にはこれがなく、この点は、外縁付紐2式横型流水文銅鐸や、その祖型の伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸と共通する。このように、流水文の型のみならず他の点についても、井向1号鐸は、双方の工房の銅鐸と共通する特徴を持っており、そのいずれの工房の製品ともしない。これは、鬼虎川遺跡出土の銅鐸鉢型と井向1号鐸が関係を有するとした、前記の分析結果と整合している。なぜなら、鬼虎川遺跡周辺は、伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸を作った工人集団の拠点の有力な候補地である中河内の北端にあたり、伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸を作った工人集団が拠点としたと考えられる揖津に隣接する地域なので、ここを拠点とする銅鐸工人集団が別にあったとすれば、このような地理的位置を反映して双方の工房の影響を受けた可能性は充分に考えられるからである。

以上の検討結果を要約すると、外縁付紐1式流水文銅鐸には、少なくとも以下の3群があつたと推定できる。まず、伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸は外縁付紐2式横型流水文銅鐸の祖型であり、後述するように、おそらく八



王子鐸もこの群に含まれる。この群は外縁付鉢1式流文水銅鐸の中でも製作数が多いようであり、かつ、この群を祖型とする系列が、外縁付鉢2式から扁平鉢式古段階にかけて、最も有力であることも考え合せれば、外縁付鉢1式流文水銅鐸においても、この群を作った工房が最も有力であったと推定できる。伝井伊谷出土鐸よりもさらに古い特徴を有している桜ヶ丘1号鐸およびその同范銅鐸も、この系列に属する可能性が高い。畿内南部、中でもその中心であった中河内が、これらの銅鐸を作った工人集団の拠点の、最も有力な候補地である。一方、伝滋賀県出土鐸およびその同范銅鐸は外縁付鉢2式縦型流文水銅鐸の祖型で、これと同じく東奈良遺跡を中心とする浜津で製作された可能性が高い¹⁷⁾。井向1号鐸の製作地は明確でないが、前記の二つの製作地の中間に位置する鬼虎川遺跡を含む地域がその候補地である。

さて、このように外縁付鉢1式流文水銅鐸について複数工房の存在を推定できるとすれば、同時期の四区製装津文銅鐸についても同様に複数工房での製作を想定しうるのであろうか。また、四区製装津文銅鐸と流文水銅鐸の関係はどのように考えることができるであろうか。これらの点について、次に検討しよう。

外縁付鉢1式の四区製装津文銅鐸と流文水銅鐸は、以下の点で異なっている。

第1に、四区製装津文銅鐸が約45個あるのに対し、流文水銅鐸は13個と製作数が少ない。しかし、流文水銅鐸のうち9個すなわち約69%が全高40cmを越える大型品であるのに対し、四区製装津文銅鐸のほとんどは全高30cm余りあるいは20cm余りの小型品で、全高40cmを越える大型品は1組7個、約16%しかない。第2に、飾耳あるいはその痕跡が、流文水銅鐸では7組13個中6組9個にあるが、四区製装津文銅鐸では約45個中1個にしかない。このような差異については、製作工房の違いによって生じた可能性と、同じ工房の製品であるが流文水銅鐸と四区

製装津文銅鐸で大きさや特徴を連えて製作したために生じた可能性が考えられ、そのいずれかは明確でない。しかし、外縁付鉢2式では、縦型流文水銅鐸の工房で三対耳四区製装津文銅鐸を製作していた可能性が高く、横型流文水銅鐸の工房でも当初は一対耳四区製装津文銅鐸を製作していた可能性があることを考えれば¹⁸⁾、今のところ後者の可能性がより高いであろう。

外縁付鉢1式四区製装津文銅鐸の中でも特異な特徴を有する一群は、慶野鐸と加茂岩倉12号鐸である。すでに述べたように、これらの銅鐸は鬼虎川遺跡出土鉢型と共通する特徴を有し、外縁付鉢1式流文水銅鐸の中では井向1号鐸にこれらの銅鐸と共に共通する特徴がある。ただし、このような特徴を有する例は、約45個出土している外縁付鉢1式四区製装津文銅鐸のうち2個しかないので、製作数は多くなかったことがわかる。

外縁付鉢2式縦型流文水銅鐸の祖型の伝滋賀県出土鐸およびその同范銅鐸を製作した工房でも、外縁付鉢1式四区製装津文銅鐸が作られたとすれば、それらの銅鐸は、伝滋賀県出土鐸およびその同范銅鐸と共通する、舞から底へと身の幅があり広がらず身が細長いといった特徴を有する可能性がある。また、外縁付鉢2式縦型流文水銅鐸と密接な関係を有する外縁付鉢2式三対耳四区製装津文銅鐸と共に共通する特徴も持っていたはずである。たとえば、この外縁付鉢2式三対耳四区製装津文銅鐸の過半数が、縦帯と横帯の界線が切りあつたり縦帯が横帯を切る特徴を持っており、縦型流文水銅鐸やその鉢型のうち縦帯と横帯の双方を有する四区流文を飾った例も、縦帯優先の特徴を有するので¹⁹⁾、このような特徴も有した可能性がある。この特徴は、前記の鬼虎川遺跡出土鉢型にも見られる。このように、鬼虎川遺跡周辺から浜津にかけての地域で作られた外縁付鉢1・2式銅鐸には、縦帯と横帯の界線が切りあつたり縦帯が横帯を切るという、横帯優先を守らない特徴を有する例が多かったようであり、そうすれば、この特徴を有する慶野組鐸や加茂岩倉12



号鐸の製作地については、鬼虎川遺跡周辺の狭い地域に限定するのではなく、やや広く、攝津寄りの地域もその候補地に含めておくほうが安全かもしない²⁰。前述の井向1号鐸の製作地についても、同様である。

前記のように、外縁付鉢1式流文水銅鐸の製作工人集團の中で最も有力であったのは、おそらく外縁付鉢2式横型流文銅鐸の祖型の伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸を作った工人集團である。これと同じ工房で作られた外縁付鉢1式四区製波文銅鐸があるとすると、それほどのような特徴を持っていたらどうか。外縁付鉢2式の横型流文銅鐸の工房では、前記のように、当初は一対耳四区製波文銅鐸を製作していた可能性があるが、この外縁付鉢2式の一対耳四区製波文銅鐸には横帶優先の特徴を守った例が多い。よって、伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸や井向1号鐸と同じ工房で製作された外縁付鉢1式四区製波文銅鐸には、縱帶と横帶の界線が切りあつたり縦帶が横帯を切る特徴を持った例が多いと推定できるのにに対し、伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸の工房で製作された外縁付鉢1式四区製波文銅鐸の多くは、横帶優先の特徴を守っていたと考えられる。外縁付鉢1式の四区製波文銅鐸の多くは、この横帶優先の約束を守っているので、その中には伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸を作った工人集團の製品がかなり含まれているであろう。

3 | 流文の型の推定

以上の分析を踏まえて、まず八王子鐸の流文の型を推定し、あわせて、この銅鐸の外縁付鉢1式内の位置付けを検討しよう。

本鐸は、現状では文様がほとんど見えないが、前記のように、A面上区とB面上・下区は、6段構成の末端のない流文になっていたようだ。このようなc反転部が左右端に上下3個並ぶ6段

構成の末端のない銅鐸流文には、次の3種がある。

3-1 6c6x 流文

前記のように、横型流文を上下に2帯並べて末端を繋ぎあわせた型で、外縁付鉢1式の神於鐸およびその同範銅鐸に用いられており、伝井伊谷出土鐸B面上区の流文もこの型の可能性が高い。

3-2 6c2x 流文

前記のように、6段構成の複合継型流文である。x反転部の位置が上下にそろった型と、これが左右にずれた型がある。前者は、外縁付鉢1式の伝滋賀県出土鐸およびその同範銅鐸に、後者は外縁付鉢1式の井向1号鐸、外縁付鉢2式の香川県我拝師山鐸およびその同範銅鐸、兵庫県氣比3号鐸に用いられている。

3-3 6c4x 流文

8c7x 流文の上あるいは下の2段を略した型で、8c7x 流文よりも遅れて出現した。前記のように、8c7x 流文は、外縁付鉢1式段階の6c6x 流文を祖型とする。8c7x 流文を飾る銅鐸は、すべて外縁付鉢2式以降に属するので、8c7x 流文を祖型とする6c4x 流文の成立が、外縁付鉢1式に遡ることはない。現在確認されているこの流文を飾る銅鐸も、すべて外縁付鉢2式以降に属している。

以上の3種の流文のうち、6c4x 流文は、外縁付鉢2式以降に出現したと考えられるので、外縁付鉢1式の八王子鐸に使われたとは考えにくい。よって、八王子鐸の流文は、6c6x 流文か6c2x 流文のいずれかと考えられる。すなわち、6c6x 流文を飾る伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同範銅鐸、あるいは6c2x 流文を



飾る伝滋賀県出土鐸およびその同范銅鐸や井向1号鐸との関係を検討する必要がある。しかし、八王子鐸は身の上縁に横帯がないので、これらの銅鐸のうち、この横帯を有することを外縁付紐2式縱型流水文と共通の特徴とする伝滋賀県出土鐸およびその同范銅鐸は、異なる銅鐸群に属するとできよう。

別の特徴から、八王子鐸の流水文の型をさらに推定できないだろうか。前記のように、外縁付紐1式流水文銅鐸は、外縁付紐2式以降の流水文銅鐸に比して流水文の条数が多い。問題となっている3組のうち、伝井伊谷出土鐸では(7+1/2)条、神於鐸およびその同范銅鐸では(6+1/2)条、である²¹⁾。一方、井向1号鐸は外縁付紐1式で最大の流水文銅鐸でありながら、流水文を構成する条線の数が少なく、ほとんどの部分が4条あるいは(4+1/2)条で、一部が5条となっているようだ。そして、条線の間隔も広い。そのため、井向1号鐸の流水文は、やや散漫な印象を与える。八王子鐸の流水文は条数が5条あるいはそれ以上であり、全高21.6cmと流水文銅鐸の中でも最小であることを考えれば、条線が極めて密に

なっていることがわかる。この点で、八王子鐸は外縁付紐2式横型流水文銅鐸の祖型である伝井伊谷出土鐸や神於鐸およびその同范銅鐸と共に、井向1号鐸とは異なる。

次に、銅鐸の身の形態に着目してみよう。神於鐸およびその同范銅鐸と伝井伊谷出土鐸は、身の形態が類似している。奈良県名柄鐸の身の形態も、これらの銅鐸とほぼ一致する。一方、伝滋賀県出土鐸およびその同范銅鐸と井向1号鐸は、前記のように舞から底へと身の幅があり広がらず、身が細長い。八王子鐸の身は、神於鐸およびその同范銅鐸や伝井伊谷出土鐸とほぼ同じ形態である。ただし、八王子鐸は、舞の長径に比して紐高が低く、菱環紐2式の岐阜県十六町鐸や兵庫県神種鐸に近い。総幅の狭い点も、本鐸の特徴である。

以上の検討を踏まえれば、八王子鐸は、井向1号鐸と同じ工房で作られた可能性よりも外縁付紐2式横型流水文銅鐸の祖型となった神於鐸およびその同范銅鐸や伝井伊谷出土鐸と同じ工房の製品である可能性が高い。よって、八王子鐸の両面の各区画内の流水文は、6c6x流水文であろう。

【註記】

- 1) 離波 1986 p134
- 2) 離波 1986 p134
- 3) 離波 2000a pp11-13
- 4) 離波 2000a pp19,20
- 5) 外縁付紐2式のうち、横型流水文銅鐸と一対耳四区製裝津文銅鐸は、菱環の内斜面と外斜面が凹面化して内厚の部分が菱環の後の内外の狭い範囲に限られるようになるのに連動し、菱環外斜面を複数の文様帶に分割している。この際、外縁付紐1式の多くのように外縁と菱環外斜面の幅がほぼ等しいままだと、菱環外斜面のそれぞれの文様帶の幅は極めて細くなってしまうので、これらの銅鐸では、それぞれの文様帶の幅を広くしたようだ。その結果、複数の文様帶からなる菱環外斜面全体の幅が外縁の幅より広くなつた。一方、同じ外縁付紐2式でも、縱型流水文銅鐸・三対耳四区製裝津文銅鐸・飾耳のない四区製裝津文銅鐸では、三日月形の文様帶を付加する場合を除いて、外縁付紐1式と同じく菱環外斜面の幅が基本的に單一の文様帶のままである。それにもかかわらず、外縁付紐1式とは異なり、菱環外斜面の幅が外縁の幅より大きい例がほとんどであるのは、おそらく、横型流水文銅鐸と一対耳四区製裝津文銅鐸の前記の変化的影響を受けたのであろう。なお、横型流水文銅鐸と一対耳四区製裝津文銅鐸には、菱環の内外斜面に棘杉文を何帯も重ねて飾る例が多くあり、扁平紐式の菱環文様帶の棘杉文は、この菱環の内外斜面に棘杉文を飾る例が変化して成立した。
- 外縁付紐2式の菱環外斜面の外縁よりの文様帶は、扁平紐式になると外縁に組み込まれて外縁第2文様帶となるが、扁平紐式古墳階ではこの紋様帶にはまだ澁文などが飾られることが多く、外縁第1文様帶との一体性は弱く、これは別の文様帶としての独立性が強かった。しかし、扁平紐式新墳階になると、外縁第2文様帶はしだいに外縁第1文様帶との一体性を強めるようになり、六区製裝津

文銅鐸をはじめとするこの段階の銅鐸には、外縁第1文様帯と同じく頂角を菱環に向けた鋸歯文を飾る例や、幅が外縁第1文様帯と等しくなった例が多くなる。

- 6) 佐原 1972 pp20-22
- 7) 佐原 1972 p20 図103
- 8) 複合綱型流水文について、佐原は、銅鐸の文様が土器にとりいれられた可能性と土器の文様自体の変化の中で成立した可能性を指摘した上で、そのいずれとも断定できないとした(佐原 1972 pp16-23)。佐原は、難波が外縁付紐2式と考える兵庫県気比3号鐸を外縁付紐1式に比定していたので、外縁付紐1式段階の複合綱型流水文には、ここでとりあげた6c2xとともに、さらに段数の多い10c4xや12c5xも併存すると考えていたはずである。これが、複合綱型流水文の起源を明確にする障害となつたのであろう。
- 9) 近年の調査によって、伝滋賀県出土銅鐸の鈴には、これを祖型とする外縁付紐2式綱型流水文銅鐸とはほぼ同じ位置に、2個1組で3対の飾耳があったことがわかった。ただし、飾耳の軸が確認できるのは、カヌメやトボの縁を鈴に鉛出した面の左鈴の上・中・下位と右鈴の下位、反対面の左鈴の中・下位のみであり、そのうちカヌメやトボの縁を鈴に鉛出した面の中位と下位の飾耳は、鈴を貫く脚部を有している。外縁付紐2式綱型流水文銅鐸の飾耳の脚部は、文様や文様界線よりも太いが、伝滋賀県出土銅鐸のそれは文様や文様界線とそれほど太さが変わらない点でこれと異なる。また、綱型流水文銅鐸の系列では外縁付紐1式段階から鈴に3対の飾耳を有したとすると、外縁付紐2式段階の綱型流水文銅鐸は当初より3対の飾耳を有したことになる。よって、この工人集団の製作した四区袈裟津文銅鐸も、外縁付紐2式4区袈裟津文銅鐸のうち、これまで位置付けが明確でなかった飾耳のないものは、綱型流水文銅鐸では他の工人集団の製品となるであろう。
- 10) 難波 1991 p68
- 11) 佐原 1988 p165
- 12) 銅鐸製作工にとっての理想的流水文とは、以下の条件を満たすものであったと考えられる。(1)末端がない。(2)多くの独立した流水文を組み合わせるのではなく、できるだけ少數の、できれば単独の流水文で区画を満たす。(3) x反転部は隔壁千鳥配置になっている。(4) 流水文の段数が多い。(5) x反転部の段数が多い。
- 13) 桜ヶ丘1号鐸のB面下区の末端のある横型流水文を4帯重ねた12段構成の流水文と、これよりも後出と考えられる6c6x流水文や6c2x流水文を比較すると、前者のほうが(3)(4)(5)の条件についてはより満たしている。それにもかかわらず、前者の流水文が明いられなくなり後者の流水文に変わることは、(3)(4)あるいは(5)の条件をある程度犠牲にしても、(1)や(2)の条件を満たすことを銅鐸工が優先したことを示している。ここに、土器の流水文とは異なる形で銅鐸の流水文が展開していく契機があったと考える。そして、横型流水文の系列における6c6x流水文から8c7x流水文への変化、あるいは、複合綱型流水文の系列における6c2x流水文から8c3xや10c4x流水文へ、さらには10c12xへの変化は、(1)や(2)の条件を満たすために犠牲にした(3)(4)あるいは(5)の条件をより満たすための変改とできよう。
- 14) 国立歴史民俗博物館編 1997 p113
- 15) 鉛込み回数が多くないにもかかわらずB面の鉛型がこわれ、これを新調した可能性はあるが、その場合も両面の鉛型の製作時期差は小さいので、両面の流水文の型の違いを製作時期差として説明することは、やはり困難であろう。
- 16) 鷹野鐸が鬼虎川遺跡出土銅型と共に共通するこのような特徴を有していることを最初に指摘したのは、芋本・松田である(芋本・松田 1981 pp15-16)。近年出土して難波が鷹野鐸や鬼虎川遺跡出土銅型との類似を指摘した加茂岩倉12号鐸では、紐の菱環内斜面と外斜面の斜線文が、菱環の稜を挟んで紐頂で方向を変える綾杉文を構成するのは、井向1号鐸と同じく片面のみである。また、この加茂岩倉12号鐸は、縦帯や横帯の格子紋の条線間隔が広い特徴や、身の区画が縱に細長い特徴が、鷹野

譚と共通しており、譚の中位付近の綱文を頂角を外に向かた LR あるいは L । R 綱文にする特徴が、井向1号譚と共通する。なお、鬼虎川遺跡出土銅譚鑄型の縦帯や横帯の斜格子紋は、これらの2個の銅譚のそれに比して条線間隔が狭いようだ。

これまで慶野譚の同范銅譚とされてきた伝淡路出土鬼島氏藏譚は、難波の近年の調査で、慶野譚に出土後に生じたひび割れや欠損、鋳造欠陥、譚が鬼島氏藏譚に写し取られていること、両面の17箇所で計測した定点間距離を2個の銅譚で比較したところ、すべての箇所で鬼島氏藏譚の計測値が慶野譚の計測値の98~99%しかないことから、慶野譚を踏み返して製作した模造品であることが判明した（難波2000b）。詳細については別稿を用意したいが、今後は、銅譚出土地名表や同范関係の図表から、この伝淡路出土鬼島氏藏譚を削除する。

- 17) 難波 1991 p64
- 18) 難波 1991 pp72-74
なお、外縁付鉢1式段階で、流水文銅譚と四区袈裟文銅譚が同じ工房で作られたとすると、製作した流水文銅譚の多くが全高40cm余りである神於譚およびその同范銅譚や伝井伊谷出土譚を作った工房や、井向1号譚を作った工房では、流水文銅譚が四区袈裟文銅譚よりも上位に位置付けられていたことになる。
- 19) 外縁付鉢2式三対耳四区袈裟文銅譚のうち、兵庫県森譚およびその同范銅譚、三重県磯山譚およびその同范銅譚、大阪府セント譚、出土地不明松平氏旧藏譚、以上がこのような特徴を有する。また、四区流水文を身に飾る外縁付鉢2式縦型流水文銅譚およびその譚型には、兵庫県氣比3号譚と東奈良遺跡出土R1譚型があるが、前者はすべての縦帯が中横帯を切っており、後者は中縦帯が中横帯を切っていることを確認できる。
- 20) 兵庫県中ノ御堂譚は、中縦帯界線と第2横帯界線が一部切りあっているようである。また、この中ノ御堂譚は、菱隈部に斜格子文を飾る点で井向1号譚と共通する。この銅譚についても、この地域で製作された可能性がある。
- 21) E反転の中心の条は、1/2と表記する。

参考文献

- 芋本隆裕・松田順一郎1981「第4章まとめ」『鬼虎川の銅譚鑄型』（第7次発掘調査報告1）
pp15-18
国立歴史民俗博物館編 1997『銅譚の絵を読み解く』
佐原真1972「流水紋」「日本の文様」8水 pp9-24
佐原真1988「資料解説」（分担執筆）『辰馬考古資料館考古資料図録』 pp155-187
難波洋三1986「銅譚」「弥生文化の研究」第6巻 道具と技術II pp132-145
難波洋三1991「同范銅譚2例」『辰馬考古資料館考古学研究紀要』2 pp57-109
難波洋三2000a「同范銅譚の展開」『シルクロード研究叢書』3 pp11-26
難波洋三2000b「本物に化けている偽製銅譚」「京都国立博物館だより」第127号
春成秀爾1992「銅譚の製作工人」『考古学研究』第39卷第2号 pp9-44



VI

奈良県立橿原考古学研究所 寺澤 薫
kaoru terasawa

首長居館論追補

～八王子遺跡の古墳時代前期初頭遺構に寄せて～

1 はじめに

2001年の8月22～23日、9月28日の二回にわたって、愛知県埋蔵文化財センター尾張事務所において、報告書作成中の一宮市八王子遺跡の古墳時代前期初頭を中心とした整理状況とその成果を知る機会を得た。その際の感想なり意見をおもに「居館論」の立場から「大胆に」コメントせよということである。発掘現地をこの目で見ていない不安と後ろめたさは残るが以下感想を思うままに書きとどめたい。

2 事実認識

この際に得た成果と主要な情報を私なりに簡単に整理すると以下の通りである。

1. 八王子遺跡は調査地の北東を中心をもつ前期の環濠集落に始まり、中期前葉には逆に地形的に高い西半部が環濠集落の居住域となり、かつての前期環濠域は環濠外居住域として展開する。環濠は中期後葉に機能を停止し、中期末には大形方形周溝墓域となるが、直前に銅鐸が埋納される。後期山中式期の居住域は東南（L地区）に前半期の堅穴住居5が出現するが、環濠集落の継続としては小規模に過ぎる。

2. 問題とされる遺構群は廻間I-0式期に突如出現した。大溝NR-01を界した北方に4×4間四方の大形掘立柱建物を囲む復元約80×40mの長

方形の外溝と復元約55×25mの長方形内溝が、南方に復元240×110mの矩形の区画溝とその中央西半に2×3間の掘立柱建物を囲む15×11mほどの互い違い、ないし15m四方（内部は整地土）の区画、独立棟持ち柱建物2、小規模な掘立柱建物5、堅穴住居5（堅穴住居は切り合いで含み、次期の可能性もある）がまずつくられた。いずれも区画溝の外には同時期の遺構は存在しない。

3. 続く廻間I-1～3式期には、まず井泉SX-05が掘られ、以降、祭祀に際して継続的に大溝NR-01への小形壺・鉢、高杯、器台を主体とした祭祀土器や木製品の投棄がなされた。北方長方形区画遺構はこの段階も引き続き存在しているが、すでに機能が停止していた可能性も否定できないという。南方区画では切り合い関係のある50棟近い堅穴住居がこの時期のものだという。

4. 廻間I-4式期には、北方長方形区画は北溝を除いて埋没している。井泉や大溝NR-01への祭祀行為も完了しているらしい。同時に南方の居住区も急速に衰退するようである。

5. 廻間II式前半期には旧河道南側に堅穴住居6と50×40m程の長方形区画溝が復元されている。区画溝の東溝は前代の南方区画の東溝を踏襲している。内側にさらに区画溝があるが、本区画溝に伴う遺構は不明である。以降、4世紀後葉の松河戸I式前半期に東南（L地区）に堅穴住居群が再び出現するまで、100年以上にわたってこの地域の居住痕跡は絶えることとなる。



3 | 事実認識についての二、三の問題と解釈

3-1 北方長方形区画

北方の長方形外溝は、大形掘立柱建物を西溝と北溝で折り返した復元である。掘立柱の断面から判断して1m近い削平は考えるべきであろうから北西隅の開放には極めてある。内溝も古代の溝(SD-37)からの地上判断であるから積極的に土塁やその内法の堀などを復元できない(構造的にはそうであったと想像するが)。

中心の大形掘立柱建物は4間四方の純柱建物が考えられているが、柱間2.0mに対して南が2.4mなので3間四方の南に前縁のつく建物の可能性もある。長方形区画の主軸がN-20°-Eなのに対して、建物はN-約15°-Eとより真北にちかい。同時性を積極的に主張する証拠もないが、かと言つて方位の違いも否定材料にはならない。祭殿や主殿の主軸と方形区画の方向がずれるこの程度の方位差は例えば、京都府向日市中海道遺跡、群馬県伊勢崎市原之城遺跡などの首長居館や滋賀県守山市伊勢遺跡や下之郷遺跡遺跡などの弥生時代の特定区画にもまま見られることであるし、中国の都城や辺塞城でも、唐代の吐魯番県高昌故城の外郭と内城、北宋開封城の宮城と内城の真北との方位差、成都市宝墩龍馬故城の新石器時代晚期の中心土壤遺構主軸と城壁方向とのN-35°～45°-Wや、前蜀成都城のN-30°-Eもの誤差に類例があり、いずれも宮城や内城の方が真北に近く造営されていることは留意すべきである。

重要なことは長方形区画の中や周囲に他の遺構がまったく見られないことであるが、問題は1m近い削平が想定される区画内にまったく他の建物がなかったかどうかである。小規模な掘立柱建物や平地住居、堅穴住居などは削平された可能性も捨てがたい。

3-2 南方区画

南方の矩形区画も東溝の約35m分、南溝の約20m分が発掘されたことによる復元である。整然とした長方形区画溝を復元するより、北辺は旧河道に面し、居住区を囲む不整形の環溝的区画と考えた方がよいだろう。中央西半の2×3間の掘立柱建物を囲む区画溝は南が抜けており、一方、15m四方の堀・柵内は内部が整地した土で充填されていたというから、盛土によって台が形成され、内部の建物が削平されている可能性もある。ここでも区画や純柱建物の主軸は南方区画の方向とは大きくずれ、北方区画の大形建物の主軸方向に近い。北方区画の大形建物と、南方区画の中央西区の区画・建物が一体的な計画で造られたことを示すものであろう。この意味では、独立棟持ち柱建物の一棟も同方向であり、同時性が考えられる。

50棟を越える堅穴住居の同時性については個々の遺構・遺物にあたっていないので発言資格はない。ただ、現状の廻間I-0式期とI-1～3式期の分離分布が判然としたものかどうかにはいさきかの不安があるので、可能性としての議論は次項で述べたい。

3-3 歴史的評価と解釈

A. 首長居館としての評価

さて、前項に示した調査成果に対するいくつかの可能性を前提として、北方区画に大形掘立柱建物以外の居住遺構の存在を想定し、首長居館だとした場合、規模から考えればそれは分類私案の第IIないしIII類型ということになる¹⁰。しかし、年代的な古さによる居館属性の未成熟や資料の欠落等を勘案すれば、明らかに第II類型の大共同体(クニ)クラスの首長居館を考えるべきであろう。だが、この場合南方区画の機能が問題となる。240×110mもの規模の区画内のごく一部分のみに、これまた小規模な区画をもつ掘立純柱建物や独立棟持ち柱建物が集中することは異常である。



堅穴住居が同時共存しないとすればなおさらであり、一体、これだけの広大な区画溝で囲まれた大部分の空間は何なのだろう。

類似例がまったくないわけではない。群馬県新田郡新田町中溝・深町遺跡では、4世紀中頃の幅広の17号溝に囲まれた2棟の大形堀立柱建物を持つ、内法58×28mの居館風の長方形区画の北方に最低200×150mにも及ぶような広大な祭祀空間が展開することがわかっている。(図1)そこには四面庇の堀立柱建物や集石土坑(井泉か)、溜池状遺構、周溝を持つ祭祀の建物だけが大溝で区画された不整形区画が存在し、穿孔土器、ミニチュア木製鋤、桃核などが出土する。長方形区画に先行して、彷彿通行花文鏡やガラス小玉を出土した堅穴住居群や集石土坑(井泉)があるので、先行する居館区画が重複して存在した可能性もある。ここでは八王子遺跡よりもさらに小規模の第III類型居館(小共同体首長相当)に付随する、不釣り合なほど広大な祭祀空間ということになる。

< A2案 >

しかし一方、この点は、廻間I-0式とI-1～3式に分けた時期区分が正しく遺構に反映されているかという基本的な問題にも関わる。もし、多数の堅穴住居や小規模な掘立柱建物群が廻間I式という時間幅に新旧普遍的に存在したと仮定してよいのであれば、南方区画は一般的な居住区ということになり、弥生時代の一般的環濠集落、あるいは大形環濠集落の内郭の規模に匹敵することと矛盾しない。この区画溝は弥生時代の環濠とは明らかに規模や構造が異なる防御性の薄いものであるから、環濠集落がそのまま残存したものでないことは明らかであるが、その中心的な場所に溝や堀で囲んだ総柱建物や独立棟持ち柱建物が集中することは弥生時代環濠集落の内郭とそのなかの特定区画という構造と類似する。

八王子遺跡の南方区画の場合、溝で囲まれた総柱建物と互い違いに存在する柵あるいは垣による方形区画、あるいは独立棟持ち柱建物などの同時性や構造は明らかにできないが、仮に一體的なも

のであれば、特定区画は最小で500m²、最大で2500m²程となり、後者であれば弥生時代の大形環濠集落の特定区画の規模にほぼ匹敵する。南方区画がはたして弥生時代の環濠全体規模の居住地なのか内郭規模の居住地なのかは、簡単には判断できないが、南方区画は、集落成員から離脱して独立した居館を経営し得ない首長の居宅や祭祀空間を含む特定区画をもつた一般居住地と考えることもできるのである< A1案 >。

このように考えると、後期・山中式期の環濠内構造が不明確な憾みはあるとはいえ、特定区画の規模や内容、南方区画を環濠内郭規模と考えた場合、そこには弥生時代以来の小共同体首長クラスの首長の存在と集落構造が彷彿されるのである。つまり、3世紀初頭のこの地域の小共同体首長は未だ自らの共同体から階級的に離脱していないことになる。地域的な視野で見ると、八王子遺跡は弥生時代以降、僅約3kmほどの領域に密集する萩原遺跡群の中核的集落であることが判明しており、全国的視野からみてもそれが小共同体の領域に相当することに躊躇しない。

とすれば、北方長方形区画の大共同体首長(クニのオウ)の居館はまったく同じ条件のもとで自己の共同体からの隔絶した階級的位置を獲得したということになる。そして、北方区画の外溝が南にむけて開放され前庭ともいべき外部祭祀空間を有して、祭祀遺物を投棄した大溝NR-01や井泉に対峙していることは、祭祀を主導する大共同体首長(オウ)の出自もまた南方区画の集落ひいてはその小共同体にあったと考えることが可能であろう。南方区画の小共同体首長はあるいは北方区画大共同体首長の一族であったのではないかも想像する。

濃尾平野ではこの時期、八王子遺跡を含む萩原遺跡群を中核とした古代の「中嶋」郡に相当する領域のほかに、こうした拠点的な大集落を擁する集落群や古墳の分布域が六カ所想定されている²⁾。それぞれ丹羽、春部、海部、愛智、羽鳥、安八といった「郡」に相当する中核的な大共同体(クニ)

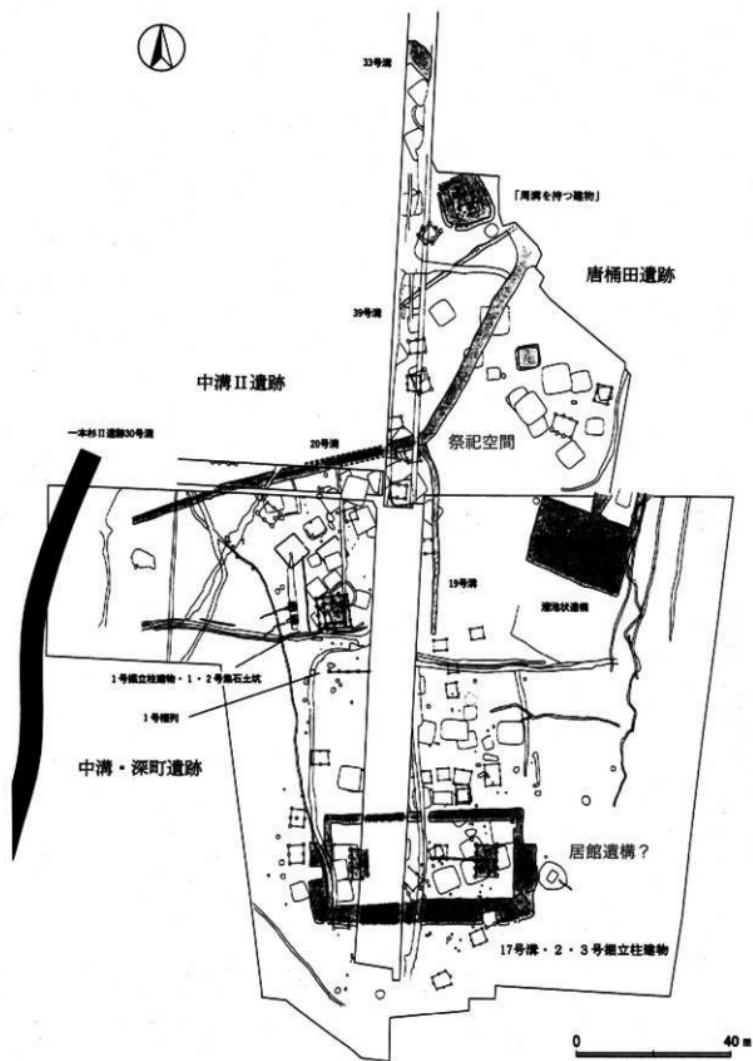


図1 中溝・深町遺跡の居館遺構と祭祀空間



が林立していたものと考えられるが、さらに他にも山田、加茂、本果、揖斐、不破、海津などの周辺の大共同体（クニ）も想定すべきであろう（図2）。八王子遺跡の北方長方形区画が第II類型居館であるならば、それはこうしたクニ単位に存在するオウカラスの居館なのであろう³⁾。

B. 祭祀空間としての評価

一方、北方長方形区画を発掘の成果そのままに中心の大形掘立柱建物以外何もない空間が広がっていたと考えた場合、これを積極的に首長居館とする根拠を欠く。首長居館でないとすれば、前面の井戸や大溝の祭祀遺物から考えて祭祀空間であったとせざるを得ない。溝（あるいは内側に土塁と堀）で囲まれた中心には高殿の祭殿が一つ浮かぶ。当然その南の前庭は祭場となろう。

だが、この場合でも二つの案が用意できる。一つは、北方区画が祭祀空間であったとしても、南方区画はA1案同様、小共同体の首長居宅や祭祀空間を含む集落居住空間を見る考え方（B1案）であり、今一つは、南方区画もまた祭祀空間とする理解（B2案）である。

B1案の可能性ある例として滋賀県守山市下長遺跡例（図3）を見てみよう。ここでは500×300mほどの3世紀を主体とする広大な居住域の西端に、庄内式（新）～布留0式期の一辺50mほどの第II類型の首長居館があり、さらに西60～70mを隔てて、内部に柱列以外の遺構が見られない一辺65m以上の方形環溝が存在する。両者間の空間に遺構は希薄であり、後者からは土器埋納坑や素文鏡が出土し、北東部を流れる河道内からは同時期の準構造船や儀杖、直弧文入り刀柄頭、蓋立ち飾り、琴、团扇状木製品などの大量の木製祭祀具、石鏡、重圓文鏡が出土している⁴⁾。八王子遺跡例よりは一回り広く、第II類型首長居館に付随していることから、私は「栗東」大共同体首長の居館であり、彼が管理、主宰する大共同体（あるいはそれを越えた「国」）の祭場であろうと考えている。

さて、南方区画を居住空間とみるB1案の分析

については大概A案で述べたが、北方区画を祭祀空間とした場合、北方区画での祭祀を主宰し執行する主体たる首長は南方区画に居住する首長とは考えにくい。なぜなら、「萩原」の小共同体首長である彼の政治的・祭祀的レヴェルは南方区画内の特定区画に如実に現れているのだから、北方区画のような広大な祭祀空間での祭祀主体はやはりより高次の「大共同体」首長以上のレヴェルを考えるべきだからである。このように考えると、この大首長の居館は「萩原」小共同体を擁する「中嶋」大共同体の中核集落である八王子遺跡の未発見の別地点に存在することになる。

B2案は、さきの中溝・深町遺跡の17号溝長方形区画が祭祀空間であった場合も同様だが、この場合はさらに複雑な解釈を想定せざるを得ない。北・南区画の誕生した廻間I-O式期には大形掘立柱建物や特定区画建物以外の一切の居住構造はなかったと考えた場合、確かに双方とも祭祀空間と考えざるを得ない。そして、南北二つの祭祀空間は大溝NROを挟んで互いに関連を持ちながら祭祀が行われたことになる。この場合、北方区画はやはり高殿（祭殿）を中心とした一般民衆の立ち入れざるより聖なる空間であり、南方区画は共同体を擧げての祭祀実現の場であったとも考えられ、この二つの区画遺構はきわめて短期間（廻間I-O式期）に機能したことになる。

そして前者の「民衆の立ち入りがたい祭祀空間」とは、いかにその祭祀が共同体を体現したものであろうと首長の独占的祭祀であり、それは本質的に「首長居館」ないしそれと同等の階級的本質を担うものである。この場合の祭祀としては殯儀礼、首長靈繼承儀礼、即位儀礼などが想定される。滋賀県守山市下長遺跡や長野市石川条里遺跡SD1016のように前期古墳副葬品に共通する鏡や石製腕飾類をもつ例は、祭祀空間であろうと首長居館であろうと今後この点で注意する必要があろう⁵⁾。

このように考えると、八王子遺跡の祭祀空間を設営し得た権力母胎もやはり大共同体首長以上を

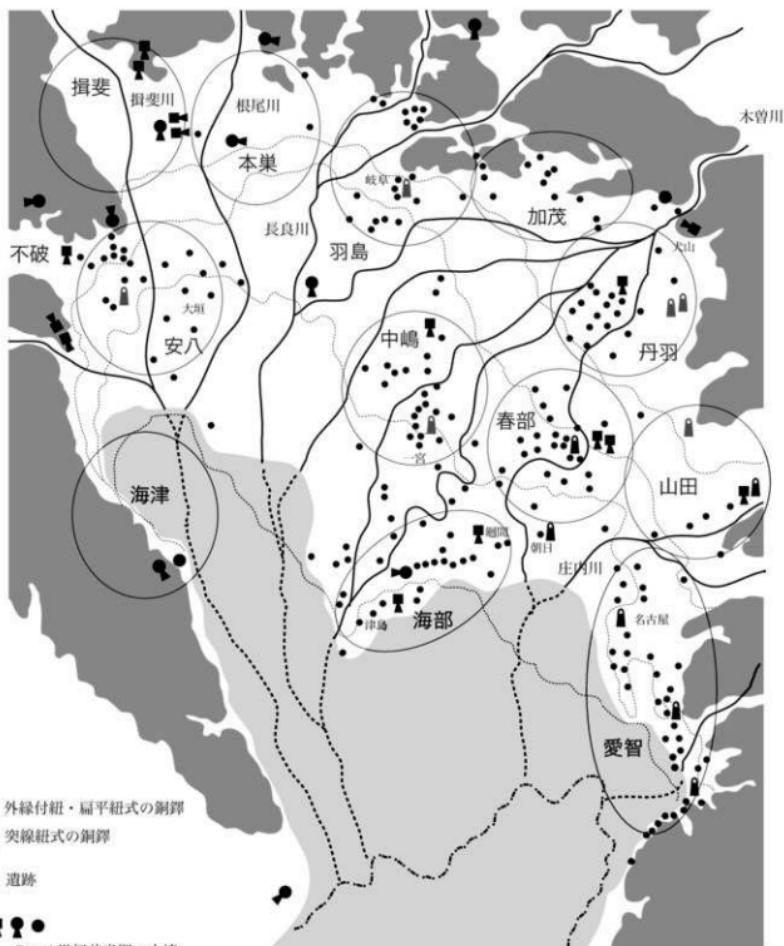


図2 濑尾平野の集落・古墳分布と大共同体(クニ)
(赤塚 1995 に加筆)



図3 下長遺跡の首長居館と祭祀空間(遺跡全体の西半部分)



想定する必要がある。大共同体首長が主宰する祭祀のもとに結集した祭祀を共有する小共同体首長や共同体員のリーダーたちがこの祭場に勢揃いした姿が想像される。ただし、私は現時点での3世紀前半までの濃尾平野の首長墓の規模や分布、副葬品、内容や集落構造などからみて、大共同体を越える階級的な首長が傑出しているとはとうてい思えない。もちろん近江「栗東」大共同体首長のように、複数の大共同体群の首長=「國」の王の存在は当然想定しうるであろうが、それは祭祀を共有する融和的な、一時的な政治的関係を想定すべきであろう。未発掘の隣接地に他地域に類を見ない巨大な第Ⅰ～Ⅱ類型の居館が存在するなら別だが、八王子遺跡の首長居館から遊離した二つの祭祀区画空間は逆に階級的に傑出した大共同体首長の首長=國の王、あるいはそうした大共同体首長の存在をも否定しているようと思える⁶⁾。

以上、八王子遺跡の古墳時代前期初頭の区画遺構について、いくつかの可能性を想像も含めて掲げてみた。残念ながら、今のところ私にはA案、B案を決するだけの積極的な根拠は持ち合わせない。いやむしろ詳細な報告本編をみれば、ここでの私の懸念や可能性の議論はすでに解消済みの問題かもしれない。その場合の本コメントの紹介は外野の戯れ言として了とされたい。

いずれにせよ本遺構の性格を考えるに際して、3世紀前半という限られた時期の比較すべき同時代類例資料があまりにも欠落していることに加え、八王子遺跡の資料そのものの遺構相互の緻密な同時性の把握には困難な状況があり、発掘地點以外での重要遺構の存在も否定できない現状では解釈の基点が定まりにくい。今はいくつかの可能性を整理しておくことで、今後のこの時期の類例資料の増加と濃尾平野での政治的枠組みの議論整備を待つしかない。

4

再び首長居館の階級的位置づけについて

—大平聰氏の居館論によせて—

ところで、北方長方形区画全体を祭祀空間と見るか首長居館と見るかによって、3世紀の濃尾平野での首長権力（少なくとも大共同体首長）の階級的位置づけは大きく異なる。前者の場合、この祭祀空間は実に弥生時代的な共同体の利益達成のための意志の統一と高揚の実存の場であるから、そこは大共同体首長が管理する共同体所有地（物）である。ただし、前にふれたようにこの祭祀の内容が、首長の独自的祭祀の性格をもった民衆の立ち入りがたい祭祀空間であるか、あるいは後者の首長居館であった場合は、自らの所属した共同体の居住地（集落）を飛び出してその外部に居住と祭祀、生産などに関わる付属施設を設けるのであるから、それはもはや共同体所有物からは遊離した首長の占有物、つまりは個人的所有に帰したと考えるべきである。私は後者の階級的位置づけを考える。最後にわざわざ紙上を借りてこのような問題にふれる理由は、首長居館に関する私の主張に対する大平聰氏の見解とその相違を明確にしておきたいからである⁷⁾。

そもそも「首長居館」とは首長の個人的所有であり、首長居館の成立と共に誕生する前方後円墳（あるいはやや遅れて成立する前方後方墳などの古墳一般）が単純に首長の私的所有物としての「墓」では決してなく、共同体を一身に体现し再生産する首長靈廟承儀執行の「場」としての個人的所有物としてあったとの表裏一体の関係にあると言えよう。政治史上の弥生時代と古墳時代の区分を首長の個人的所有の成立としても評価する意義がここにある⁸⁾。

ところで、祭祀空間と首長の居住空間との関係は弥生時代以来未だ不明な点が多い⁹⁾。確かに資料がもう3世紀後葉以降の首長居館を見ると、居館内に明確な祭祀空間を設けるのは5世紀後半以降の第Ⅰ類型の大形居館に集中している限られている。しかしこのことから、三ツ寺I遺跡な



図4 高茶屋大垣内遺跡の祭殿(左)と首長居館(右)

と「5世紀的居館」では祭祀が首長に深く関わる場所に取り入れられ、首長権の強化が國られたのに対し、それ以前では祭祀の場が共同体全体につながる形態で居館外に存在していた、と考えることも一面的である¹⁰。発掘調査によって全体像が判明したわけではないが、4世紀以前でも第I類型の京都府向日市中海道遺跡や奈良市南紀寺遺跡のように居館内に祭殿区画や井泉が存在する例がある。同じく第I類型の石川県小松市千代・能美遺跡（4世紀前半）でもこの可能性が高いであろう¹¹。また、三重県津市高茶屋大垣内遺跡は4世紀前葉に、集落の一角にあった40×30mの祭祀空間が、一辺50mの第II類型居館に発展的に引き継がれた可能性のある例である（図4）¹²。

その一方で、第II類型では5世紀以降でも群馬県本宿郷土遺跡、水久保遺跡、福島県古屋敷遺跡、神戸市松野遺跡、奈良県藤原宮下層遺跡のように明確な祭祀空間の存在が想定しがたい例もあり、奈良県南郷大東遺跡の導水祭祀遺構は想定される5世紀の第I類型居館（名柄遺跡）内祭祀とは別の外部の祭祀空間である。居館内への祭祀空間の設営は時代を問わずむしろ首長の階級的隔

度によるものと考えるべきであろう。つまり、「5世紀的居館」が首長権力の強化に具現するのはまさに東国での歴史的所産であって、少なくとも王権への参画が早かった近畿以西の第I類型の3・4世紀の首長居館ではすでに居館内に祭祀空間が整備されていたと考えるべきであろう。

さて、註7) (A) 論文で大平氏は考古学者の「豪族居館」というネーミングに違和感を感じると述べ、「豪族」という言葉自体に階級的支配関係がイメージされているように感じられ、その点でも疑問をいだかざるをえない、と述べる。「首長」居館ならよいのかという点では明らかでないが、問題は用語にあるのではなく、大平氏と私の「階級」関係の成立に対する理解の違いにある。大平氏による「階級」形成論は、「首長の階級支配の拠点として、5世紀的居館が三ツ寺遺跡に最高の発展形態を見せる、という理解には根底からの疑問を呈さざるを得ない」（P69）とか、「5世紀が、全国規模で『開発の時代』ととらえられるなら、耕地開発の推進主体として共同体の先頭に立つ首長には、土木技術、治水灌溉技術、それを可能にする物的保証、とくに鉄製耕起具の安定的供給と

労働力維持のための余剰生産物の蓄積・管理、そしてそれを外護して実現を約束する神への祭祀とが、共同体員から期待されたと考えて問題なだろう。それが首長権強化の歴史的内容であり、それを梃子にして、首長が共同体員に対する階級的支配に転じるのは、6世紀以降のことであった』(P70)という表現から明らかなように、6世紀以降の共同体内部の経済的矛盾¹³⁾こそが首長と一般民衆間の階級関係の実態だと考えている点にある。こうしたスタンスが、三ツ寺I遺跡を首長の私的所有物とは考えないにもかかわらず、「宅地の私有を契機に首長による土地所有が進展し、確立された経済基盤に基づく拡大再生産が首長の経済的支配力、すなわち階級的支配力を強化せしめ、首長権の強化をもたらす。そのもともと発展した形態が、首長の居宅内に祭祀の場、首長権のもっとも重要な機能を行使する場を独占する三ツ寺I遺跡に見られる」という論理展開は、それなりに説得力がある」という理解にも表れる。氏にとつて5世紀以前の首長が階級的存在か否かを決断する最大の視点は、彼は土地の私的所有を実現し、彼の「首長（豪族）居館」は「私の所有」物なのか、それとも吉田晶氏のいう「共同体的所有を形式とする首長の私有」なのにあり、もちろん氏は後者の立場にこだわる理由であろう¹⁴⁾。

しかし、私は首長と共同体員との階級関係はこうした首長の私的所有の形成を背景とした首長の経済的支配力の強化によって初めて達成されたとする理解には到底ついていけない。マルクスの直接的な助力があったとされるエンゲルス『反デューリング論』では、支配・隸属の関係の歴史的形成における<二つの道>を<アジア的>国家形成に直接密着した政治的階級形成の問題と、<古典古代>の純然たる社会・経済的階級形成の問題として提起し、階級形成の問題がその進行にあわせてまさにこの二面性において方法的に追求されねばならないことを早い時期に指摘していた。残念なことに社会経済史家エンゲルスは、その經濟運元論の発想ゆえに、『起源』において第1の道、

とりわけ<征服>の問題を全く病的な慎重さと巧妙さにおいて回避してしまったため、その後のマルクス主義主流は社会的・経済的階級形成こそが階級形成の本質であるかのごとく規定して憚らなかつたという歴史がある¹⁵⁾。

だが第1の道はこう説明される。<アジア的>国家形成に直接連なるあらゆる時代の原生的共同体において、共同体の生産力や人口の増大によつて共同体の利害を保護、撃退するための公的な共同機関が作り出されるが、このような共同体的職務はある種の全権を委任され国家強力の端緒を形成する。まもなくそれは一部の世襲化の結果、他の諸群との衝突が増大するにつれて益々不可欠のものとなり独立化し、個々の共同体内部の特定個人の手に委託される、のだと、ここには、どこでも政治的支配の基礎には社会的な職務活動があつたとするより本源的な道が示されていたのであるが、エンゲルスが放棄した第1の道の「社会に対する社会的機能のこののような独自化が、どのようにして時と共に強まって、社会に対する支配となることができたか」こそが実証的に追求されねばならない。

私は、第1の道での階級の形成はすでに弥生時代に遡ると考えている。弥生前期以来の北部九州を中心とした熾烈な戦争の結果として共同体間（小共同体一大共同体=クニ一国一国連合）の重層的な階級関係が生まれ、その過程で首長は開拓推進者、紛争調停者、水利や生産物の管理者、交易・流通システムの管理者等々としての行政的・司法的权限はもとより、自らの共同体を滅ぼすことなく一層の発展を実現するための、とりわけ共同体を統率する軍事指揮官や最高祭司としてのカリスマ的性格を通じて、政治的・祭祀的な階級的首長へと転化していく。北部九州以外ではこの苛酷な階級関係は未成熟であるが、ついには「倭国乱」後の3世紀初めの新しい政治的枠組み（新生倭国=ヤマト王權）の誕生によって、西日本を中心とした前方後円墳築造のヒエラルキーに表微されるより一層重層化された共同体間階級関係を生んだ¹⁶⁾。古墳



時代の幕開け（新生倭國=ヤマト王権の誕生）と同時に進行で出現する首長居館の階級的性格もまさにこうした政治的状況を背景として理解すべきなのである¹⁷⁾。

八王子遺跡の北方長方形区画はたとえ大共同体レヴェルの首長居館であったとしても、3世紀初めのしかも「狗奴国」の領域の可能性ある地域のものであれば、新生の王権とは直接の政治的関係のない、まさに在地共同体の内的関係性のもとに

生まれた首長の個人的所有物（地）といえよう。また祭祀空間であったとしても、それを実現し国家としての共同体のイデオロギー的一体性を一身に体现した首長の居館に対応する存在であった可能性は高く、この場合もまた、個人的所有物（地）として、3世紀における首長と共同体員との階級関係を表徵する「場」であることに何ら変わりはないと考えるのである。

【註記】

- 1) 寺沢 薫「古墳時代の首長居館-階級と権力行使の場としての居館-」『古代学研究』第141号 1998年
- 2) 赤堀次郎「東海『ムラと地域社会の変遷-弥生から古墳へ-』」『埋蔵文化財研究会』1995年
- 3) 久住猛雄氏は、私が註1)論文で、首長居館の最も重要な分類はそれが民衆から隔離した存在か（A類）、そうでないか（B類）であるという指摘を、「おそらくそれは誤りであろう」と述べ、その理由を大集落の直中にある（B類）には政治拠点としての「都市」を形成するものがあり、首長の実力は後者の方が高く評価されるべきだからだという。
しかしそうした場合の都市形成と首長居館形成が同じ首長権力によるのかどうかはむしろ先見性を排除して議論すべき重要な点ではないか。久住氏にはおそらく奴國の比喩、那珂道跡群や須須道跡群、伊都國王都の曾根遺跡群などの都市性との権力母胎が念頭にあり、私も現状でその可能性は積極的に評価したいと思っているが、むしろ私見では王権の大王居館と大王（私の言う郷向遺跡都市論）以外は、都市形成を促したのが王権の力（王權）とそれを直接管理する首長居館（在地首長権力）がまったくコールである場合は偶に等しいであろうと考えている。だから私的には久住氏が「この場合、対応する奥津城である古墳の規模がならずしも相關しないことがある」というのは至極当然のことではないかと思っている。
- 4) いずれによく、註1)論文はその註の冒頭にも明記のように首長居館形成の歴史的・階級的意義に限定して論述したものであり、全体構成の前半部分にあたる「集落から都市へ-首長居館の成立と都市の誕生-」『古代国家はこうして生まれた』角川書店、1998年2月刊を併せて参照していただければ、都市論と首長による埋蔵集落解体論をも見えた私のB類型居館の評価が、註1)論文を背景から補強した形で提出され、そこには久住氏とともに多くの評価がなされていること自明であろう。
- 5) 岩崎 茂編『下長道跡発掘報告書VIII』守山市教育委員会 2001年。なお、道跡の全体像と資料については、守山市教育委員会山崎秀二、岩崎 茂、伴野幸一氏の教示によるところが大きい。
- 6) 註1)論文は石川条里遺跡 SD1016を祭祀空間と考えたが、その後下記報告書の刊行を知り、4世紀中期の第1類型の首長居館と考えるようになった。報告者はむしろその祭祀性を強調するようであるが、居館内でのこうした祭儀が執行された典型的となる資料ではなかろうか。
- 7) 市川隆之・白居直之編『石川条里遺跡 中央自動車道沿線縦断考古学調査報告書15』(財)長野県埋蔵文化財センターほか 1997年
- 8) D案はきわめて魅力的な解釈であり、「魏志倭人伝」の「狗奴國」=濃尾平野領域説にたつのであれば、当然、その男王や官「狗古智卑刺」との関係が取引ざたされよう。しかし仮にその場合であっても、私は「狗奴國」とは濃尾平野のクニグニ（大共同体群）の共存共榮の一体性の総称であり、男王を擁するある特定の大共同体（クニ）がそれらの政治的・階級的頂点に立っていたという政治構造は考古学的にはほとんど考えがたいと思っている。はたして「狗奴國」の実像と『魏志』や『魏略』での「狗奴國」の認識にはかなりの齟齬があるのではないかとも疑っている。ましてや財政を盟主とするさらに広域な政治的連合關係を想定する「狗奴國連合」説などにはとてもついていけない。
- 9) (A) 大平 雄「古代史からみた豪族居館」『季刊考古学』第36号 1991年
(B) 大平 雄「古代史と豪族居館-『豪族居館』と『首長(居)館』『古墳時代の豪族居館をめぐる諸問題』東日本埋蔵文化財研究会群馬県実行委員会・群馬県考古学研究所 1998年
- 10) 大平氏が註7) (A) 論文で引く、吉田晶氏の4・5世紀の所有は「共同体の所有を形式とする首長の私有」（共同体の結合を人格的に体現するという形式を引き継ぎながら、実質的には共同体所有を首長の私有に転化している所有：吉田晶「日本古代村落史序説」嶋書房 1980年、「日本古代国家の形成に関する観察」

『日本古代の国家と村落』(塙書房 1998年)という表現は所有論の一般的理解からはわかりにくい表現であり、「首長の個人的所有」とするべきであろう。そして、それを5世紀以前の首長の所有をあくまで「私の所有」との二者択一によって「共同体的所有」範疇に帰するのであれば、弥生時代の巨大環濠集落内にあった首長居宅ないし首長の居住する特定区画が古墳時代になって集落外部に独立した居館(居宅)を構えることの意味を階級的、所有論的に明確に説明する必要がある。

なお、6世紀に初めて共同体内部に相対的自立性を持つ個別経営が成立したとする考え方や、逆にそれが私的所有の出現を示すという考え方では、家長制論とともにかつての群集植研究が示した見解であったかもしれないが、時期区分も含め現状では承服しがたい。また、三ツ寺跡を「5世紀の居館」として押し込み、6世紀の原之城遺跡を防衛機能を高めた画期とも見ることも、先見的で6世紀に画期ありきの感がある。はたして考古学的に三ツ寺居館と原之城居館との間に本質的な差異などあるのだろうか。

- 9) 現在のところ首長の住跡と祭祀空間の分離が確認された例はない。しかし、反面、方形に区画された特定方形区画に首長の居所があるとする根拠もない。この点で興味深いのは、後期後半の滋賀県守山市伊勢道遺跡の例で、ここでは、集落のほぼ中央に建立された真北方向の二層構造をもつて推定される櫻岡状の大形掘立柱建物を中心として、直径約150mの円弧状に、独立棟持ち柱建物がほぼ等間隔に配列される祭祀空間を作造している。そして首長の居所と考案される一辺30m以上の櫛型で囲まれた特定方形区画は、まさにこの櫻岡状建物に隣接しており、2世紀後半の二者の関係を示す貴重な成果と考えられる(守山市教育委員会伴野幸一氏の現地での教示による)。

- 10) 訂7) 大平聖「前掲論文」
11) (財)石川県埋蔵文化財センター『小松市千代・能美遺跡平成12(2000)年度現地説明会』2000年。

なお、調査組者の林 大智氏から現地で多くご教示を得た。

- 12) 田中久生・則彌由紀子編『高茶屋大垣内遺跡(第3・4次)発掘調査報告書』三重県埋蔵文化財センター 2000年

- 13) 訂5) 吉田晶『前掲書』

- 14) 大平氏は、私が註1)論文で首長居館の階級的隔離性を述べるために、大平(A)論文の階級形成にかかる基本的な考え方を批判した部分に対し、(B)論文において、「寺沢の批判は、私が基本的に5世紀代の首長を共同体を体現する首長と考え、このような首長が階級的支配者として共同体員の前に現れるようにならなければ6世紀以降のことではなかったかと述べた点に対して向けられたものであるらしい」と述べ、「この点については、都出(都出比呂尼)『古墳時代の豪族居館』、『岩波講座 日本書紀』第2巻1993、『寺沢註』が、根本にあるのは、共同体的所有であり、個別経営が未成立とされている以上、これを首長の個別経営、首長の私的私有(所有か? 寺沢註)と置きできない」と私の文章を正確に引用して『費成できない』と述べていることと合わせて述べた方が生産的であろうと書いて、問題を註5)で述べた「首長の私有」の評価にすこし替え矮小化してしまった。

- 引用の一言一句が正確でなかった点は反省しなければならないが、私の註1)論文での大平批判(もちろん吉田氏も含めて)の意図は、以下との本文で述べる階級形成に関する本質的な判断の相違であって、第2の道論に拘泥した首長居館の所論や個別経営如何の問題ではない。なお、後の問題に関する都出氏、および大平氏あるいは吉田氏との見解の相違は註1)論文で十分にふれておいたつもりである。私は、古墳時代首長・民衆間の階級関係論は、首長の個別経営や所有とは別次元の問題(換言すれば、階級形成の第1の道論と第2の道論)だと考えるから、「合わせて述べた方が生産的」だと考えるのは、大平氏や都出氏の理解する階級形成論ではないことだけは明確にしておかなければならない。

- 15) 鰐村隆一『国家の本質と起源』(草堂書房 1981年)

- 16) 寺沢 薫『王權誕生』(日本の歴史 第22巻)講談社 2000年

- 17) さらに言えば、「ヤマト王權との関連」に関するこの点についても大平氏とは大きく見解が異なる。「ヤマト大王から的一方的設定としてすませていた研究段階は、もはや遠い過去のこととなっている」ことは確かだろうが、もはや「在地社会の、共同体と首長の関係に社会変動の源泉を求め、その総体としての歴史像を構築しようとする」在地共同体の内の矛盾の自発的達成論の集合だけで、古代史のダイナミズムも時とともに変貌する権力や集團関係のペクトルの行方もすい取れないことも自明ではないか。それは、王權と地域権力との歴史的関係や歴史的事象に対する同等の評価をよりどちらからかの目で見るかというだけのことから知れないが、さきの階級形成に関する理論的観察と発想に深く関わっているだけに根は深いものがある。この点については首長居館だけに限らず、生産、開拓、農業技術、集落、古墳、祭祀等々に関わる山積する考古学的成果をトータルに評価することでかなり明確な像は結ばれつつあると確信するが、もはや本論の主旨ではないのでひそまず筆をおくことにしたい。

- 補注) なお、紙幅の関係で新出の首長居館資料以外の文献はすべて削除した。これらについては註1)文献の文献証を参照願いたい。



東海地域における古墳時代初頭期の集落

～大阪府の状況との比較から～

I はじめに

ここでは、東海地域における古墳時代初頭期の集落遺跡の動向とその特徴について、大阪府を中心とする畿内の集落遺跡の状況¹⁾、あるいは他地域系土器のありかた等を比較することで述べていきたい。それによって、八王子遺跡の位置付けを少しなりとも明確にする一助になればと考える。

なお、東海地域とはおおむね伊勢湾沿岸地域を意味しており、伊勢・尾張・美濃がその主体となり、広大である。しかし筆者の力量不足から、東海地域の中でも八王子遺跡の所在する尾張の濃尾平野部と、近年、物流拠点としての性格が明らかになりつつある伊勢の雲出川流域の資料を中心にあつかったにすぎない。また、ここに言う古墳時代初頭期とは、東海の土器様式で廻間Ⅰ～Ⅲ式前半、畿内の庄内～布留前半を指しており、さらに画期をとらえるために弥生後期から記述した。

2 大阪の集落と他地域系土器

大阪府下では、弥生時代後期に主眼を置けば、集落遺跡の画期に大きく二つのパターンが見られる。すなわち、中河内地域とそれ以外の地域に分けられる。

まず中河内地域では、平野部で弥生前期に始まる拠点集落は継続し、基本的にV様式中頃で消滅する。八尾市田井中遺跡、同 恩智遺跡等がそれにあたる。ただし、亀井遺跡のみはV様式中

頃に一時的に希薄になるも、終末期まで継続する。次にその他の地域。つまり東部揖津・北河内・南河内・和泉地域では、拠点集落は基本的にIV様式で消滅、あるいは衰退する。衰退しつつも若干の継続を示すもの、高地性集落の出現、あるいは小集落が消長をくり返す場合等々、V様式段階の在り方は地域により差異がある。なお、例外的に北河内地域の雁屋遺跡のみが、亀井遺跡と同様に終末期まで継続する。つまり、大阪では両遺跡のみが、大和盆地²⁾と同様の継続期間を有することになる。また、これらの地域では、後期初頭から前半期に集住型の巨大高地性集落³⁾を形成することも特徴的である。これは低地の拠点集落構成員の一部によって形成されたと考えられる。物流面では、後期初頭段階の集住型巨大高地性集落を舞台に活発になるようである。

古墳時代初頭の庄内期になると、多くの場合、弥生時代とは位置を変えて新たな遺跡が展開するようになり、巨大な画期と理解できる。これらには、小規模単発的で短期間に出現と消滅のみられるものと、一定程度の継続性を示すものがある。後者の場合でも、布留Ⅰ～Ⅱ程度で消滅するようで、そこにも大きな画期がある。その後、再度集落立地を替え、局所的に布留Ⅲ期から新たな遺跡の展開が始まり、初期須恵器段階で最盛期をむかえる。

庄内期以降の集落遺跡の展開は、河川流域に一定の距離を有しつつ分布する弥生時代のそれと全く異なるものである。すなわち、物流の経路上、つまり瀬戸内諸地域と中河内、東部揖津地域の結



節点にある吹田市域の垂水南遺跡や上町台地北端の崇禪寺遺跡、および旧大和川流域に立地する中河内地域の諸遺跡、あるいは淀川に流れ込む河川流域に新たに出現する東部抵津地域の諸遺跡に重点が移行している、と理解できる。これは、他地域系土器の占める割合が高いことがひとつ目の目安になるのであるが、土器の問題に止まらない。それら遺跡の継続期間の安定、その他文物の流入面からも、各地域内での優位は確認できるのであり、これら集落遺跡を背景にして、前期古墳の築造される場合も多い⁴、と考える。また、旧大和川流域に中田遺跡群、加美・久宝寺遺跡群と呼べる集住による巨大拠点が出現したことも重要である⁵。これ以外の地域、つまり北・南河内、和泉地域はいわゆる「伝統的第V様式」段階に止まり、閉鎖的、単発的集落が展開⁶する。つまり、本段階は、地域によって非常にかたよった在り方を示していることが解る。

弥生時代後期初頭、および庄内期新相へ布留期初頭に他地域系土器の搬入が顕著になる。特に後者段階に顕著であり、その地域も北部九州を除く西日本諸地域、つまり阿波、讃岐、吉備、山陰地域等と広大になる。その一方で、大和盆地を含む東日本諸地域からの流入は、極めて希薄である⁷。西日本諸地域、および中河内地域の土器は、大和盆地東南部にも入っていることから、中河内は西日本諸地域と大和を結ぶ中繼点としての役割を担つたとも考えられる。

3 東海地域の集落遺跡

東海地域の弥生時代の拠点集落についての詳細は勉強不足ながら、赤塚次郎氏は朝日遺跡の状況を述べることで、東海地域全域にも普遍化できるとしている⁸。それによれば、朝日遺跡では山中式後期に再掘削された南集落の環濠が、廻間I式初頭段階から開始された大量の土器投棄により埋没し、急速に衰退して求心力が喪失して散漫な遺

構群が点在するにすぎなくなるとしている。同様の状況は、愛知県見晴台遺跡・廻間遺跡・中根山遺跡・古井遺跡群・矢山遺跡・高井遺跡等の他、三重県草山遺跡・阿形遺跡等でも確認できることを述べている。そして、これら拠点的集落の解体に呼応して、廻間I式期に爆発的な集落遺跡の増加が認められる。また、同様の状況が西美濃・伊勢地域の伊勢湾沿岸部に普遍化できると言う。さらに、西三河地域以東でも同様の状況が時期を微妙に遅らせながら東漸することも述べている。最近の知見として、上記の単発的集落とは別に、濃尾平野では八王子遺跡周辺と津島遺跡周辺、美濃地域では荒尾南遺跡周辺、西三河地域では古井遺跡周辺で、遺跡群を形成するとの教示⁹も得た。

廻間様式前後の集落遺跡の消長についても、赤塚氏によってまとめられている(図2参照)。そこから得られる情報を筆者なりにまとめれば以下のようになる。

- ・廻間I式段階で出現、あるいは存在が明確になる遺跡が目立つ。また、それらの遺跡も廻間III式の中で消滅するものが目立つが、その間の廻間II式初頭にみられる第1次拡散期をはさんで、消滅・衰退するものがある反面、出現する遺跡もある。画期ととらえられる。
- ・濃尾平野部と西三河地域では廻間I式以降の集落が明確になり、しかも継続性を示す。それに対して、名古屋台地では弥生集落の盛行に比較して、地域的には衰退傾向を示し、継続性を示さず短期間で消長する。府下では、弥生時代後期から古墳時代初頭期の集落変動の中で明らかに地域的な優劣の差、あるいは同一地域にあっても立地する河川流域の移動が認められる。同様の状況があるのかどうか、遺跡内容が明らかになる必要があり、東海地域にあっては今後の課題になるとを考えられる。
- ・なお、図2段階では明確でなかった伊勢地域の状況も明らかになりつつある。すなわち、雲出川下流域において片部・貝蔵遺跡、雲出島賀遺跡等の廻間様式段階の集落遺跡の展開が明らかに



なった。

土器の交流については、東海系が拡散する時期が集中することを指摘している。すなわち、第1次拡散期は廻間II式初頭でもっぱら東方へ向かい、第2次拡散期は廻間II式末葉～廻間III式初頭で西方に重点があるもの、としている。以上は東海系の外部地域への移動であるが、その一方で他地域の土器が東海地域に流入することはほとんど確認できず、まして様式内に組込まれることもないことを述べている。

4 | 東海地域の物流ルート

大和盆地や大阪と非常に異なるのは、濃尾平野には他地域系土器が流入しないことである。現在の調査の進行状況からすれば、本地域全体に他地域系の流入がない場合と、濃尾平野における流入拠点となる遺跡が未発見¹⁰である二つの場合が考えられる。本稿では現在の状況に則して、前者の立場で述べる。

東海地域に他地域系の搬入がないにしても、搬出に関わったのは確かである。近江地域の物流拠

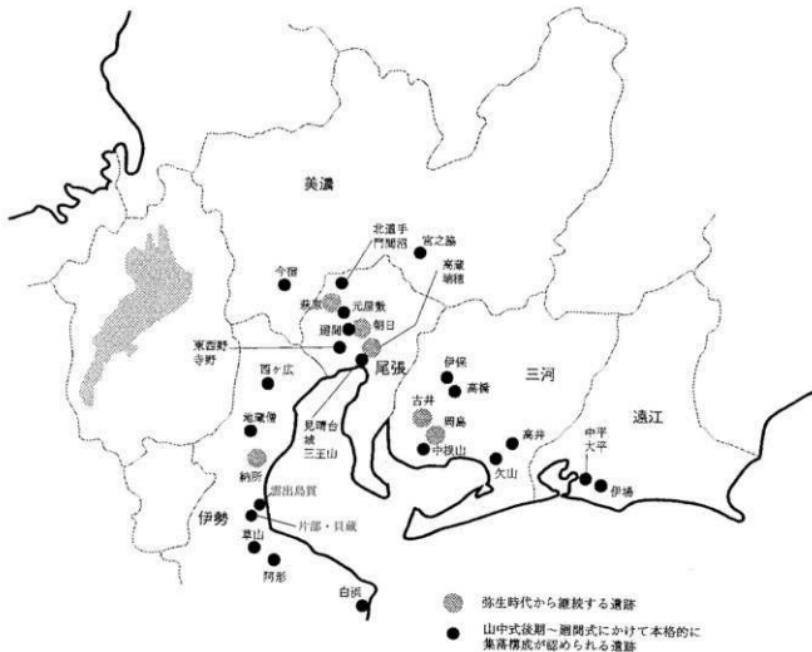


図1 東海地域主要遺跡(註8文献を一部改変)

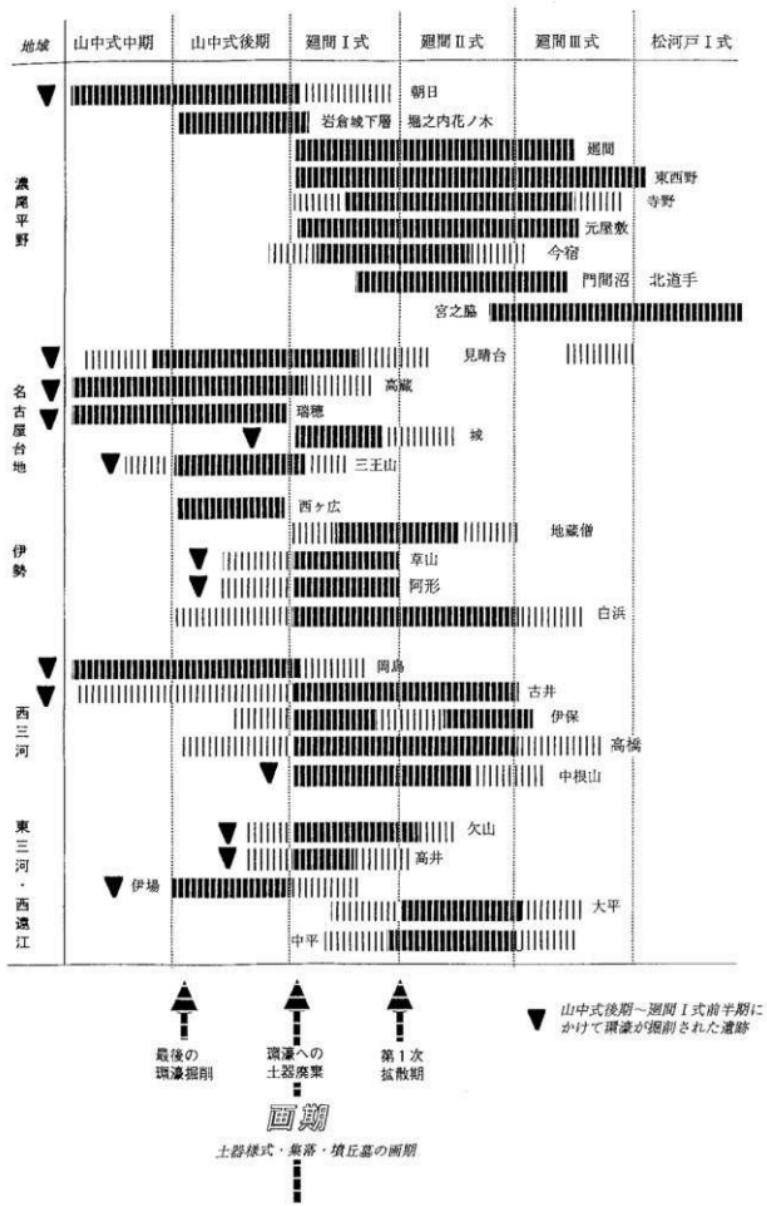


図2 東海地域主要遺跡の消長(註8文献より)



点と目される湖北の近江町黒田遺跡¹¹⁾、湖東の能登川町斗西遺跡¹²⁾、湖南の守山市下長遺跡¹³⁾では多数の東海系（高杯、壺は在地化するため、S字状口縁台付壺）が出土しており、東海の中でも濃尾を含む濃尾平野に立地する遺跡が関与したと考えることは自然である。また、穂積裕昌氏が指摘するように、繩向遺跡出土のパレス壺等は東海の中でも濃尾系と考えられ、伊勢を経由して入ったと考えられる。さらに、同氏は、弘法山古墳のパレス壺等から、東山道筋は濃尾からの搬入ルートであったことを示唆¹⁴⁾している。以上のこととは、濃尾平野が物流の搬出拠点であったことを示している。

それでは、いかなる理由で他地域系の搬入が認められないのでしょうか。実は同様の傾向を示す地域として山陰、阿波地域等、あるいは在地化し

た東海系を除外した北陸地域があり、参考になる。これらの地域の土器は、他地域で多数が出土するが、それに対して地域内で他地域からの搬入を示す土器は微々たるものである。西日本の物流拠点と考えられる遺跡を検討すると、当時の物流は西方へ、極めて一方的である場合が多く、その逆は弱い。ちなみに、物流の中継拠点と考えられる岡山县足守川流域の諸遺跡では山陰、讃岐系が多いが、東方からの搬入は極めて少ないこともそれを示している。これについて筆者は、物流ルートの始点になる場合に生じ得る状況と考えている。あるいは濃尾平野も、物流の中継拠点ではなく、むしろ始点である可能性も視野に入れておきたい。

ところで、重要な点は同じ東海地域とはいっても、尾張と伊勢は状況がかなり異なることが明らかになりつつある。伊勢地域の雲出川流域にある

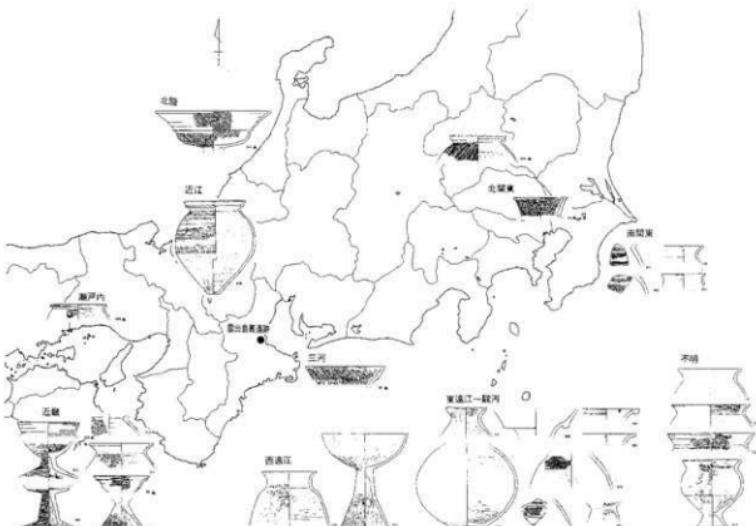


図3 三重県雲出島遺跡出土の搬入土器(註16文献より)



雲出島貫遺跡¹⁵⁾の状況がそれを示している。他地域系土器の状況¹⁶⁾をまとめれば以下のとおりである。

・三河、遠江、駿河、関東等の東日本系の土器が一定数出土している。このような状況は、伊勢地域の中でも本遺跡（あるいは雲出川流域）の特徴で、一般的ではない。なお、近江と北陸系¹⁷⁾も各1点が出土している。

・他地域系土器の搬入される時期については、近江系が島貫Ⅱ期古相で最も古いが少量である。その後、庄内期新相に併行する島貫Ⅱ期新相を境に一気に量が増え、布留期初頭併行の島貫Ⅲ期に至る。

・他地域系土器の流れは東方から西方に向けてが強く、その逆は極めて弱い。

・西日本地域からの搬入は極めて少ない。山陰、吉備、讚岐、阿波系等は皆無である。

・布留甕が一定数出土する。伊勢地域の他遺跡でも、布留甕の出土することはあっても単品か微量である¹⁸⁾。

つまり、当該期の東海にも西日本と同様の港湾機能を有した遺跡が存在したことが確認できるのである。伊勢は、幡野町片部・貝戸遺跡も含めて、雲出川流域に港湾機能があったことは確実である。さらに、漠然と東海系とされてきたS字状口縁台付甕の砂礫も雲出川流域が起源地であること¹⁹⁾も重要なである。伊勢を港湾の一つとする経路は、かつて田口一郎氏が述べたとおり、海浜部のいわゆる東海道筋で東国とつながっていたことが確認されつつある²⁰⁾。

以上のことから、尾張と伊勢は同じ東海地域にありながら関係した主要な物流ルートは、大きく異なった可能性がある。伊勢は東海道筋を通じて東国と大和の中継的位置を占め、尾張は東山道筋を通じて中部地域と、あるいは近江、北陸とも強くつながったとも考えられる。

5 | まとめ

以上の状況を総合すると、集落遺跡の消長における画期、集落遺跡の在り方、土器交流の活発化する時期等において、大和盆地や大阪の状況と東海地域の状況が極めて類似していることに気付く。

集落変遷の画期については、弥生集落が後期終末まで継続する点は、亀井、雁屋遺跡、および大和盆地と東海地域は同様である。つまり、弥生集落の断絶で確認できる画期は近畿周辺でIV様式末、中河内でV様式中頃、中河内の一部と大和、東海でV様式終末へと時期差を生じつつ認められる。さらに、古墳時代初頭の廻間様式、庄内様式からの新たな集落遺跡の展開と、廻間Ⅱ式と庄内後半からの盛行、廻間Ⅲ式後半と布留中頃からの急激な消滅、あるいは衰退はほとんど幾を一にした状況と理解できる。ただし、東海地域では第1次拡散期である廻間Ⅱ式初頭をはさんで、集落遺跡の消長が示されているが、畿内では確認できない状況である。その解明は将来の課題とせざるをえないが、八王子遺跡ではこの段階をはさんで方形区画、井戸遺構が廃絶していることからも、その段階の重要性が伺えよう。

赤塚氏の第1次拡散に対応する状況は、未確認である。S字状口縁台付甕A類段階の移動は大和盆地、および滋賀まではおんじているが、大阪府下では皆無である。古い段階の中河内庄内甕を他地域で見かけることもない。しかし、府下で時々出土する才の町I・II式段階の吉備系甕²¹⁾がそれに対応する可能性は残されている。庄内期前半は、極めて限定された地域間での小規模な物流の段階であった、と考えられる。なお、八王子遺跡には他地域系はないが、これは庄内期前に併行する廻間Ⅰ式期初頭～後半にかけての時期に造営の主体があることと、物流の始点地域に立地したことによるのだろう。

近畿において確認できる庄内期新相～布留期初頭の他地域土器の搬入に対応する物流は東海でも

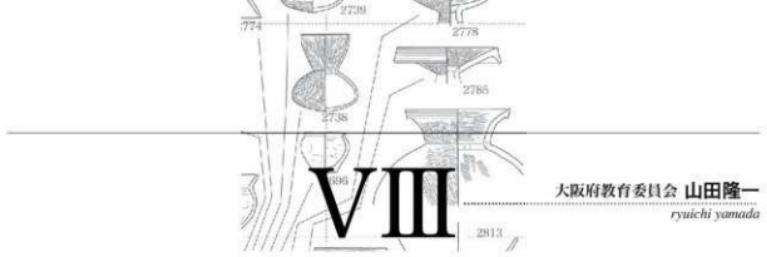
認められる。すなわち、赤塚氏の言う東海系の第2次拡散、および雲出島遺跡を代表とする雲出川流域の状況である。廻間編年、島賀編年との対応も矛盾はない。ただし、物流の方向は全く異なる。東海では東から西へ、大阪では西から東への

方向性を持っている。すなわち、大和盆地東南部への流れであり、その逆の流れは弱い。また、同じ東海ではあっても、尾張と伊勢地域ではルートも大きく異なっていた可能性も指摘した。

【註記】

- 1) 山田隆一「古墳時代初頭後の中河内地域」『弥生文化博物館研究報告』第三集 大阪府立弥生文化博物館 1994、同「大阪府南部・石川流域における弥生時代後期から古墳時代初頭社会の特質」(大阪府立弥生文化博物館編『弥生時代の集落』学生社) 2001。
- 2) 寺沢薰「大和弥生社会の展開とその特質」『櫛原考古学研究所論集』第四 1979。
- 3) 摂津東部の古曾部・芝谷道路、和泉の觀音寺山遺跡の他、近江の熊野本道路、播磨東部の表山遺跡が相当する。
- 4) 集落遺跡の動向からすれば、玉手山古墳群は中河内地域を背景に築造されたと考えざるを得ない。少なくとも古墳群の立地する南河内地域には造営母体は確認できない。他に、東部摂津地域では同じく物流拠点と考えられる高槻市郡家川西遺跡の背後に弁天山古墳群が存在する。
- 5) ここに言う遺跡群と後述する東海地域で言わわれている遺跡群とは視点が異なる点を明記しておきたい。例えば、八王子遺跡は板原遺跡群に属するよう、東海で言わわれている遺跡群とは時期の異なる遺跡が移動を繰り返す「エリア」などの意味であり、一時期に限定すれば遺跡面積は狭い。一方、中河内では言う遺跡群とはそのエリアの中にいくつかの自然堤防と微低地を含みながらも一時期に形成された集住状況を指している。同程度の集住は、西日本では奈良県難郷遺跡、岡山県足守川流域、福岡県比恵、那珂遺跡群に認められる。
- 6) 「伝統的第V様式」にとどまった閉鎖的な地域にも居館は成立している。すなわち、現状で府下で唯一の居館、南河内地域の八王子遺跡である。石川流域の左岸、羽曳野丘陵の東斜面に張り出した扇状地末端の微高地に立地する。庄内期後半の方形環濠を伴う居館で、内部に数段階にわたる掘立柱建物群の展開が確認されている。方形環濠は50m×50m程度で、面積は250 m²程度と小型に属する。また、この居館は一般集落あるいは首長家族の居住域に立地しており、他から隔離された状況を示さない。他地域系土器のありかたは特徴的で、I点の大和型庄内壇と若干の他地域系以外は、一定量の生駒西罫胎土の中河内型庄内壇が出土している。石川流域の遺跡に他地域系が一定量入る遺跡は確認できず、このような在り方は本遺跡のみで、中河内とのつながりが看取できる。以上の状況から、閉鎖的な石川流域では高ランクでも、目視的には小地域首長程度の居館と理解したい。私自身は、当時の物流の拠点を占めること、その経路上に立地することも居館のランクを判断しうる一つの要素と考えております。八王子遺跡例もそのような観点での検討は必要と考えています。なお、尺度遺跡については、三宮昌弘他「尺度遺跡」(日) 大阪府文化財調査研究センター 1999による。
- 7) 山田隆一「大阪府下出土の東海系土器とその特質」『庄内式土器研究』III 庄内式土器研究会 1992。
- 8) 赤塚次郎「東海」「ムラと地域社会の変貌」埋蔵文化財研究会 1995。
- 9) 檜崎会の席上、赤塚次郎氏、石黒立人氏、樋上昇氏より教示を得た。また、石黒氏からは、単発の集落は100m²を越えることはなく、非常に小規模であるとの教示も得た。
- 10) その回答については、籽米の調査成果にゆだねたいが、赤塚氏からは津島市域がキーポイントになるとの教示を得た。この地域は旧地形を復元すれば、木曾川の河口で海岸線付近に立地したことになり、港湾的功能を有した事が十分に推定できるからである。しかし、津島市域の道路群の一つである寺野遺跡では、他地域の土器は確認できないことも事実である(赤塚次郎他「寺野遺跡の出土遺物について」『考古学フォーラム』2 愛知考古学講話会 1991)。
- 11) 宮崎幹也「黒田遺跡3」近江町教育委員会 1994。
- 12) 横田文雄「能登川町埋蔵文化財調査報告書第10集 斗西遺跡」能登川町教育委員会 1988、同「同第11集 斗西遺跡」同 1993、同「同第12集 斗西遺跡」同 1993。

- 13) 岩崎茂「下長遺跡発掘調査報告書 VIII」守山市教育委員会 2001。
- 14) 他積裕昌「東海系土器のなかの伊勢の土器」『第9回 春日井シンポジウム 2001年』春日井市他 2001。
- 15) 伊藤裕偉・川崎志乃「船坂 第1次調査」三重県埋蔵文化財センター 1998、同『船坂 III』三重県埋蔵文化財センター 2001。資料の実見に際しては川崎氏・伊藤氏・船越重伸氏のお世話になった。なお、今回は既報資料であるため雲出島貢遺跡をあつかったが、雲出川流域の中村は、娘野町片部・貝蔵遺跡であり、その概要が報告されている。(柏氣清草「伊勢に於ける土器交流拠点」『庄内式土器研究』XX 庄内式土器研究 1999.)
- 16) 川崎志乃「古墳時代前期の雲出島貢遺跡」『船坂 III』三重県埋蔵文化財センター 2001。
- 17) 雲出島貢遺跡での北陸系は少ながい、雲出川流域の片部・貝蔵遺跡、および西三河地域の吉井遺跡群の所在する矢作川流域には一定量の北陸系が入る遺跡が確認できるようである。(原田幹「東海出土の北陸系土器」『考古学フォーラム』10 1998)。
- 18) 伊藤裕偉(『齋宮歴史博物館』)の教示による。なお、布留型の少なさは濃尾平野も同じである。早野浩二氏によると、平成8年段階で7遺跡 11個体である。(早野浩二「濃尾平野における布留型甕について」『年報 平成7年度』(財) 愛知県埋蔵文化財センター 1996)。
- 19) S字甕胎土研究会「S字甕の混和材を考える」『考古学フォーラム』9 1997。
- 20) 註16において、川崎氏は、田口一郎氏が指摘した北関東に至る太平洋岸沿いの「津」の存在を追認している。
- 21) 秋山浩三他「近畿における古備型甕の分布とその評価」『古代吉備』第22集 2000。



大阪府教育委員会 山田隆一
ryuichi yamada

L字状石柱について

1 | はじめに

「L字状石柱」とは、赤色顔料、殊に辰砂から朱への粉末化、精製に関わったと考えられる遺物で、側面観がL字を呈することから呼称される。現状で30遺跡、38点の資料が確認できる。ただし第1表からも判るように、地域的に大きな偏りがあり、総括するには時期尚早の感がある。よって本稿では、L字状石柱の類例を提示し、そこから抽出できる特徴を思いつくままに列記するに止め、今後の研究の基礎としたい。

2 | 時期

一部に弥生時代中期後半に遡る可能性があるものの、確実には弥生時代後期初頭に出現し、古墳時代前期の間に確認できる。初期の弥生時代後期初頭例としては、大阪府觀音寺山例、同 古曾部・芝谷例があり、他に時期の確定ができないものの大阪府池上・曾根例、滋賀県熊野本例、兵庫県溝之口例もその可能性を考慮しておきたい。現状では近畿地方で出現し、庄内期～布留初頭期の集落展開の中で分布域を拡大しつつ最盛期をむかえ、その後に激減、消滅する。所轄時期の明確化は、今後の重要な課題の一つである。

3 | 形態

弥生時代後期初頭から前半にかけては大型品が多く、後期終末から庄内期にかけて片手にすっぽり入るような小型品が増加する。ただし、これは全体的な傾向であって、現状で個々の資料の形態によって時期、あるいは地域性が判明するわけではない。例えば、布留前期に併行する亀川上層式においても加茂A遺跡では明確な大型品(12-1)を造っており、弥生時代後期初頭の大型品と区別できない。

出現の当初から大型品と、小型品がある。古曾部・芝谷遺跡と加茂A遺跡で両者が出土しており、使いわけた可能性がある。なお例外として、大福例は明確にL字状石柱を意識した稿打成形が認められるが、非常に小型で異質な資料である。

非常に丁寧な敲打によってL字形に成形したものと、当初からL字形に近い自然礫でほとんど手をいれないものがある。弥生時代後期初頭～前半の出現段階では前者が多く、厚く重量感のあるものが一般的である。朱の原石である辰砂をすり潰すのであれば、極めて実用的な道具である。なお、地域性とは断言できないが、滋賀県出土例、およびより東方地域にL字形に近い自然礫を素材にしたものが多いことは確かである。



4 | その他

出土遺構としては、弥生後期初頭の高地性集落である觀音寺山遺跡、古曾部・芝谷遺跡、熊野本遺跡があり、古墳時代初頭では比恵・那珂遺跡、加茂 A・B 遺跡、溝呬遺跡がある。L 字状石杵は、これら各時代の物流拠点の性格を有する集落から周辺地域に伝えられた情報の一つとして理解しておきたい。八王子例については、後者のネットワークの中で考えておきたい。

出土遺構としては、堅穴住居が最も多く、16 例である。堅穴住居出土例の場合、出土状況から特異性、祭祀性を示す状況はなく、むしろ特別な扱いは確認できない。また、住居跡の規模等から、その住居が集落内でより優位であったり、あるいは特殊な役割を担ったことを示す例もない。朱の祭祀性は否定しないとしても、L 字状石杵それ自体に祭祀性は示さない¹⁾。

対応する石皿はほとんどの場合、出土しない²⁾。

出土遺構が堅穴住居である場合が多く、しかも加茂 A 遺跡 a ~ c、加茂 B 遺跡、觀音寺山遺跡 a、b 例等は使用による摩滅が著しいにも関わらず、共伴しないことが一般的である。同一遺構内でセットとして出土したのは、会津大塚山古墳南棺々内からのみで、それ以前とは全く性格を異にしている。

弥生時代後期後半以降、庄内期から布留初頭期にかけて、墳墓祭祀で赤色顔料付着の石杵の出土する場合はあるが、扁平な円形や棒状であり L 字状石杵ではない。L 字状石杵は、実用具であり、祭祀具とは区別されたと考えたい。古墳時代前期以降の墳墓関連で確実な例は、会津大塚山古墳例が唯一³⁾である。ここでは、石皿と L 字状石杵、丹塊がセットで出土している。これは、前期古墳の葬送儀礼において棒状石杵や石皿が使用されるようになるのに対応したものと考えられる。つまり、前方後円墳の葬送儀礼に L 字状以外の石杵が使用された段階における、一種の周辺地域の状況と理解しておきたい。

【註記】

- 1) 八王子遺跡の場合も、祭祀の場である井泉遺構で朱彩土器の出土はあっても、L 字状石杵は祭祀場からは全く離れた堅穴住居の近傍から出土しており、それを示していると考えたい。
- 2) 三重県の鶴見時代の朱面埴遺物と同じ状況で、石皿はほとんど出土しないということである。川崎志乃氏（三重県埋蔵文化財センター）より教示を得た。
- 3) 滋賀県五村遺跡では、円形溝墓供獻土器外面に水銀朱が塗布されているものがあること、出土遺構である溝 6 を葬送儀礼における供獻土器等の廢棄溝と理解して、L 字状石杵と葬送儀礼を結びつけて考える（佐々木勝「五村遺跡出土の石杵について」『五村遺跡』奈良大学文学部考古学研究室 1997）。しかし、筆者は他遺跡の状況から、断言し難いと考えている。

第1表 L字状石杵一覧表

番号	遺跡名	所在地	遺構	時期	備考	文献
1	根曾2号墳	長崎県下県郡美津島町子ソ	後円部上採集	不明	剥離著しい。大型品。	1
2	比恵1号墳	福岡県福岡市博多区博多駅南	周溝上層	不明	朱付着。	2
3	那珂遺跡1・3次	福岡県福岡市博多区那珂	住居跡	古墳初頭～前半	朱付着。大型品。	3
4	小田茶臼塚古墳	福岡県甘木市小田	古墳の近く	不明	朱付着。大型品。	4
5-1	大井遺跡-a	福岡県浮羽郡田主丸町	採集	不明	朱付着。	5
5-2	同 -b	同	採集	不明	朱付着。	5
6	犬竹遺跡	福岡県朝倉郡三輪町	12号住居	5世紀代	朱付着。内面朱付着土器伴出。	6
7	藤の尾塚添遺跡	福岡県山門郡瀬高町	13号住居	弥生後期後半	朱付着。内面朱付着土器伴出。	7
8	下稗田遺跡	福岡県行橋市下稗田	55号住居跡	弥生後期中頃	赤色顔料付着。	8
9	郷ヶ原遺跡	福岡県糸島郡大平村	2号溝状遺構	弥生後期終末	朱付着。	9
10	伊予小学校保管資料 愛媛県伊予市上野付近?		採集	不明	赤色顔料付着?	10
11	福音小学校横に遺跡	愛媛県松山市福音寺町	竪穴住居	不明	朱付着。	11
12-1	加茂A遺跡-a	岡山県岡山市加茂	竪穴住居21	龜川上層式	朱付着。棒状石杵伴出。大型品。	12
12-2	同 -b	同	竪穴住居26	下田所式	朱付着。小型品。	12
12-3	同 -c	同	竪穴住居30	下田所式	ベンガラ付着。大型品。	12
13	加茂B遺跡	同	竪穴住居22	才の町II式	朱付着。小型品。	13
14	溝口遺跡	兵庫県加古川市溝之口	竪穴住居1の中央穴	弥生後期	使用痕なし。大型品。	14
15	伯母野山遺跡	兵庫県神戸市灘区篠原	採集	不明	赤色顔料付着。	15
16	池上・曾根遺跡	大阪府和泉市池上町		不明	使用痕あり。大型品。	16
17-1	般音寺山遺跡-a	大阪府和泉市般音寺町	N-5号住居跡	弥生後期初頭	朱・ベンガラの混合物付着。大型品。	17
17-2	同 -b	同	N-5号住居跡	弥生後期初頭	朱・ベンガラの混合物付着。大型品。	17
18	新庄遺跡	大阪府茨木市新庄村	竪穴住居S B20	弥生後期後半	使用痕あり。自然石の一部加工。	18
19-1	溝咲遺跡-a	大阪府茨木市学園町	7面土坑133	布留前半	隣接する土坑122から石皿出土。	19
19-2	同 -b	同	7面土坑98	布留	赤色顔料付着。L字状石杵の可能性。	19
20-1	古曾部・芝谷遺跡-a	大阪府高槻市古曾部町他	環濠K3	弥生後期初頭～前半		20
20-2	同 -b	同	住居S2	弥生後期初頭	大型品。	20
20-3	同 -c	同	芝谷地区包含層	弥生後期初頭～前半	大型品。	20
21	彼方遺跡	大阪府富田林市彼方	住居跡 L N26	弥生後期終末	赤色顔料付着。	21
22	池島・福万寺遺跡	大阪府東大阪市池島町	土坑101上面	庄内	朱付着。	22
23	大福遺跡1・3次	奈良県桜井市大福	弥生後期包含層	弥生後期	朱付着。超小型品。	23
24	酒寺遺跡	滋賀県守山市播磨田町	竪穴住居 S H6	弥生後期中頃	朱付着。朱塊(径約3cm)共伴。	24
25	鴨相荷山古墳周辺	滋賀県高島郡高島町鴨	表探	不明	朱付着。大型品。	25
26	五村遺跡	滋賀県東浅井郡大坂町五村	溝6下層	庄内前半	朱・ベンガラ付着。	26
27	熊野本遺跡	滋賀県高島郡新旭町熊野本	台状墓、竪穴住居の横	弥生後期	赤色顔料付着。中型品。	27
28-1	八王子遺跡-a	愛知県一宮市大和町刈安賀	竪穴住居の近く	廻間 I 式中頃	赤色顔料付着。	28
28-2	同 -b	同	竪穴住居の近く	廻間 I 式中頃	赤色顔料付着。	28
29	郷中遺跡	愛知県豊川市三谷原町	D-5 SD6付近	不明	使用痕なし。	29
30	会津大塚山古墳	福島県会津若松市	南館々内	古墳前期中頃	台石、丹塊伴出。	30

・化学分析によって、赤色顔料の種類が判明している資料については、備考欄に記載した。「赤色顔料付着」としたものは種類の不明なものであり、記載のないものは赤色顔料が付着しない、あるいは残存しない資料である。

・第1表の番号は、図1・2の番号と一致する。

- 参考文献**
- 1 : 未報告。
 - 2 : 横山邦継『比恵遺跡・遺物編』福岡市教育委員会 1986。
 - 3 : 田崎博之他『那珂2』福岡市教育委員会 1990。
 - 4 : 柳田康雄『小田茶臼塚古墳』廿木市教育委員会 1979。
 - 5 : 柳田康雄『田中幸夫奇贈品目録』九州歴史資料館 1982。
 - 6 : 石山歎『犬竹遺跡』三輪町教育委員会 1985。
 - 7 : 田中康信『藤の尾垣添遺跡の調査 II』瀬高町教育委員会 1989。
 - 8 : 末永弥義他『下柳田遺跡』行橋市教育委員会 1985。
 - 9 : 飛野博文『郷ヶ原遺跡』福岡県教育委員会 1998。
 - 10 : 山之内志郎『愛媛県伊予市立伊予小学校保管の石杵』『遺跡』第37号 遺跡発行会 1999。
 - 11 : 未報告。山之内志郎『愛媛県伊予市立伊予小学校保管の石杵』『遺跡』第37号 遺跡発行会 1999。
 - 12 : 岡山県古代吉備文化財センター『足守川河川改修工事に伴う発掘調査』岡山県文化財保護協会 1995。
 - 13 : 岡山県古代吉備文化財センター『足守川河川改修工事に伴う発掘調査』岡山県文化財保護協会 1995。
 - 14 : 岡本一士『満之口遺跡発掘調査報告書 I』加古川市教育委員会 1992。
 - 15 : 若林泰他『伯母野山弥生遺跡』神戸市教育委員会 1963。
 - 16 : 未報告。佐賀県立博物館他『弥生都市はあったか－拠点環濠集落の実像－』2001。
 - 17 : 菅曾太郎他『大阪府和泉市親音寺山遺跡発掘調査報告書』同志社大学歴史資料館 1999。
 - 18 : 松岡良憲『新庄遺跡』大阪府教育委員会 1996。
 - 19 : 合田幸美他『満咲遺跡（その1・2）』大阪府文化財調査研究センター 2000。
 - 20 : 宮崎康雄『古曾部・芝谷遺跡』高槻市教育委員会 1996。
 - 21 : 未報告。
 - 22 : 亀井 啓『池島・福万寺遺跡発掘調査概要 XXVIII』大阪府文化財調査研究センター 2002。
 - 23 : 橋本岬彦他『大福遺跡第13次調査の特殊遺物』『みずほ』第27 大和弥生文化の会 1998。
 - 24 : 伴野幸一『寺西遺跡現地説明会資料』守山市教育委員会 1993。
 - 25 : 白井順子『石杵の新資料』『滋賀考古学論叢 第4集』滋賀考古学論叢刊行会 1988。
 - 26 : 泽良大学文学部考古学研究室、滋賀県虎姫町教育委員会『五村遺跡』1997。
 - 27 : 未報告。
 - 28 : 今回報告。
 - 29 : 前田清彦他『郷中・雨谷』農川市教育委員会 1989。
 - 30 : 会津若松史出版委員会編『会津大塚山古墳』『会津若松史』別巻I 会津若松市 1964。

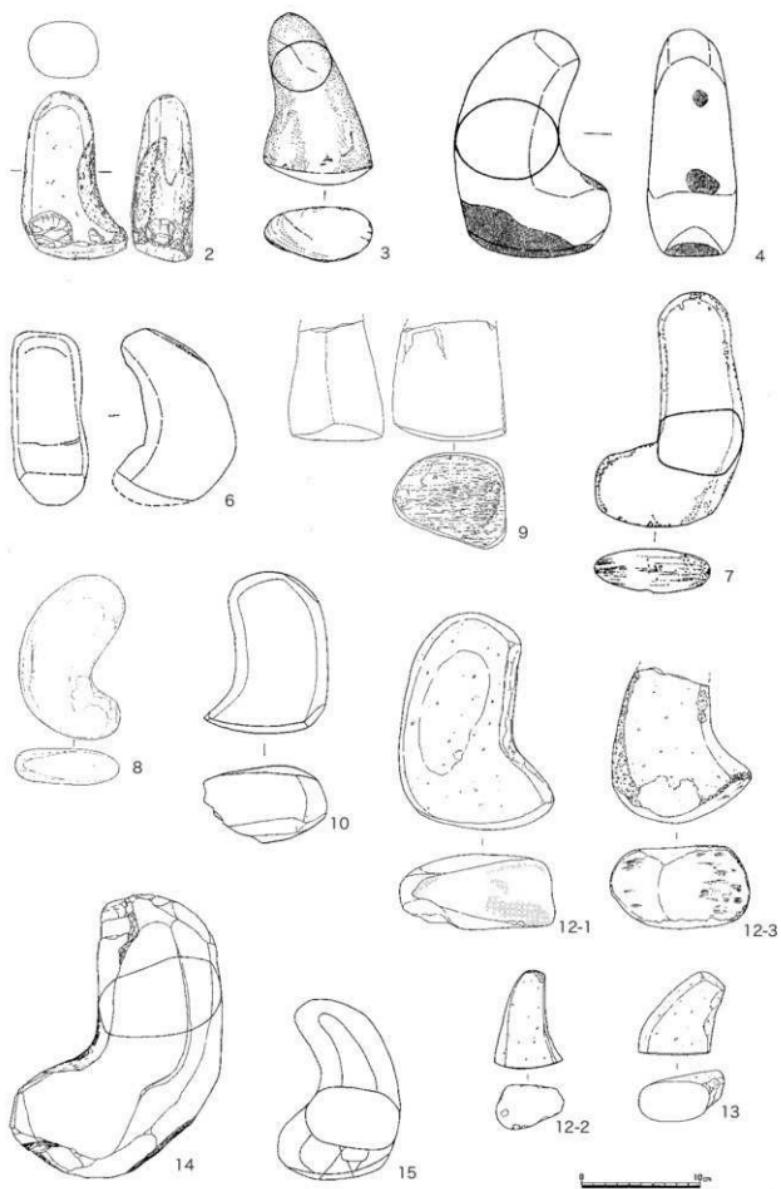


図1 L字状石杵(1)

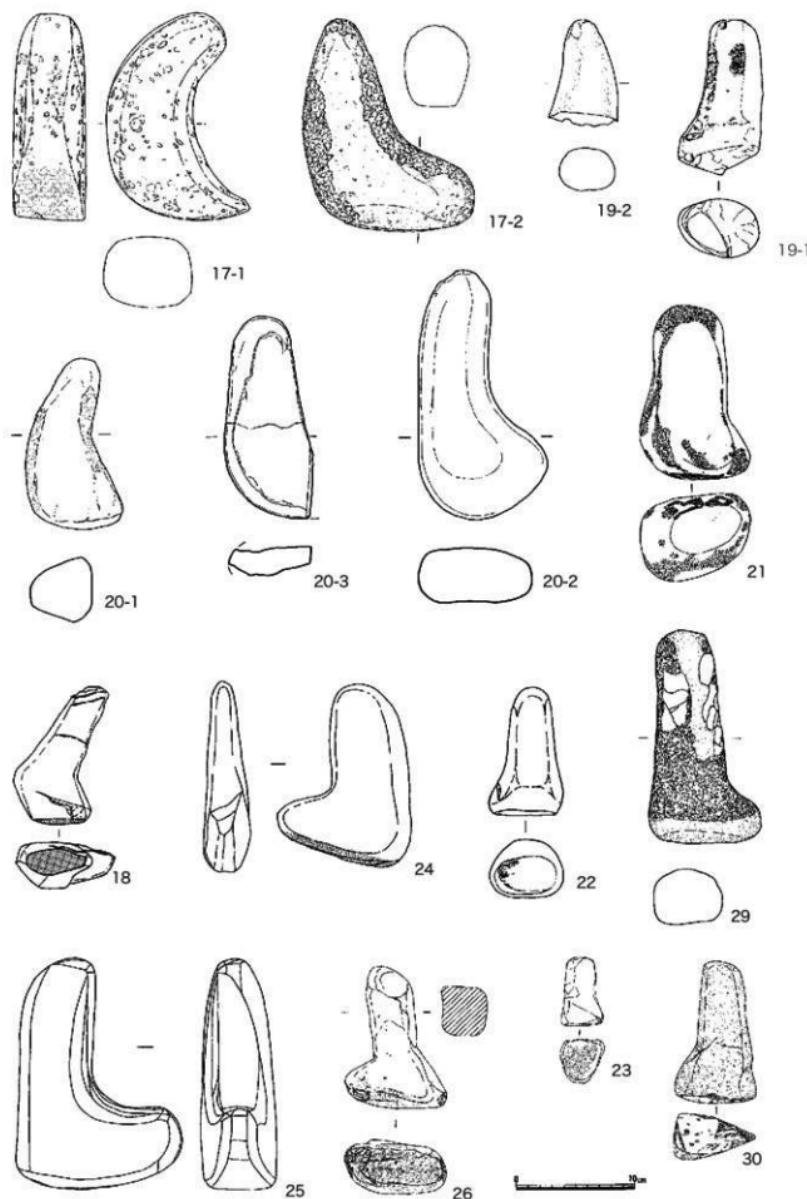
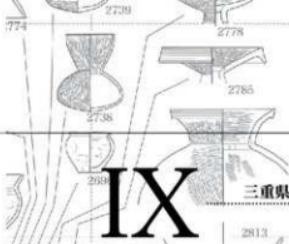


图 2 L 字状石杵(2)



三重県埋蔵文化財センター 穂積裕昌
hiromasa hodumi

井泉と大形建物

～八王子遺跡にみる井泉祭祀～

1 | はじめに

筆者は、かつて三重県上野市に所在する城之越遺跡や、同じく三重県津市に所在する六大A遺跡の発掘調査に関わり、古墳時代の首長によって執行されたとみられる大規模な水辺の祭祀遺跡について関心を有してきた。これら遺跡では、大溝に繋がる井泉が、祭祀対象として神聖視したり、あるいは祭祀に際しての重要な舞台装置のひとつとして重要視されている。筆者は、こうした井泉に関わって行われた祭祀事例を湧水点祭祀として位置づけ¹⁾、他府県の調査事例とも比較検討して、その諸相や意義について言及してきた。

愛知県埋蔵文化財センターによって調査された八王子遺跡でも、遺物の出土状況などから祭祀に関わったと推定される大規模な大溝と井泉が発掘され、筆者もその調査の様子を見学させて頂くことができた。さらに今回、八王子遺跡検討会へ参加させて頂く機会を得て八王子遺跡の祭祀の位置づけについて自分なりに検討するとともに、改めて井泉における祭祀事例の再検討を行った。

その結果、大規模な湧水点祭祀を実修している遺跡の多くで井泉の近傍に特徴的な大形建物が存在していることが明らかとなり、井泉と大形建物がセットで存在したのではないかという見通しを得ることができた。

以下では、八王子遺跡を含む当該事例の検討を行うとともに、その意義を探っていきたい。

2 | 検討する遺構とその位置関係の把握

まず、八王子遺跡の調査によって確認された数々の調査成果のなかでも、古墳時代初頭（廻間I式初頭段階）の遺構のうち、特に北側に所在する一群、すなわち二重の方形区画とその内側に所在する大形掘立柱建物、それに大溝とそこに付設された井泉について考察を加える。

井泉だけなく方形区画および大形建物も考察の対象に加えた理由は、「はじめに」でも述べたように、遺構群の位置関係や個々の主軸などからこれらが有機的な関連をもつセットの遺構群として捉えられることと、他の遺跡でも同様の関連が認められることによる。

八王子遺跡の場合、これら遺構群は、調査区のほぼ中央を東西に横断する旧河道によって南側の集落域とは画され、生活臭の少ない特殊な空間と認識されている。このうち、井泉が付設された大溝（NR01）は、旧河道の北岸に重複して掘削された人工の大溝で、旧河道によって低湿地化した部分を利用したものとして捉えられている。

以下、本文内容と重複する部分も出てくると思われるが、筆者の関心に沿って、考察対象とする遺構の特徴を再説しておく。

外周区画溝（一連の溝である SD13-01-07・15・45・46・09 で構成される方形区画）

大形建物を囲んで二重に存在する方形区画のうち、外側に存在する東西 40m（推定）、南北約 80m の長方形区画溝で、溝は真北に対して約 20° 全



体に西側に振れている。北東側から延びる溝 SD13・01・22・45・46・09と、西側から延びる溝 SD07・15が交差するかたちで形成される。区画の東半部が未調査のため状況は不明であるが、95Aa 区・96K 区から 95Ab 区を経て 96J 区に至る西側溝は、95Ba 区に続かず、南側が開いていることが確認されている。

この部分は、ちょうど大形建物西側柱列の南側への延長線上の部分で途切れる状況が見て取ることができ、このさらに南側へ一直線状に延長した部分に井泉が存在する。なお、大形建物西南隅柱穴から井泉までの距離は、ほぼ 60m を測る。

内周区画溝（同一溝と推定される SD22・33・37 で構成される方形区画）

大形建物の区画溝のうち、内側に存在する東西 25~30m（推定）、南北約 55m の区画溝で、外周区画溝と方位を同じくしている。区画の東半分が未調査のため不明であるが、西半部分についてはほぼ全周するようである。外周区画に比べて幅が細い。

大形建物（SB10）

内外二重の方形区画のほぼ中央に所在する大型の掘立柱建物である。トレンチの制約上、建物のほとんどが東北側の未調査部へ延びるが、建物の南西隅に相当する 4 個の柱穴が確認されている。いずれも長径 1m 以上の大型の掘形をもち、うち 3 個の柱穴で柱痕跡が確認されている。この柱痕跡から復元される建物方位は、仮に東西棟とした場合、N6° E で、方形区画とは主軸が異なったものになっている。

なお、SB10 の西側柱列を南へ延長すると、外周区画溝の南側途切れ部分と重なり、さらに延長すると井泉に至る。

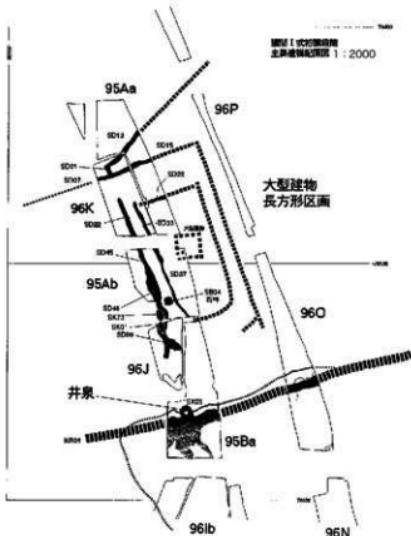
大溝（NRO1）と井泉（SX05）

旧河道の北肩部に重複して掘削された幅 6m 内外、深さ約 50cm の大溝と、その大溝の北側法尻に付設された長径 5m × 短径 4m の井泉である。井泉が北側に設けられた理由は、当地域の地下水が北側に所在する木曽川からの伏流水であるため、

東西に大溝を掘削するとその湧き水の湧き出入口が北側に相当していたためであろう。

井泉 SX05 は、大溝の流心側となる南側に大形槽の転用を含む板系の材を立てかけて杭で止め、枠板材としていた。井泉枠板の前面となる大溝から、ミニチュア系の小型精製土器が多数出土していることから、井泉 SX05 に対しての祭祀行為の存在が推定されている。

大溝内の小形土器の集中は、大溝の上流側（東側）の 96O 区でも確認されている。この部分も、井泉 SX05 が所在する大溝部分と同様、大溝の北側肩部が膨らんだ形状をしており、調査区の制約上詳細は不明ながら、トレンチ西側の調査区外にもう 1 基井泉が存在した可能性がある。



第 1 図 八王子遺跡の長方形区画・大型建物・井泉
(1 : 2000)



3 大形建物 SB10 の建物形式の推定

大形建物の柱穴は、東南隅の4個しか確認されていないため不確定要素が大きいが、柱痕が明瞭であるなど有利な点がないわけではない。ここから推定される建物形式を検討しておきたい。

確認された4個の柱穴のうち、L字状の外周側の3個を側柱柱穴、北東隅の1個を入側柱柱穴とした場合、側柱柱穴は3個とも柱痕が確認されているのに対し、ちょうどトレンチ際で検出された入側柱は柱痕が調査区内に存在せず、調査区外に存在しているものと思われる。未調査部分が大きいため推定の域を出ないが、北側の95Aa区には建物が伸びていないためSB10は東西棟建物である可能性が高く、その場合、桁行の柱間が短い。また、入側柱の柱痕が調査区外に存在したとすると、柱穴の大きさは側柱柱穴と同等か、若干大きくなる可能性が高い。古墳時代初頭という所屬時期と以上にあげた諸点を勘案すると、大形建物の建物形式は、以下の4形式のいずれかの可能性がある。

a案 屋内棟持柱式の掘立柱建物（「入側柱」とした柱穴を屋内棟持柱用の柱穴と考える。独立棟持柱式とする場合は、調査区内にそれに相当す

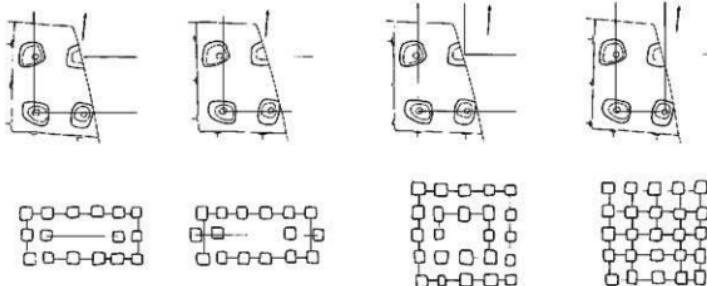
るもののが確認されていないため、もう1間分北側の調査区外にこれを想定することになるが、その場合、南側1間分を庇などと考えなければならずこの時期としては可能性に乏しい）

b案 近接棟持柱式掘立柱建物（柱筋の復元ラインをやや変え、建物全体をより東西主軸に近く復元することによって、調査区北西隅柱穴を近接棟持柱と考える）

c案 いわゆる四面庇付掘立柱建物（側柱列を庇に復元するかどうかは議論の余地があるが、近年各地で調査例が増えしてきた四面に側柱列を配して内側に入側柱列をもつタイプと考える）

d案 総柱建物

確認柱穴数が少ないため、現時点では上述の4案のいずれも可能性があるものと考えるが、素直に筋筋を復元すると、ほほ無理なく直角方向で柱痕が心々が乗ってくるので、b案になる可能性は低い。a案も、弥生時代中期後葉のこのタイプが確認されている大阪府和泉市池上曾根遺跡²⁾では、屋内棟持柱の柱穴が側柱列よりもかなり小さいことから、側柱と同等もしくはそれ以上と推定される本例にはそぐわない。残るはc案とd案であるが、律令期以前の総柱建物は総じて側柱列の柱穴が大きい傾向にあり、入側柱柱穴が同等もしくは大きくなる構造は、四面庇付掘立柱建物により



a案：屋内棟持柱式掘立柱建物

b案：近接棟持柱式掘立柱建物

c案：「四面庇付」掘立柱建物

d案：総柱建物

第2図 八王子遺跡大型建物の建物形式の復元（桁の長さは不明）



相応しい。このように、非常に乏しい根拠ではあるが、八王子遺跡の大形建物は、いわゆる四面庇タイプの掘立柱建物であった可能性を指摘することができる。このことは、基本的に調査関係者が想定している建物形式と同じである。

4 | 八王子遺跡の井泉祭祀とその特質

では次に、八王子遺跡で確認された井泉について、その構造や出土遺物の特徴をみておこう。

八王子遺跡の井泉は、大溝の源流部ではなく、大溝内の流路脇に付設され、枠材によって大溝の流れと隔てるとともに、井泉内に一定の湧水が溜水する構造をとることに特徴がある。ここでは、同構造の井泉を「流路脇付設型」と仮称しよう（源流部を構成するものは「源流型」）。

井泉からは梯子も出土しており、梯子を伝って上部から湧水を得るために下りてていた可能性もある。こうした例は、六大A遺跡の井泉にも認められており、大溝を流れる水ではなく、あえて新たに設けた井泉の水を得ようとした何らかの要因が存在したように見受けられる。

井泉の枠材の内側には、明らかに井泉に対して掛けられたと思われるような遺物は出土していないが、井泉枠材のすぐ外側からは大量の未使用状態のミニチュア系小型精製土器が出土している。これは、井泉のすぐ外側から出土したという位置関係から、井泉に対して奉斎された物品類であったと思われる。このような小型精製土器のみを選んで井泉の祭祀に供したと推定される例は井泉祭祀では他に例がなく、八王子遺跡の井泉祭祀のひとつ個性といふことができるだろう。

5 | 八王子遺跡井泉祭祀の史的意味

八王子遺跡の井泉とその祭祀は、大溝内の流路脇に付設した井泉を用いたものであったが、同様

の存在形態をとる例は他遺跡にも存在している。これら他例と比較することによって、八王子遺跡で行われた井泉祭祀に期待されたより具体的な役割を検討してみたい。

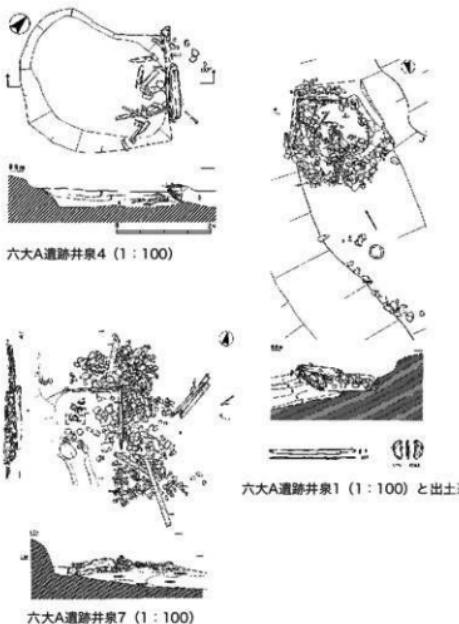
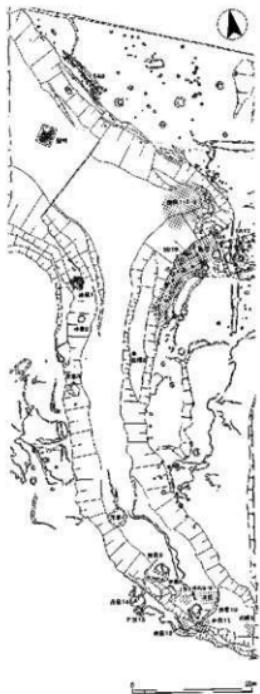
八王子遺跡の井泉と同構造の井泉は、古墳時代の例では三重県津市六大A遺跡の井泉³¹、律令期に入るものでは島根県出雲市三田谷I遺跡の井泉³²などがある。

六大A遺跡では、弥生時代後期から律令期に至る13基もの井泉が連続と大溝に付設されていた（この他、中世の時期の井泉が1例）。板材を立てかけて枠材とする構造は八王子遺跡と同じで、直接井泉の前面に存在したものは少ないものの、井泉が付設された大溝からは多数の土器群が出土しており（体部穿孔や線刻絵画・記号・赤彩されたものなども多い）、八王子遺跡の井泉祭祀同様に井泉に対して奉斎行為が行われたことが推定できる。

このうち、古墳時代中期以降の石組井泉では、須恵器杯類や白玉等の滑石製模造品が井泉内に奉斎されていた例（井泉7）や、木製刀形と勾玉が出土する井泉（井泉1）があるなど祭祀色がより明瞭に捉えられる。

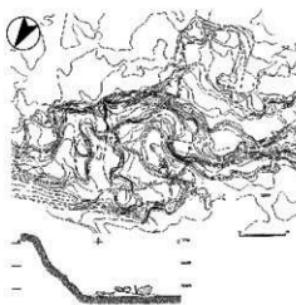
特に、大溝に付設された井泉1からの木製刀形と勾玉の出土は、記紀神話「天の安の河の誓約」段に記された「安の河」・「天の真名井」（井戸・井泉）・「劍」・「玉」といういわば4点セットと一定の構造上の共通点を有しており、井泉祭祀における「誓約」行為の存在を窺わせる内容であった³³。

三田谷I遺跡でも、井泉に繋がる大溝から、斎串とともに、「麻奈井」と墨書きされた須恵器が出土した。このうち、斎串の存在は井泉や大溝の祭祀色の強さを示すものであろうが、「麻奈井」（マナイ）は、いうまでもなく、誓約を立てるために、掘られたとされる井（日本書紀神代上第六段第二の一書）の名称でもある（ただし漢字表記は異なる）。「麻奈井」墨書きの存在は、これまで井泉祭祀のひとつとして想定してきた誓約儀礼存在の可能



六大A遺跡井泉1 (1:100) と出土遺物

六大A遺跡井泉7 (1:100)



三田谷I遺跡の井泉 (1:100)

第3図 流路脇付設型の井泉の実例



性を、具体的な遺物として示唆する極めて重要な発見と評価することができよう。

ただし、誓約それ自体は、厳密な意味での祭祀行為と同じではない。誓約を想定した場合の井泉の役割は、厳密にはそれを祭祀対象として神聖視していたというのではなく、いわば「カミ」の存在を前提とした祭祀に際して用いられた舞台装置のひとつとして存在したということがよう。

そういう意味では、井泉での祭祀行為には、土器や石製品、あるいは木製品を奉斎するなどして井泉 자체を神聖視して祭祀対象とした場合（八王子遺跡例はこちらに相当）と、別目的の祭祀ではあるが井泉を含む水辺を舞台として（おそらく井泉の湧水も用いて）祭祀を行った場合（六代A遺跡の井泉の中でも井泉1はこちらに相当）の2者があつたものと想定される。そして、奉斎遺物の内容や、神話で語られた内容との共通性、それに井泉が存在する遺跡自体の内容などから、こうした井泉が首長に関わった祭祀（首長祭祀）に際して用いられたことが多かったものと推定される。

八王子遺跡の場合、未使用の小型精製土器の大量出土は、井泉自体を祭祀対象とした祭祀行為の存在を示すとともに、梯子が湧水を得るために下りていくために使われたとすれば、そこで得る水の宗教的役割もまた大きかつたのであろう。この場合、湧水の根源たる大地、あるいはそれに続く地下への意識があるとすれば、いわゆる「地的宗儀」に相当する意識が井泉祭祀に存在した可能性が提起される^⑥。

6 井泉と大形建物のセット事例

以上のように、八王子遺跡の井泉とその祭祀を他の調査事例とも対比しつつ、検討してきた。しかし、最初でも述べたように、八王子遺跡の井泉は、外周方形区画の途切れ部分を含むかたちで大形建物西側柱列の南側延長部分に相当しており、これらはセットになった一連の遺構群である可能性が

高い。

井泉と大形建物のセット関係を想定できる遺跡は、八王子遺跡以外にもいくつか存在している。以下、実例を示そう。

大阪府和泉市池上曾根遺跡⁷⁾（弥生中期後半）

東西棟の大形建物Iと、その中央部の南側に存在する井戸Iがあるが、これと重複するかたちでさらに前身となる大形建物と井戸が確認されている。建物は、前身建物である大形建物Aが棟持柱式掘立柱建物、大形建物Iが近接棟持柱形式に近い棟持柱式掘立柱建物とされる。井戸Iはクスノキ製の刳り抜き式井戸で、これに繋がる排水用の溝が伴っていたらしい。建物は、最古の大形建物Aから最後の大形建物Iを含めて4回程度の立て替えが認められており、弥生時代中期後半の比較的長期にわたって同一地点で営まれた大形建物と井戸のセットができる。なお、重複のため判然としないが、西側と南側には建物に併行する小さな溝が認められており、区画施設が存在したらしい。

この大形建物と井戸については、「神殿とそれに伴う聖なる井戸」と捉える見方⁸⁾がある一方、共同作業用の建物と多目的の大形井戸としての実用面を重視した見方が提出されている⁹⁾。ただし、後者の説を探った場合でも、大形建物は南側に展開する小規模な掘立柱建物群の北端を画する遺構との評価がなされており、祭祀に関わるかどうかはともかく、何らかの意味で象徴的機能を有していた蓋然性は高い。

なおこの問題に関して、大形建物の周囲からは多量のコメとコメ初穂の炭化遺体¹⁰⁾や初穂型プラントオバール¹¹⁾が確認されており、この場所で脱穀等の穀物処理活動が存在した可能性が指摘される。このことは、細谷英氏によって、穀物の脱穀という日常活動への首長管理の介入（この場合の「首長管理」は、大形建物の存在などからその空間が首長によって管理された特別の空間とみなすことによる）と評価されている¹²⁾。これは、基本的に從うべき見解であるが、こうした方向性



とは別に、脱穀等の行為を行う空間に所在する大型建物の性格として、一定の科学分析的所見も踏まえて穀倉（稻倉）の可能性が具体的に考えられるようになったこと（これ自体は細谷氏も評価される）は、後に成立する神社建築のなかにも同じ棟持柱式という建物形式をとるものがあることと関連して、改めてその建物形式の歴史的性格の変遷を考えるうえで重要視されてよい¹²⁾。

三重県松阪市古墳通りB遺跡¹³⁾（古墳前期）

柳田川右岸の段丘上に立地する遺跡で、2間×2間の母屋の四周に庇を巡らした四面庇付掘立柱建物と、削り抜き井戸がある。井戸の位置は、建物北側柱列の東側へ15m 延長した位置にある。井戸底からは、投棄されたとみられる完形の古墳時代前期の土器が良好に出土している。報告書では豪族居館の一角と推定されているが、周囲に同時期の遺構はなく、独立性の高い施設群であった可能性が高い。建物は、3回の建て替えが想定されており、建物占地の固定化が認められる。南側は後世の古墳周溝のために削平されているが、建物が正方位を探ることは注目できる。ただし、「庇」とされる部分にはピットが多数あり（復元案はそのいくつかを選択抽出している）、見方によっては柵的なものであったのかもしれない。

群馬県新田町中溝・深町遺跡¹⁴⁾（古墳前期）

南北棟の四面庇付掘立柱建物の西側6mに、南北に並ぶ2基の石組井泉（報告書では集石土坑）が存在する。井泉の石組みは方形を呈しており、この向きと建物方位が一致する。さらに、南側の井泉は、建物の中央軸線の延長線上とそのセンターを一致させている。2基の井泉からは、ともに排水用と考えられる細い溝が西側（大型建物の反対側）へ延びており、一定程度溜めた水以外は外へ排出していたことがわかる。なお、大型建物の南側約50mに溝による方形区画が存在し、内部に2棟の掘立柱建物が存在するが、周囲に同時期の目立った遺構は存在しない。

三重県上野市城之越遺跡¹⁵⁾（古墳前期～中期）

木津川右岸の丘陵端部に位置する遺跡で、源流

となる3か所の井泉（うち2か所が石組み）から流れ出た水が貼石溝を通り、要所に突出部や立石を配した大溝祭祀遺構と、4棟もの大型の四面庇付掘立柱建物が確認されている。大溝祭祀遺構は貼石溝で囲まれた10m×15mの楕円形部分が祭祀行為の中心と推定される。大型建物は、東西に並ぶ2棟を1単位として2か所に存在するが、このうちの1単位の西側建物の中心主軸を西側へ100m 延長すると、石組み井泉2基の間にすり抜けて大溝祭祀遺構の中心と思われる広場中央に至る。

三重県津市六大A遺跡（弥生後期～律令期）

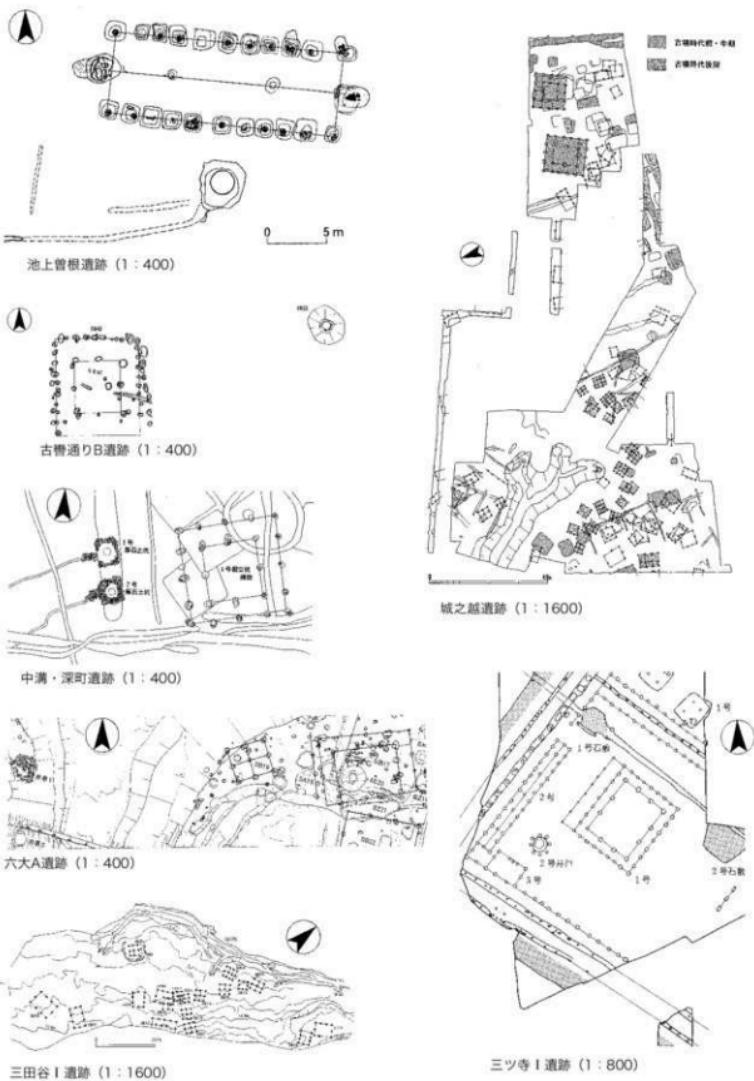
左岸域に弥生後期～律令期の井泉が13基付設された幅30mの大溝の対岸の右岸に、四面庇ではないものの、庇付の正方形に近いプランの掘立柱建物が存在する。建物の時期は、柱穴の出土遺物などから古墳時代中期の所産と推定され、井泉とセットとした場合、ちょうど大溝を挟んで対岸に存在する石組みの井泉1（前述の誓約関連かと推定した井泉）に対応する可能性がある。

群馬県群馬町三ツ寺I遺跡¹⁶⁾（古墳中期）

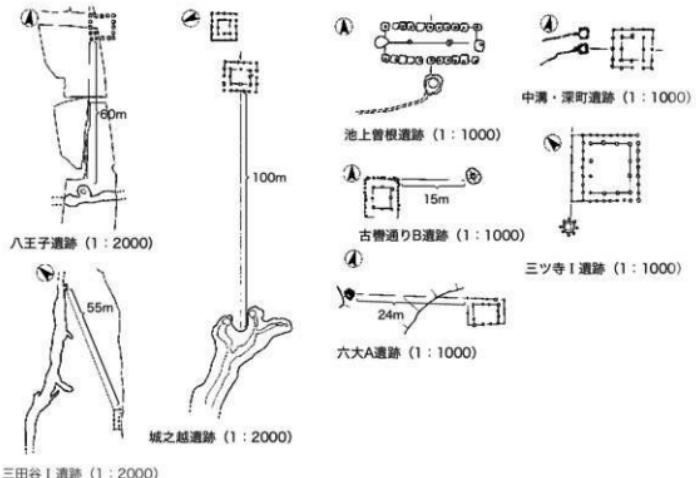
首長居館として著名な三ツ寺I遺跡では、祭祀場とされる石敷の導水施設とは別に、主屋と想定されている大形の四面庇付掘立柱建物（ただし、この建物は厳密には東日本に多い上屋・下屋構造とされる）のすぐ南西側に覆屋を伴う大型井戸が存在している。この大形建物と井戸は、周囲を柵で区画されており、両者の密接な関係が窺える。なお、大形建物は建て替えが認められており、井戸の覆屋も2回の建て替えが想定されている。

島根県出雲市三田谷I遺跡（奈良時代）

建物のいずれかの軸線と一致するなどといった大型建物と井泉に際立った相関関係はないが、一応同集落内に四面庇タイプの掘立柱建物と、大溝に付設された井泉がセットで存在している。前述のように、井泉が付設された大溝からは、斎車や「麻奈井」墨書の須恵器をはじめとする土器類が多数出土している。



第4図 井泉と大型建物のセット事例



第5図 井泉と大型建物の位置関係模式図

7 | 井泉に伴う大形建物の特質

八王子遺跡を含む各地の例から、湧水点祭祀に関わる井泉と大形建物がセットを構成していることが明らかになったと思う。

そこで採用されている建物形式は、全体的な造構の存在形態などから生活上の実用的機能の可能性も想定されている池上曾根遺跡例が棟持柱式掘立柱建物であることを除けば、いずれもいわゆる四面庇付掘立柱建物もしくはそれに類似したより正方形プランに近い建物形式を探るという共通性を見て取ることができる。

このことは、井泉祭祀にはこのタイプの大形建物がセットとして存在するというひとつの共有観念、あるいは祭式といったものが地域を越えて存在していた可能性を示唆している。

この場合、井泉と大形建物とのセット事例は、遺跡がより上位の首長層に関連すると推定される

場合にみられることが多く、こうしたセット事例が首長祭祀など大規模な祭祀に限られていた可能性を示している。首長居館に取り込まれた形態を示す三ツ寺I遺跡の事例は、このことを端的に物語るものであろう。そして、大形建物を伴わない井泉祭祀の事例も存在することから、井泉祭祀（湧水点祭祀）には、祭祀の重層構造の存在、あるいは建物使用の有無による祭式の差異といったものも認めることができよう。

なお、井泉祭祀とともに、首長に関わる水辺の祭祀の一形態として考えられているいわゆる「導水施設型」の祭祀場では、すぐ近傍に大形建物がセットで存在している事例は今のところ確認されていない。奈良県御所市南郷遺跡群には、導水施設のある南郷大東遺跡³⁰⁾と、大形四面庇付掘立柱建物がある南郷安田遺跡³¹⁾が存在しているが、両者は約200mほど離れており、現時点では有機的関連を認めるのに躊躇する。

井泉での祭祀行為の存在を是認するとすれば、



これに伴う存在形態を示す大形建物も、広い意味で井泉での何らかの儀礼に関連して建てられたと考えることが自然であろう。

8 大形建物の祭祀的機能とその評価

大形建物の機能を考える場合、いわゆる神殿論とも関わって、「カミ」観念の列島での一般的成立をどの時期に認めるのかが問題となる。広瀬和雄氏は、池上曾根遺跡の大形建物を神殿とみて弥生中期段階での「カミ」の人格神の成立を認める²⁰¹が、前述のように池上曾根遺跡に関してはこれを祭祀的意義よりも実用的意味で解釈する別意見が提出されており²⁰²、評価が分かれれる。

筆者は、いわゆる降臨タイプの「カミ」観念の成立は、天や空といったものを持ったことが遺構の存在形態のうえからも明瞭となるとの軸を一つにするものと想定しており、磐座の成立がひとつ目の目安になるとを考えている²⁰³。そういう意味で、これを具体的に示す遺跡や遺構として、沖ノ島での天を意識した岩上祭祀²⁰⁴や奈良県桜井市の中輪山における山を意識した祭祀²⁰⁵（大神神社の前身となるいわゆる三輪山祭祀）の開始、先に検討した遺跡では城之越遺跡にみられる磐座的な立石の存在などがあげられよう。

つまり、井泉と大形建物とのセット事例は、筆者の理解では、いわゆるカミ観念の成立以前から存在することになる。そういう意味で、弥生段階の人格神的カミの存在を前提としての大形建物を神殿と考える意見には与しない。しかしながら、文献や神社建築などから提起されてきた神社の起源を巡る一定の理解²⁰⁶、あるいは故大場和雄氏が調査されてきた祭祀遺跡についての理解²⁰⁷も、昨今の考古資料が提起する祭祀遺跡の実態とやや齟齬を来しつつあるのが現状であろう。

例えば、池上曾根遺跡の大形建物の祭祀的性格を否定する岡田精司氏は、神社の初現の形態として庭上祭祀を行った杜（ヤシロ）を想定され、古

墳時代のヤシロとして城之越遺跡と静岡県天白磐座遺跡をあげておられる²⁰⁸。つまり、岡田氏は、この2遺跡に古墳時代段階のある程度固定化された祭場の存在を認定されるわけである。このうち城之越遺跡の大溝祭祀遺構は、先に詳述したように軸線の一一致などから大形建物と不可分の関係にあることは明らかである。そうした場合、少なくとも城之越遺跡の大形建物（の一部）については、祭祀との関連で建てられた可能性がでてくる。

これまで、弥生神殿の論者は、列島でのカミ観念の成立を弥生まで遡らせ、池上曾根遺跡の大形建物を神殿とみなした²⁰⁹のに対し、神殿の設立を遡らせる論者は、古墳時代段階での固定化した祭場の存在までは認めるものの、常設神殿の成立を寺院建築の影響と考えて律令期以降とみなしてきた²¹⁰。確かに、仏教寺院の広汎な成立に刺激され、それに対抗するものとして伝統的な神系祭祀においても社殿の成立が促されるとする理解は、国家的な規模で祀られた伊勢神宮など特定の神社の場合には有効であろう。しかし、実際には、そこで実修された祭祀内容が多様であるように、地方の数ある神社の全てがこの影響で社殿が成立するようになるとする理解もまたある意味観念的なものといえよう。

つまり、昨今の祭祀の場で用いられたと考えられる古墳時代の建物事例の増加は、従来の二者択一的な議論にそぐわなくなっている。古墳時代において、人格神的神観念の存在を前提とするカミが籠もるという意味での神殿ではないにせよ、仮屋的なものも含めてその祭祀に建物の使用を想定すること²¹¹は、全くなかつたとはいきれない。むしろ、祭祀行為の存在を認められる井泉と、それに付随して存在した大形建物は、評価が分かれる弥生時代中期の池上曾根遺跡段階はともかく、少なくとも古墳時代初頭以降については建物も祭祀と何らかの関わりをもっていたものとして、議論の出発点のひとつにおいていいのではなかろうか。



9 | 井泉と大形建物の諸段階

井泉祭祀（湧水点祭祀）における以上の理解を図式的にまとめると、以下のようなだろう。

弥生時代中期—大形建物と井戸がセットで成立する段階。池上曾根遺跡の場合、これが祭祀的意味で用いられたかどうかは異論もあるが、掘立柱建物群北端に位置して南側を睥睨する集落の象徴的存在にはなっていたらしい。井泉と大形建物という後世への連続性も踏まえ、祭政未分化の状態における一定の祭祀の機能も含む象徴的機能は果たしていたと考えたい。

古墳時代初頭—大形建物と井泉をセットとして特別な祭儀空間とした場が成立。ただし、この大形建物は、神殿というよりも、何らかの祭儀に際して供された広い意味の祭殿として存在。

古墳時代前期後半—いわゆる天を意識したカミ観念が列島に成立し、次第に広がりをみせるが、現状の資料に拠る限り大形建物が明晰にいわゆる神殿として機能していたかどうかは不明。貼石を伴う大規模な祭祀場も成立し、祭場として固定化していく例も見られるとともに、井泉がたんに祭祀対象として存在するだけでなく、井泉のある場を祭祀の舞台装置のひとつとして祭場形成を行う例が出てくる。

古墳時代中期—遺構の存在形態は前代と同じだが、この機能がいわゆる首長居館に取り込まれるもののが出てくる。これは、神マツリが神社に収斂されていく過程での過渡期的あり方を示すと理解されるが、勿論、居館に取り込まれない屋外の祭場が主流ではある（井泉の祭祀ではないが、各地に磐座が広がりはじめる）。

律令期—仏教寺院の影響で大形の常設社殿をもつ国家的な神社が成立てくる。前代以来の祭祀の場も、神社として国家の管理を受け、次第に神社としての形態を整えていく。一方、律令性的神祇形態に取り込まれず（つまり神社という形態をとらず）、前代以来の祭祀の場として存在する例

も存在する。また、この段階でも井泉を祭祀対象として祀りが行われた例が、神社でも祭祀遺跡でも確認できる。

10 | 八王子遺跡の井泉・方形区画成立の意義

廻間I式古段階という古墳時代初頭の時期に、方形区画に囲まれた大形掘立柱建物が井泉を伴って成立することは、八王子遺跡に大規模な祭儀空間が整備されたことを示すとともに、その規模の大さきから首長層による閑辱を予想させる。おそらく、八王子遺跡が萩原遺跡群の北端に位置し、さらにそのなかでもこの祭儀空間が最も北に位置することを考えれば、この祭儀空間は萩原遺跡群全体を統括する首長によって用いられたと考えられる。

その場合、遺跡群北側を流れる日光川（木曾川より分流したもの）が当地域の開発や農耕を押し進めた根源的な水源であったとすれば、八王子遺跡はちょうどその日光川の水分的位置を占めていたといつてよい。つまり、ここから平野部への水分を推定すると、八王子遺跡はその最も上流に所存する拠点遺跡ということになる。

かかる遺跡の立地上の特徴を踏まえると、水を祀る祭祀の場が首長の手によって設定されたとみることはあながち荒唐無稽なことではなかろう。そこでは、地下から湧き出る湧水に農耕の繁栄を祈念するとともに、湧き出た水を用いての様々な儀礼が行われたものと推察される。

近畿地方では廻向遺跡の形成に象徴される大きな時代の画期ともいえるこの時期に、方形区画を伴う大規模な場が八王子遺跡で存在していたことは、八王子遺跡が、新たな時代の首長に率いられた当地域の中心的な場所であったことを如実に示すものであろう。

そして、こうした八王子遺跡自体に由来する評価とは別に、生活臭のほとんどない清浄な地に大形建物を伴う方形区画と祭祀系の井泉が存在した



ことは、生活から明確に分離された「祭儀空間」がこの時期には成立していたことを示すものとして評価することができる。この祭儀空間は、長期間にわたって営まれたものではなかろうが、おそらくは司水という首長活動を体现する場として整備されたものであろう。この段階でいわゆる「カミ」がどこまで意識されていたかは不明だが、井

泉と大形建物、そして方形区画内の広大な露天の地が、新たな時代の儀礼の場として、そのなかに祭祀の行為も組み込みつつ整備されたものと思われる。

＜謝辞＞最後になりましたが、今回の発表の機会を与えて下さいました愛知県埋蔵文化財センターの赤塚次郎氏、石黒立人氏、樋上昇氏に感謝申し上げます。

【註記】

- 1) 橋本裕昌「大溝空間の成立とその意義」『三重県上野市比土 城之越遺跡』三重県埋蔵文化財センター 1992、及び橋本裕昌「古墳時代の湧水点祭祀について」『考古学と信仰』同志社大学考古学シリーズ VI 1994
- 2) 池上曾根遺跡に関しては、調査関係者によっていくつかの文献が出されているが、正式の発掘調査報告書の提示はない。従って本稿では、大形建物と井戸の所見については、筆者が現時点で最も整った分析と判断した下記の文献を参照した。
秋山浩三「池上曾根遺跡中腹部における大形建物・井戸の変遷」(上)(下)『みづほ』28及び31
大和弥生文化の会 1999
- 3) 以下、六大A遺跡に関しては、橋本裕昌ほか「六大A遺跡発掘調査報告」三重県埋蔵文化財センター 2002
- 4) 以下、三田谷I遺跡に関しては、黒田貴保「三田谷I遺跡(Vol.2)」鳥取県教育委員会ほか 2000
- 5) このことについては、横村寛之氏を通じて直木孝次郎氏よりご教示を得た。橋本裕昌ほか「六大A遺跡」『一般国道23号中勢道路埋蔵文化財発掘調査概報VII』三重県埋蔵文化財センター 1995。また、その詳細や意義は下記文献で述べた。橋本裕昌「井泉と誓約儀礼」『考古学を学ぶ』同志社大学考古学シリーズ VII 1999
- 6) 「地の宗祇」の用語は、銅鐸の祭祀に関して三品彰英氏によって提出されたものであるが、湧水点に対する祭祀は、それに相応じるものがあろう。同様の見解は、すでに鈴木敏弘氏が表明されている。三品彰英「銅鐸小考」『古代祭政と穀靈信仰』(三品彰英著作集第5巻所収) 平凡社 1972。鈴木敏弘「神がみの世界と考古学」『季刊考古学第59号』雄山閣 1997
- 7) 道標に関する情報は、前掲註2)に掲げる。
- 8) このことに関しては、調査関係者を含む複数の研究者による同趣旨の見解の表明があるが、代表的なものとして以下の文献をあげる。廣瀬和雄「クラから神殿へ」『先史日本の住居とその周辯』同成社 1998
- 9) 前掲註2)
- 10) 細谷英「『交流』の復元レシピ欧米風—欧米考古学における「交流」復元の方法論的比喩、及び植物考古学による交換/交易復元の可能性—」『交流の考古学』朝倉書店 2000
- 11) 外山秀一「池上曾根遺跡のプラント・オ・パール分析II」『史跡池上曾根95』史跡池上曾根遺跡整備委員会編 1996
- 12) 前掲註10)
- 13) 弥生段階の棟持柱式掘立柱建物に祭祀性を認めるかどうかはともかく、純粹に建物形式としては、ここからいくつかの段階を経て最終的に伊勢神宮正殿に象徴される神明造に繋がるとする理解が一般的であろう。このことが量証されるとするなら、次に必要とされることは、稻倉から穀靈の籠もる屋としての神殿への転化の時期がいつに求められるかという議論である。
- 14) 奥野実「古檣通りB遺跡 古檣通り古墳群発掘調査報告」三重県埋蔵文化財センター 2000
- 15) 福嶋正史「新田東部遺跡群Ⅱ(第1分冊) 中溝・深町遺跡 中溝Ⅱ遺跡」新田町教育委員会ほか 2000
- 16) 橋本裕昌ほか「三重県上野市比土 城之越遺跡」三重県埋蔵文化財センター 1992、中浦基之「城之越遺跡(2次) 発掘調査報告」上野市教育委員会 1998
- 17) 下城正「三ツ寺I遺跡」群馬県教育委員会ほか 1988

- 18) 青柳泰介「井戸遺跡・南郷（丸山・大東）遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1994 年度』奈良県立橿原考古学研究所 1995
- 19) 青柳泰介「井戸遺跡・南郷安田遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1995 年度』奈良県立橿原考古学研究所 1996
- 20) 前掲註 8) の他、下記文献も参照。広瀬和雄「弥生時代の「神殿」」『日本古代史 都市と神殿の誕生』新人物往来社 1998
- 21) 前掲註 2)
- 22) 前掲註 5) の鈴木敏弘 1999 文献で指摘した。なお、同題旨はすでに鈴木敏弘によっても指摘されている（鈴木敏弘「集落内祭祀の諸問題」『赤羽台遺跡－八幡神社地区－2』東北新幹線赤羽地区遺跡調査団 1991）。ただし、鈴木氏は鷹向遺跡出土坑 1（石野博信ほか『鷹向』桜井市教育委員会 1976）に存在する石組みを磐座と認めて論を展開され、そこに「天的宗儀」（前掲註 6）三品文献の成立を認められるが、筆者は磐座等の具体的に天を意識した祭祀形態の初現は、本文に示したようにもう少し後出すると考えている
- 23) 銚山猛ほか「冲ノ島」吉川弘文館ほか
- 24) 司沢薰「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」『大神と石上』筑摩書房 1988
- 25) 岡田精司「神社の古代史」大阪書籍 1985
- 26) 大場智雄「祭祀遺跡」角川書店 1970
- 27) 岡田精司「神と神まつり」『古墳時代の研究』12 雄山閣出版 1992
- 28) 広瀬和雄氏に代表される立場。広瀬氏の論は前掲註 8) と 20) の広瀬文献を参照
- 29) 岡田精司「神社建築の源流－古代日本に神殿建築はあったか－」『考古学研究』第 46 号第 2 卷 1999
- 30) この場合、岡田精司氏が前掲註 29) 文献で批判されるように、弥生～古墳時代の神殿とされる建物復元の多くが伊勢神宮を意識した神明造りであることは問題が多いと思われるが、だからといって、本稿で明らかにしたような祭祀関連とみられる井泉とセットで存在する建物に全く祭祀的な機能（もちろんその性格を「神殿」に限定しているわけではない）がなかったとは言い切れない。むしろ、井泉と有機的な関連にあるとみられることは、建物の機能も井泉祭祀との関連において捉えられるべきであろう。棟持柱式建物についての建物形式の具体的復元は、岡田氏が重視される外宮御殿殿との関連も含め、実際の出土建築部材を基に進めていくべきと考える。なお、岡田氏も、①古代の稻倉－②御殿殿－③神宮正殿－という発展図式は指示されるわけだから（①と棟持柱式との関連は推定とされていたが、前掲註 10）文献などによっても少なくとも池上曾根遺跡の棟持柱式大型建物は稻との関連性の高さが指摘されるようになった）、広瀬氏との違いは①の段階に祭祀性（具体的には「神殿機能」の付与）を認めるかどうかに収斂されているともいえる。